

# 春日井市地域強靱化計画

令和2年8月

春日井市

---



# < 目 次 >

## 第1章 計画の策定趣旨、位置づけ

1	計画の策定趣旨	1
2	計画策定の意義	1
3	計画の位置づけ	2
	(1) 計画の位置づけ	2
	(2) 対象とする区域	2

## 第2章 春日井市の地域特性等

1	春日井市の地域特性	3
	(1) 地形	3
	(2) 人口動向	4
	(3) 産業特性	5
	(4) まちの現状	6
	(5) 社会資本の老朽化	8
2	災害リスクの整理	9
	(1) 想定するリスクの考え方	9
	(2) 水害（豪雨、洪水）により想定される被害	9
	(3) 土砂災害により想定される被害	10
	(4) 地震により想定される被害	10

## 第3章 強靱化の基本的な考え方

1	春日井市地域強靱化の基本目標	13
2	春日井市の強靱化を進める上での留意事項	14

## 第4章 脆弱性評価と強靱化の推進方針

1	脆弱性評価	15
	(1) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	15
	(2) 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定	17
	(3) 脆弱性評価結果	18

2	推進すべき施策の方針	19
	(1) リスクシナリオごとの施策の推進方針	19
	(2) 施策分野ごとの施策の推進方針	58

## 第5章 計画推進の方策

1	計画の推進体制	83
2	計画の進捗管理	83
3	計画の見直し等	83

### 【別紙】

1	リスクシナリオごとの脆弱性評価結果	84
2	施策分野ごとの脆弱性評価結果	117
3	用語集	139

# 第1章 計画の策定趣旨、位置づけ

## 1 計画の策定趣旨

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行されました。平成26年には基本法に基づき、国土強靱化に関する国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定されました。

また、愛知県においても、国全体の国土強靱化政策や県の強靱化に関する施策との調和を図りながら、国や県内市町村、民間事業者などの関係者相互の連携のもと、平成28年3月に「愛知県地域強靱化計画」を策定、令和2年3月に改訂されました。

そこで、本市においても、大規模自然災害が発生し被害を受けた場合でも、可能な限り被害を最小化し、迅速に回復することができるよう、「強くしなやかなまち」をつくりあげるために、強靱化に関する指針となる地域強靱化計画を策定するものです。

## 2 計画策定の意義

近年、気候変動の影響による豪雨の増加などにより、全国的に河川氾濫や土砂災害などの自然災害が発生しています。

これまで、愛知県内の自治体は、明治以降の濃尾地震、昭和東南海地震、三河地震、また伊勢湾台風など、甚大な大規模自然災害等を経験しています。

また、東日本大震災の発生を受けて実施した「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」では、南海トラフ沿いで発生する大規模な地震・津波により、甚大な被害が発生するおそれがあることがあらためて明らかになりました。

そのため、本市においても、県内の自治体と同様に災害に対する十分な備えを確立することが重要です。本市の地域特性や想定される被害も考慮したうえで、本市における地域強靱化計画を策定する意義を以下に示します。

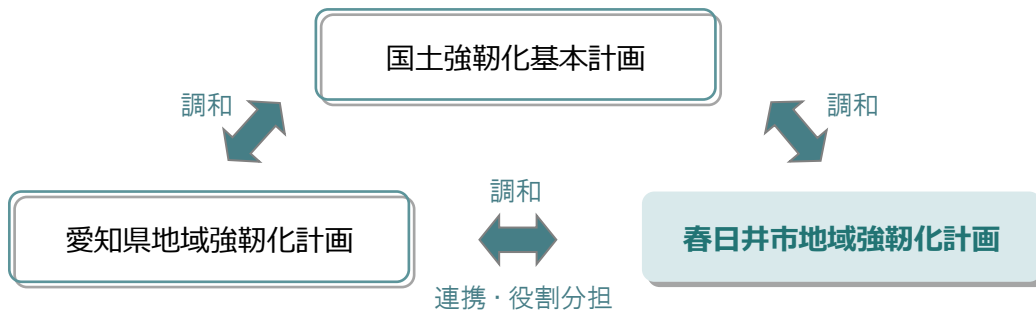
### 計画策定の意義

大規模自然災害等が発生した場合においても、市民の生命・財産を守るとともに、迅速な復旧・復興を果たし、市民の生活や地域の産業・経済活動を維持させること

### 3 計画の位置づけ

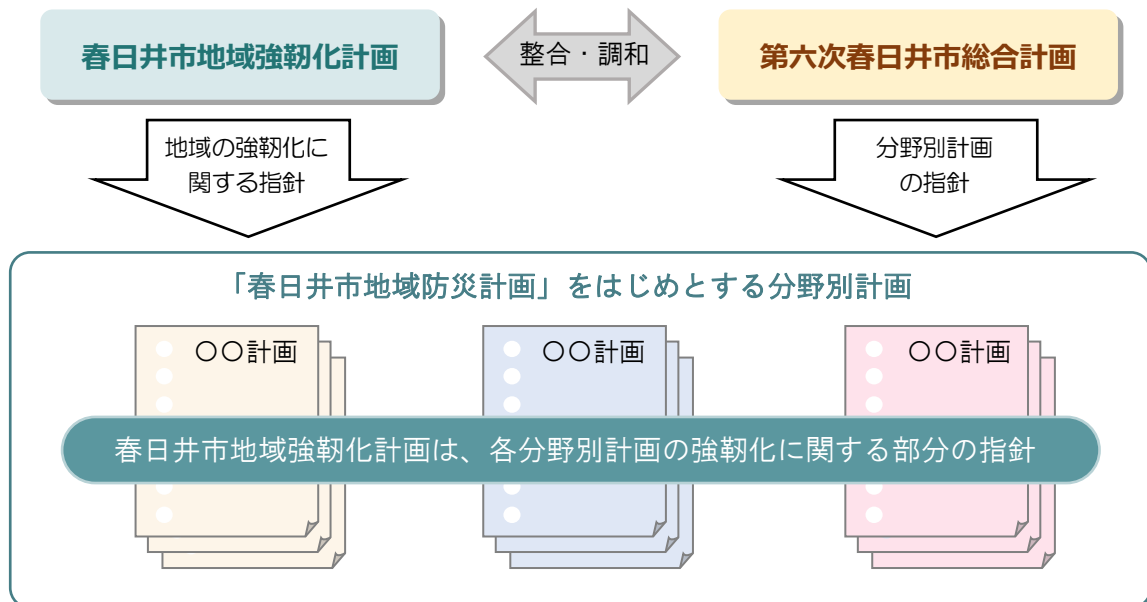
#### (1) 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、基本計画と調和を保ちつつ、愛知県地域強靱化計画との調和及び連携を図ります。



また、本計画は、「第六次春日井市総合計画」との整合・調和を図りながら、本市における強靱化施策を推進する上で「春日井市地域防災計画」をはじめとする各分野別計画の指針として位置づけるものです。

#### <総合計画及び分野別計画との関係>



#### (2) 対象とする区域

本計画の対象区域は春日井市全域とします。

ただし、広域にわたる大規模自然災害が発生した場合など、広域連携が必要になることが考えられるため、国、県、近隣自治体等との連携・協力も考慮した内容とします。

## 第2章 春日井市の地域特性等

### 1 春日井市の地域特性

#### (1) 地形

本市は、中部圏最大の都市である名古屋市をはじめ、小牧市、犬山市、瀬戸市、西春日井郡豊山町、岐阜県多治見市に隣接しており、その市域は東西約15.7km、南北約13.7km、面積約92.78km<sup>2</sup>となっています。

地形は、尾張丘陵と濃尾平野の接触地帯に位置しており、全般に東高西低に地盤傾斜をしています。また、北東部の高地では海拔436m前後、南西部の低地では海拔11m前後となっており、東部の高丘陵地帯と南西部の平坦地帯とに分けられます。

地質構造は地形との関連が大きく、北東部山地の基盤は古生層と花崗岩類に分けられます。また、西に広がる丘陵は第3紀層で、亜炭をはさんだ泥岩層と砂礫層からなっていますが、市の大部分は第4紀層で、丘陵南縁に堆積し南西に広がっています。

[春日井市の位置図]



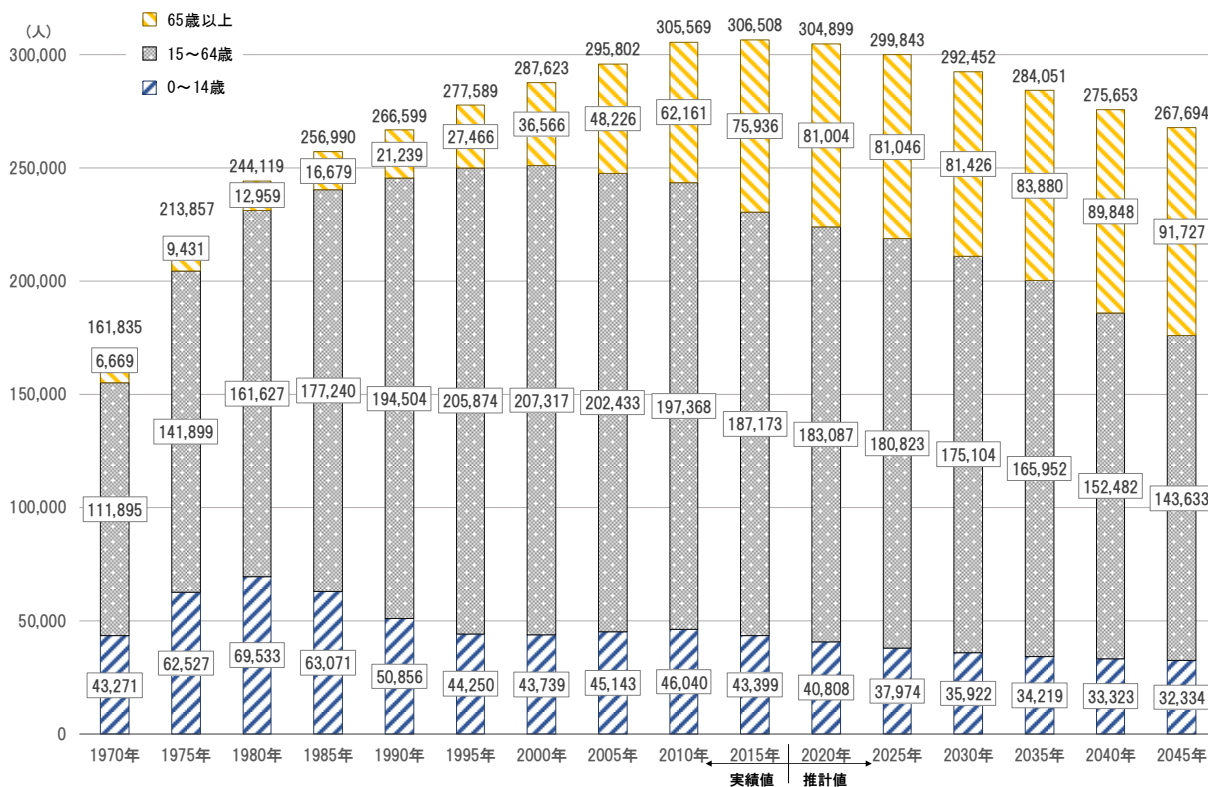
## (2) 人口動向

本市の人口は、高度経済成長期における名古屋市の人口増加を背景とした高蔵寺ニュータウンをはじめとする大規模な住宅開発や区画整理により1970年代に急激に増加しています。1980（昭和55）年以降は、人口増加の伸びは緩やかになったものの、2015（平成27）年まで継続して人口が増加し、現在は横ばい傾向となっています。次に、年齢3区分別の人口の推移を見ると、生産年齢人口（15～64歳の人口）は、2000（平成12）年をピークに、その後は減少に転じています。年少人口（0～14歳の人口）は、1970年代には第2次ベビーブームにより増加傾向でしたが、1980年以降は長期的に減少しています。高齢者人口（65歳以上の人口）は、増加し続けています。

今後の推計は、緩やかに減少し、2045年には2015年に比べ約13%減少する見込みです。年齢3区分別では、生産年齢人口と年少人口が減少する一方で、高齢者人口は増加を続け、2045年には2015年に比べ1.21倍となり、引き続き高齢化が進展すると見込まれます。

### [春日井市の人口推移]

（出典：国勢調査、社人研「日本の地域別人口将来推計平成30年推計」）





### (3) 産業特性

本市は、製造品出荷額等が41年連続日本一の愛知県においても、鉄道、高速道路、県営名古屋空港をはじめとする広域交通基盤の結節点としての優位性があることから、近年、企業の誘致や成長支援などに積極的に取り組んでいます。

現在の本市における産業の構成割合は、事業所については「卸売業・小売業」、「製造業」、「宿泊業・飲食サービス業」の割合が、従業者については「製造業」、「卸売業・小売業」、「医療・福祉」の割合が高くなっています。

[春日井市の産業に関する統計まとめ]

	金額(億円)	出典	
農業産出額	10.8	農林水産省	平成30年市町村別農業産出額（推定）
製造品出荷額等	7820.2	経済産業省	平成30年工業統計調査
年間商品販売額	6536.2	経済産業省	平成26年商業統計調査

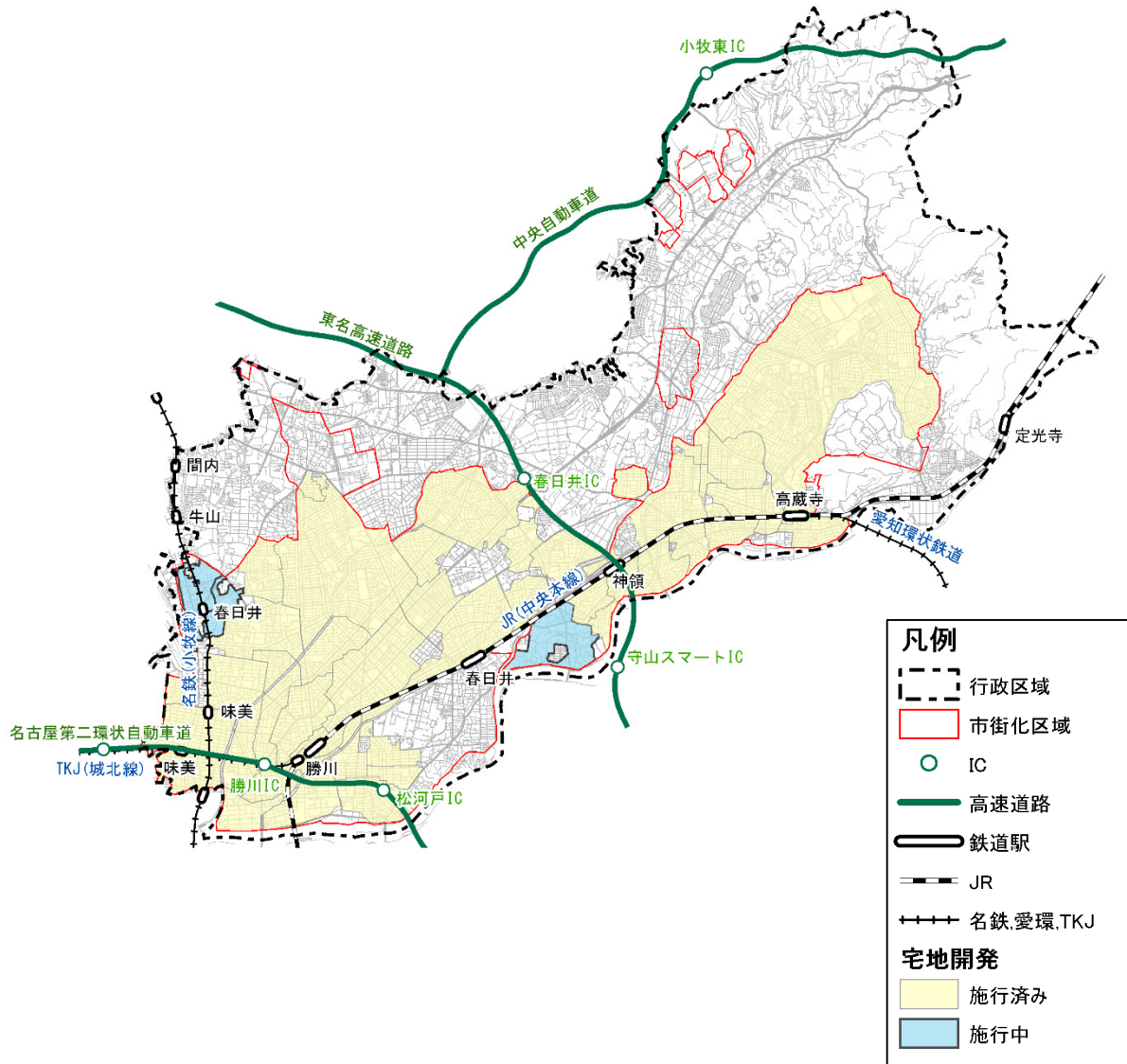
[産業大分類別事業所数及び従業者数]（出典：第3次春日井市産業振興アクションプラン）

業種	事業所数(か所)				従業者数(人)			
	春日井市	構成比(%)	愛知県	構成比(%)	春日井市	構成比(%)	愛知県	構成比(%)
総数	10,771	100.0	325,786	100.0	114,480	100.0	3,903,263	100.0
第1次産業								
農林漁業	12	0.1	939	0.3	95	0.1	9,448	0.2
第2次産業								
鉱業・採石業・砂利採取業	-	-	69	0.0	-	-	425	0.0
建設業	1,154	10.7	27,958	8.6	7,433	6.5	219,620	5.6
製造業	1,419	13.2	38,294	11.8	29,043	25.4	913,465	23.4
第3次産業								
電気・ガス・熱供給・水道業	8	0.1	423	0.1	239	0.2	18,616	0.5
情報通信業	71	0.7	3,518	1.1	490	0.4	72,649	1.9
運輸業・郵便業	247	2.3	7,540	2.3	6,336	5.5	211,597	5.4
卸売業・小売業	2,450	22.7	79,835	24.5	24,130	21.1	755,277	19.3
金融業・保険業	157	1.5	4,944	1.5	1,787	1.6	77,273	2.0
不動産業・物品賃貸業	553	5.1	19,504	6.0	2,570	2.2	80,450	2.1
学術研究・専門・技術サービス業	403	3.7	13,929	4.3	2,678	2.3	114,838	2.9
宿泊業・飲食サービス業	1,397	13.0	42,442	13.0	11,113	9.7	348,120	8.9
生活関連サービス業・娯楽業	981	9.1	26,848	8.2	5,296	4.6	151,249	3.9
教育・学習支援業	454	4.2	14,052	4.3	3,504	3.1	190,109	4.9
医療・福祉	837	7.8	24,002	7.4	12,883	11.3	406,222	10.4
複合サービス事業	43	0.4	1,403	0.4	870	0.8	25,548	0.7
サービス業(他に分類されないもの)	585	5.4	20,086	6.2	6,013	5.3	308,357	7.9

#### (4) まちの現状

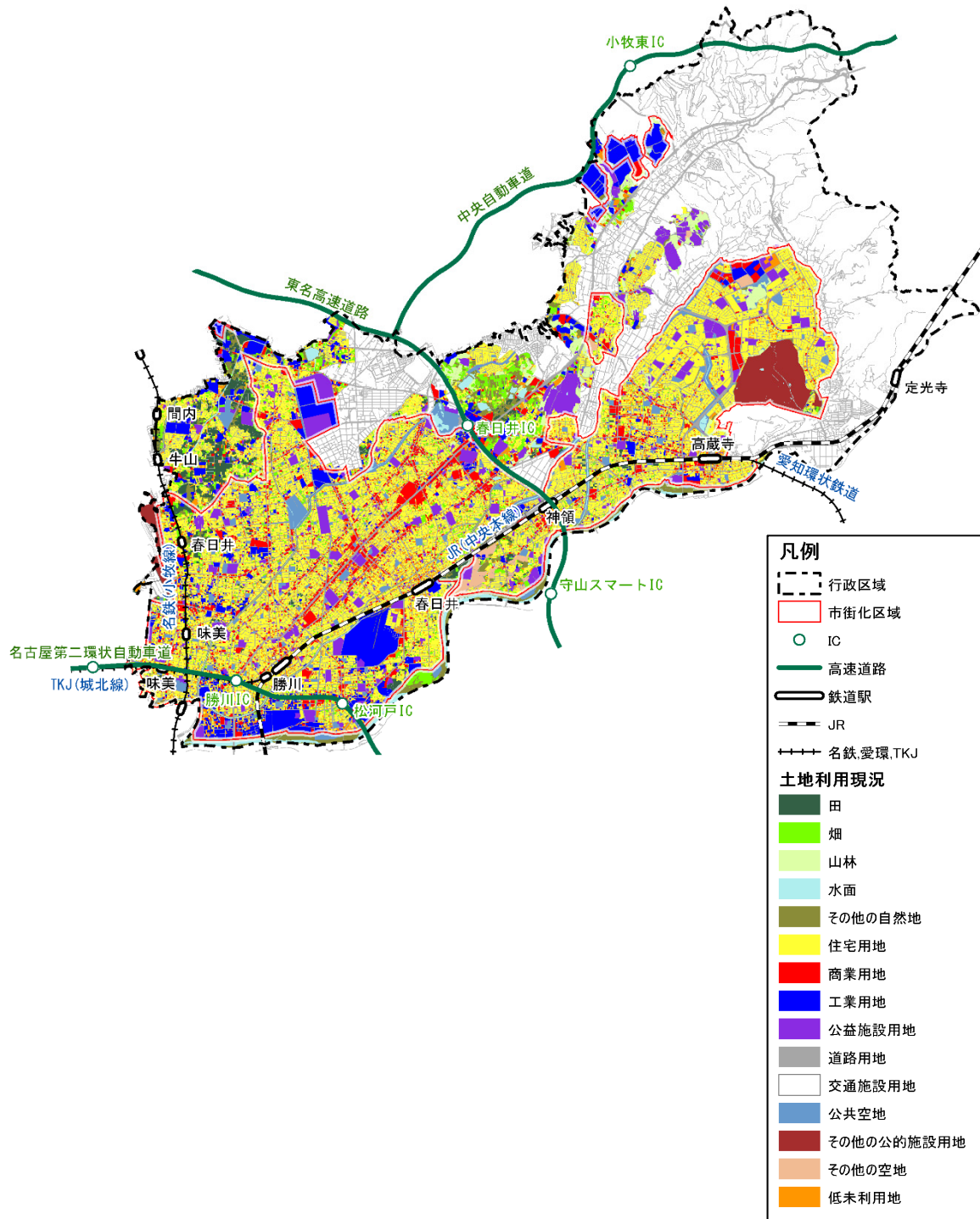
本市の市街化区域は、平成27年8月時点で、約47.09km<sup>2</sup>となっており、そのうち、施工中のものを含めると約76.8%が土地区画整理事業により整備されています。

[土地区画整理事業施行区域図] (出典：春日井市都市計画マスタープラン)



市街化区域の土地利用については、多いものから住宅用地約36.8%、道路用地約19.2%、公益施設用地約9.3%、工業用地約8.4%、商業用地約6.8%と、市街化区域の多くが土地区画整理事業により整備されているため、田、畑等の農地は少なく、都市的土地利用が進んでいます。また、市西部では、住宅用地と工業用地の混在が見られ、国道19号沿線に商業用地が多く見られます。

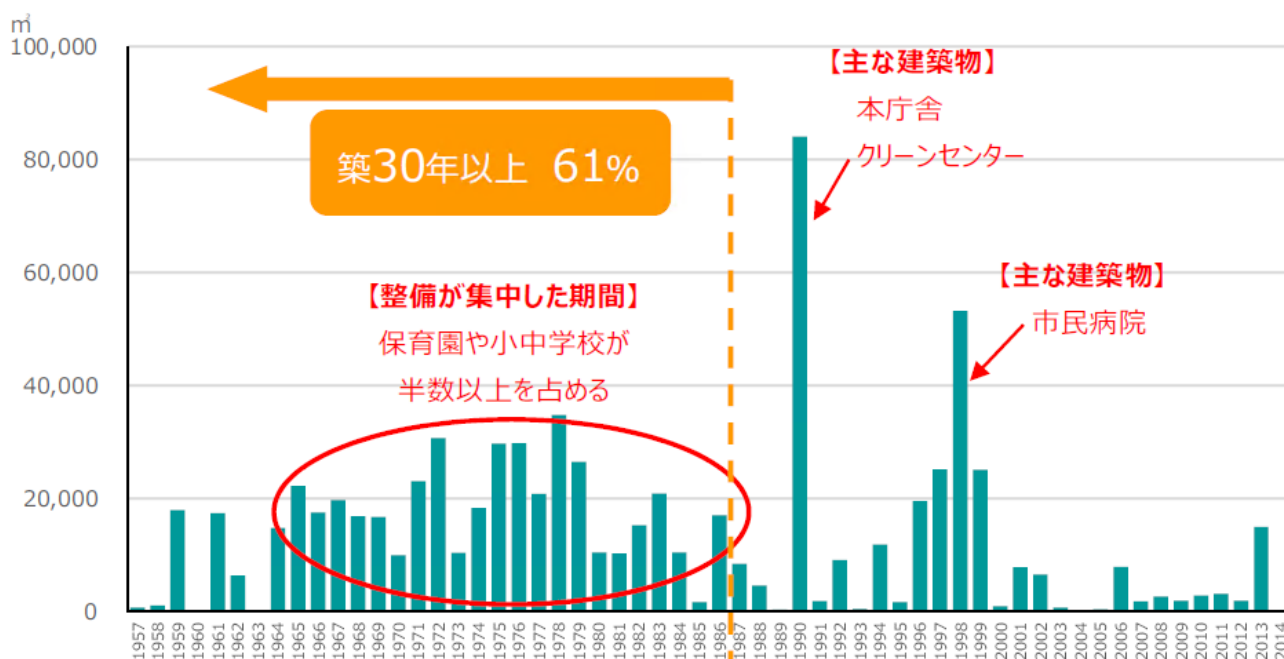
[土地利用現況図] (出典：春日井市都市計画マスタープラン)



## (5) 社会資本の老朽化

本市の公共施設は全323施設、総延床面積は約709,864㎡となっており、その割合は、多いものから小学校などの学校教育施設が約47.5%、次いで行政施設が約8.8%となっています。また、平成28年度における、道路等のインフラ資産を除いた公共施設等建築物のうち築30年以上のものは約61%となっています。

[公共施設等建築物の年度別整備延床面積] (出典：春日井市公共施設等マネジメント計画)



## 2 災害リスクの整理

### (1) 想定するリスクの考え方

本計画で想定するリスクは、本市に被害が生じる大規模自然災害を基本としており、災害の規模等を限定するものではありません。一方で、本市の強靱化の現状と課題を把握して推進すべき施策を設定する上では、地震などの具体的な被害想定等も参照し、具体的な被害想定等がない災害については、過去の災害事例等を参考としました。

なお、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することによって、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性についても配慮します。

### (2) 水害（豪雨、洪水）により想定される被害

市内を流れる各河川のうち、庄内川、内津川、八田川、繁田川、新繁田川、うぐい川及び西行堂川において洪水浸水想定区域図(想定最大規模、計画規模)又は浸水予想図(想定最大規模、計画規模)が作成されています。

浸水が予想される区域は、想定し得る最大規模の降雨と、各河川の計画規模の降雨を前提として管理者が区域を指定しています。

河川名	管理者・想定最大規模・計画規模	河川名	管理者・想定最大規模・計画規模
庄内川	国・1日に578mm・376mm	新繁田川	県・1日に836mm・277mm
内津川	県・1日に836mm・316mm	うぐい川	県・1日に836mm・277mm
八田川	県・1日に836mm・277mm	西行堂川	県・1日に836mm・277mm
繁田川	県・1日に836mm・277mm		

また、本市における過去の主な風水害による被害状況は、次のとおりです。

平成12年東海豪雨				平成23年台風15号			
総雨量	513.5mm	(消防署南出張所)		総雨量	344mm	(消防署高蔵寺出張所)	
床上浸水	622棟	床下浸水	727棟	床上浸水	214棟	床下浸水	183棟

### (3) 土砂災害により想定される被害

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、土砂災害のおそれのある区域を愛知県が指定します。

春日井市内においては、土砂災害警戒区域として123箇所、うち土砂災害特別警戒区域として103箇所が指定されています。(令和2年7月3日現在)

土砂災害警戒区域の指定条件	土砂災害特別計画区域の指定条件
<b>■ がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域</li> <li>・ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域</li> <li>・ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍(50mを超える場合は50m)以内の区域</li> </ul>	急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動等により、建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることの出来る力の大きさを上回る区域
<b>■ 土石流</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域</li> </ul>	

### (4) 地震により想定される被害

県の地震被害予測調査(平成26年5月公表)においては、南海トラフで繰り返し発生している大規模な海溝型地震として、規模の異なる2つの地震モデルによる被害を想定しています。この調査結果による南海トラフ地震で想定される被害の概要は次のとおりです。

#### 「過去地震最大モデル」

南海トラフで繰り返し発生している地震のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの(宝永地震・安政南海地震・安政南海地震・昭和東南海地震・昭和南海地震の5地震)を重ね合わせたモデル

#### 「理論上最大想定モデル」

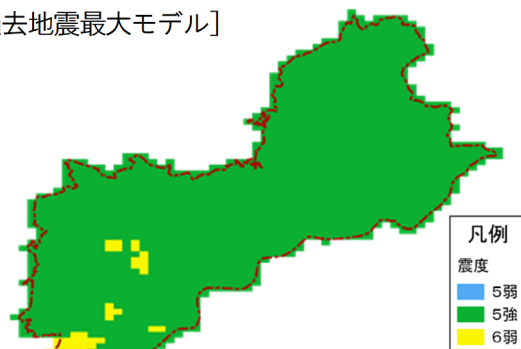
南海トラフで発生する地震のうち、千年に一度、あるいはそれよりも発生頻度が低いもので、「命を守る」という観点で想定外をなくすことを念頭に地震対策を講じることが不可欠であることから、あらゆる可能性を考慮して想定した最大クラスの地震モデル

#### ア 最大震度

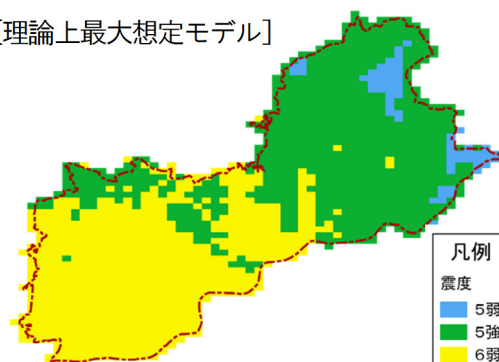
[春日井市の最大震度](出典:愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書)

モデル	過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル
最大震度	6弱	
備考		陸側ケース・東側ケース

[過去地震最大モデル]



[理論上最大想定モデル]



## イ 被害量

[春日井市の被害量] (出典：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書)

項目		市町村別で被害が最大となるケース	
		過去地震 最大モデル	理論上最大 想定モデル
全壊・焼失棟数 (夕方18時発災)	揺れ	約70	約300
	液状化	約10	約20
	火災	約200	約500
	合計	約300	約800
死者数 (早期避難率低の場合)	季節・時間帯	冬夕方18時発災	
	建物倒壊	*	約10
	火災	約10	約20
	合計	約10	約30

\*：被害わずか 想定条件：風速5m/s  
 ※端数処理について、5未満→\*、5以上100未満→一の位を四捨五入、  
 100以上1万未満→十の位を四捨五入、1万以上→百の位を四捨五入

## ウ ライフライン被害（過去地震最大モデル）

[春日井市の被害量] (出典：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書)

発災 1日後 冬 夕方 18時	上下水道 (断水人口)	約225,000人
	下水道 (機能支障人口)	約71,000人
	電力 (停電軒数)	約134,000軒
	固定電話 (不通回線数)	約43,000回線
	携帯電話 (停波基地局数)	80%
	都市ガス (復旧対象戸数)	若干
	L P ガス (機能支障世帯数)	約400世帯

## エ その他

1944年12月7日に発生した東南海地震の被害及び震度分布の評価について、発災当時は現在の  
 ような行政による各市町村の被害状況の収集は行われておらず、当時の被害状況を示す資料と  
 して、名古屋大学名誉教授の飯田汲事が1946年に公表された宮村攝三の資料を基に他資料を用  
 いて充実させた、1985年に公表した被害統計資料が活用されていました。名古屋大学減災連携  
 研究センターがその内容を精査・修正等を行い、2019年3月に公表した「昭和19年 東南海地震」  
 では、当時の被害状況は以下の通りとなっています。

[昭和19年東南海地震の被害量] (出典：「昭和19年 東南海地震」)

人口(S19)		死亡率 (%)		死者		傷者		流出		全焼 住家	半焼 住家
				(宮村)	(飯田)	(宮村)	(飯田)	住家	非住		
38,406		0		-	-	-	-	-	-	-	-
世帯数 S19(S15)	全壊率 (%)	全半壊率 (%)	評価 震度	住家全壊数		住家半壊数		非住全壊		非住半壊	
				(宮村)	(飯田)	(宮村)	(飯田)	(宮村)	(飯田)	(宮村)	(飯田)
7,341	0.01	0.03	5-	1	1	1	1	-	2	2	2



## 第3章 強靱化の基本的な考え方

### 1 春日井市地域強靱化の基本目標

本市は、名古屋市に隣接し、鉄道・道路・空港などの利便性の高い広域交通網と快適な都市基盤を備えているほか、豊かな自然に恵まれたまちであり、名古屋圏を代表する住宅都市として発展してきました。また、製造業や卸売業・小売業等の産業が本市の経済活動を支えており、近年では積極的な企業の誘致・支援などに取り組んでいます。

一方、平成12年の東海豪雨や度重なる台風の接近に伴う集中豪雨等により、過去に水害の被害に見舞われてきました。現在においても、河川氾濫による浸水や土砂災害など自然災害の発生が危惧される地域があり、そのなかには人口や産業が集中している地域も含まれています。そのため、それらの水害をはじめとした多種・多様な自然災害から人命や市民生活を守り、産業や経済活動に関わる被害を最小限に抑えていく必要があります。また、このような自然災害に対応していくためには、市民・事業者・行政が連携して「自助」・「共助」・「公助」のそれぞれの役割を果たし、被災後も市民生活や経済活動が可能な限り速やかに回復する「しなやかさ」をあわせもつことが重要となります。

そこで、本市は、国土強靱化基本計画や愛知県地域強靱化計画に掲げられた基本目標を踏まえ、次の4つを本計画の基本目標として設定します。

- I 市民の生命を最大限守る
- II 地域及び社会の重要な機能を維持する
- III 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する
- IV 迅速な復旧復興を可能とする

## 2 春日井市の強靱化を進める上での留意事項

本市の強靱化の基本目標の達成に向け、国土強靱化基本計画や愛知県地域強靱化計画に掲げる基本的な方針を踏まえつつ、特に以下の事項に留意しながら取り組むこととします。

- ✓ 短期から長期の時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取り組むを推進する。
- ✓ 大学、関連事業者、地域団体やボランティア等の民間団体等が、それぞれの役割を常に相互の連携を意識して取り組む体制を構築する。
- ✓ 想定される被害や地域の状況等に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせることにより、総合的な施策を推進する。
- ✓ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるように工夫する。
- ✓ 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。
- ✓ 平時からの人のつながりが強靱な社会をつくることを常に念頭におき、人と人、人と地域、また地域と地域のつながりの再構築や、地域や目的等を同じくする様々なコミュニティの機能の向上を図る。
- ✓ 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じる。

## 第4章 脆弱性評価と強靱化の推進方針

### 1 脆弱性評価

#### (1) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

基本目標を達成し、強靱化を実現するために必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価を行い、強靱化に向けた課題を整理します。

脆弱性評価にあたっては、愛知県地域強靱化計画において設定されている「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を参考に、本市の地域特性等を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と35の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定しました。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による都市の混乱
	2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-5 被災地における疾病・感染症等の大規模発生
	2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱
	3-2 市職員・施設の被災による機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
	5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
	5-3 道路が分断する等の基幹的交通ネットワークの機能停止
	5-4 食料等の安定供給の停滞
	5-5 異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7-2 沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
	7-3 排水機場等の防災施設、ため池等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
	7-4 有害物質の大規模拡散・流出
	7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
	8-5 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ
	8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

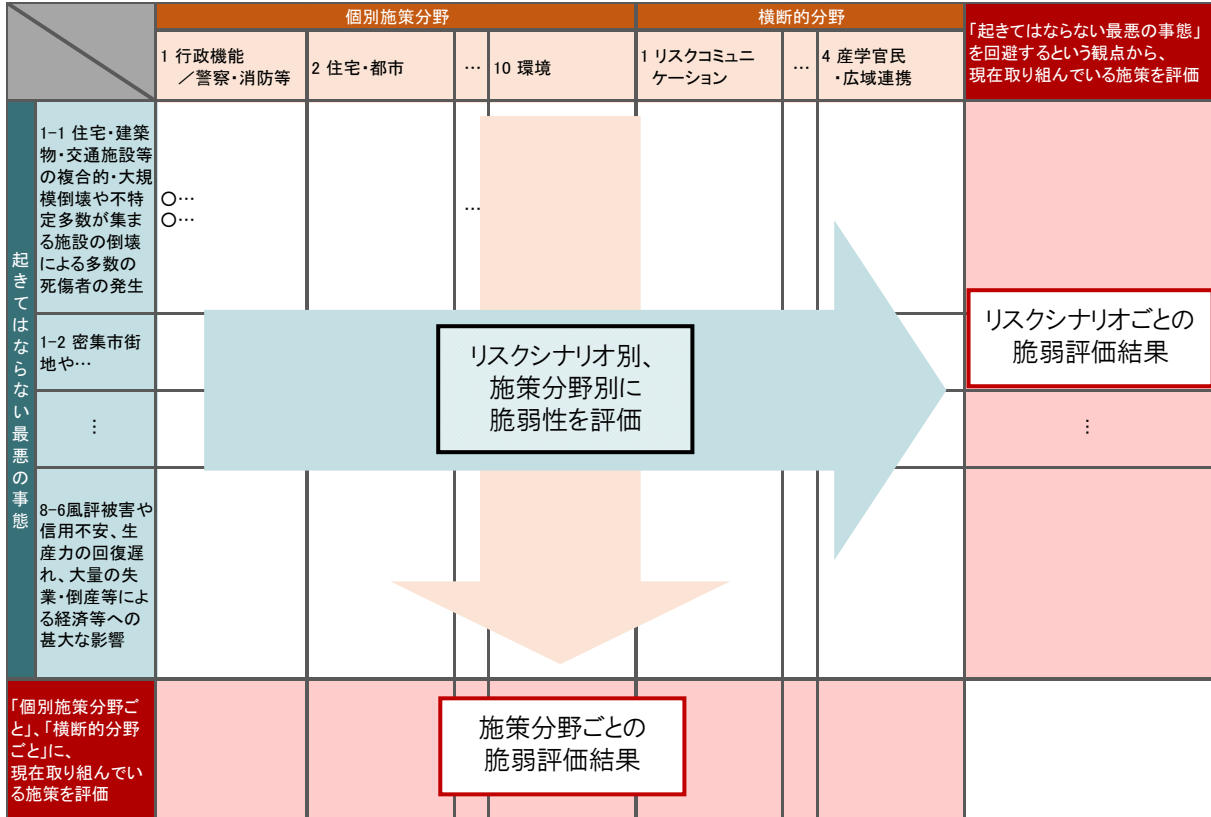
## (2) 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定

愛知県地域強靱化計画において設定された施策分野を参考に、本計画では、10の個別施策分野と、4の横断的分野を設定しました。

施策分野	
個別施策分野	1 行政機能／警察・消防等
	2 住宅・都市
	3 保健医療・福祉
	4 エネルギー
	5 情報通信
	6 産業・経済
	7 交通・物流
	8 農林水産
	9 地域保全・土地利用
	10 環境
横断的分野	1 リスクコミュニケーション
	2 人材育成
	3 老朽化対策
	4 産学官民・広域連携

### (3) 脆弱性評価結果

脆弱性評価は、愛知県地域強靱化計画に示されている脆弱性評価の実施手順を参考に実施し、脆弱性評価結果は、「リスクシナリオごと」と「施策分野ごと」に整理しました。



## 2 推進すべき施策の方針

### (1) リスクシナリオごとの施策の推進方針

#### 目標1 直接死を最大限防ぐ

1-1

住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

#### (住宅・建築物等の耐震化等の促進)

- ブロック塀等の工作物については、所有者に安全点検と倒壊防止の補強を指導するとともに、公道等に面したブロック塀等については、補助制度を利用した撤去を奨励する。あわせて、建築物に附属するブロック塀等も含めた既存建築物の適正な維持管理や安全性確保について周知啓発を推進する。
- 住宅・建築物のさらなる耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する。
- 利用者の安全・安心を確保するため、災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策を推進する。
- 都市拠点である駅周辺の施設については、市街地整備事業や住環境整備事業等により、耐震性や耐火性の高い建物への更新や、オープンスペースの確保等を図り、地域の防災性能の向上を推進する。

#### (不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進)

- 不特定多数の者が利用する鉄道駅や駅周辺などの主要な交通結節点において、駅施設等の交通施設の更新やバリアフリー化、ならびに駅前広場や駅周辺道路等の整備を進め、災害発生時における都市機能の継続を図るとともに、利用者の安全や避難経路の確保、救助・救急活動に資する空間の確保を推進する。

#### (公共施設等の耐震化の推進・促進)

- 行政施設や学校施設などの公共施設等について耐震化を進める。また、老朽化対策等の施設整備を各個別計画等に基づき進める。あわせて、天井、外装材等の建築物の非構造部材及び附属物の耐震対策を進める。

#### (交通施設等における脆弱性の解消)

- 緊急輸送道路に隣接するもの、並びに重点的に耐震化を進める区域内を優先して耐震化を図る。
- 道路橋の耐震化、老朽化対策を推進する。

### （電柱や大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性の解消等）

- 大規模地震発生時に被害を受けやすい電柱やその道路については、緊急輸送道路等における阻害要因の除却など、安全性の向上を検討する。
- 大規模盛土造成地内に存する施設・構造物について、安全性の確保に努めるため、更新した大規模盛土造成地マップを公表する。

### （家具の転倒防止策等の継続的な防災訓練や防災教育等の推進）

- 緊急地震速報等の活用を進めるとともに、家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。

### （災害対応能力の向上）

- 自らの防災・減災の行動につながるよう市民意識の向上を図るとともに、自主防災組織の活動支援や人材育成など地域の防災力の強化を促進する。
- 大規模自然災害や大規模な感染症などの有事の未然防止と被害の軽減を図るため、計画の策定、防災訓練の実施などにより、指導者体制を構築するなど、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る。

### （消防団等の充実強化の促進等）

- 大規模災害時は消防団が果たす役割が極めて高くなることから各種イベントでの啓発を通して、基本団員等への加入を促進する。

## 重要業績指標

1-1

- ◆広域避難場所である朝宮公園の収容人数：52,200人（H30）→58,800人（R5）
- ◆住宅密集地火災対応研修及び訓練：3回／年
- ◆住宅の耐震化率：95%（R2）  
※令和2年4月一部改定の市耐震改修促進計画による目標値
- ◆特定既存耐震不適格建築物の耐震化率：95%（R2）  
※令和2年4月一部改定の市耐震改修促進計画による目標値

## 1-2

### 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

#### （火災に強いまちづくり等の推進）

- 指定緊急避難場所として位置づけられている公園について、整備及び維持管理を行う。
- 老朽空き家や不良空き家について、除却を促進する。



- 消防車両が進入困難と思われる地域（道路狭あい地区）及び木造住宅密集地域において、街頭消火器を適正配置することにより、市民による早期な初期消火をもって被害を最小限にとどめることを推進する。
- 震災時の広域断水時における消防水利確保のため、耐震性防火水槽を、平成 30 年度から 10 か年の計画で年 4 基整備するとともに、非耐震性防火水槽の耐震化についても検討を進める。
- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地や既存集落内の狭あい道路などについては、老朽建築物の除却や小規模な道路整備、狭あい道路の拡幅整備等により、改善を促進する。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進のほか、火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースとなる公園緑地整備を推進する。
- 都市拠点である駅周辺の施設については、市街地整備事業や住環境整備事業等により、耐震性や耐火性の高い建物への更新や、オープンスペースの確保等を図り、地域の防災性能の向上を推進する。

#### **（水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等）**

- 民間事業者等との給水活動等についての協定締結等による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取組を推進する。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地について、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等により、官民が連携して計画的な解消を図る。

#### **（災害対応能力の向上）**

- 自らの防災・減災の行動につながるよう市民意識の向上を図るとともに、自主防災組織の活動支援や人材育成など地域の防災力の強化を促進する。
- 大規模自然災害や大規模な感染症などの有事の未然防止と被害の軽減を図るため、計画の策定、防災訓練の実施などにより、指導者体制を構築するなど、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る。

#### **（情報通信関係施策の推進）**

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、ICTを活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する。

#### **（消防団等の充実強化の促進等）**

- 大規模災害時は消防団が果たす役割が極めて高くなることから、各種イベントでの啓発を通して、基本団員等への加入を促進する。

### **重要業績指標**

1-2

- ◆耐震性防火水槽充足率：62%（H30）→10 か年計画による均等配置
- ◆街頭消火器設置本数：6,637 本（H30）

- ◆公共施設の耐震化率：91.8%（H28）→95.0%（R 8）
- ◆避難・延焼遮断空間を確保する土地区画整理事業（熊野桜佐）：48.5%（R 1）→100%（R 11）
- ◆避難・延焼遮断空間を確保する土地区画整理事業（西部第一）：7.4%（R 1）→100%（R 9）
- ◆避難・延焼遮断空間を確保する土地区画整理事業（西部第二）：7.4%（R 1）→100%（R 9）
- ◆自主防災組織の訓練実施率：87%（R 1）→90%（R 2）

## 1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

### （ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進）

- 各区域の浸水実績図や浸水シミュレーションによる浸水リスク評価を踏まえ、排水機場や管渠、雨水貯留施設等の浸水対策施設の整備・維持管理を推進する。
- 大規模水害を未然に防ぐため、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、水防訓練の実施や洪水ハザードマップなど各種ハザードマップの作成、防災情報の高度化、可搬式ポンプの運用や排水ポンプ車導入など、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせて実施し、これらハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた施策を推進する。

### （継続的な防災訓練や防災教育等の推進等）

- 身を守る避難行動の取り方等について自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。

### （河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等の推進）

- 地域住民の生命と財産を守るため、より迅速に確実な対応ができるよう河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等を推進する。

### （地下空間における浸水対策等の強化）

- 冠水時の通行止めにより、地域の道路ネットワークが分断されてしまうことがないよう、冠水危険箇所の周知を図るとともに、下流の排水能力に応じて冠水頻発箇所の排水ポンプ増強を検討する等、道路の耐災害性の強化を図る。

### （河川の改修）

- 春日井市排水基本計画に基づき、排水路改修を進める。特に都市部を流域に持つ河川では、開発の進行による流出量増大等により治水安全度が著しく低下していることから、国管理河川の庄内川や、県管理河川の八田川、内津川等の改修を促進する。また、地蔵川ポンプ場整備を推進する。

### （浸水想定区域の指定・見直し）

- 想定しうる最大規模の降雨により洪水・内水氾濫が発生した場合の浸水想定区域図を公表することなどにより、洪水等からの円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る。

### （気候変動を踏まえた水災害対策）

- 近年、全国各地で豪雨等による水災害が発生していることに加え、気候変動に伴う降雨量の増加等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変動を踏まえた水害対策について、国・県の動向を踏まえ、対応について検討する。

### （情報通信関係施策の推進）

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、ICTを活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する。
- 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報等に5段階の警戒レベルを付して提供することにより、住民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にする。

### （災害対応力の強化等）

- 自らの防災・減災の行動につながるよう市民意識の向上を図るとともに、自主防災組織の活動支援や人材育成など地域の防災力の強化を促進する。
- 大規模自然災害や大規模な感染症などの有事の未然防止と被害の軽減を図るため、計画の策定、防災訓練の実施などにより、指導者体制を構築するなど、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る。

### （避難場所・避難路の確保、整備等）

- 被災した場合に避難路としての使用が見込まれる道路について、安全性の向上等、避難の円滑化に必要な整備を推進する。
- 避難場所に至る、通学路、自転車や歩行者空間を含めた避難路等の整備のほか、バリアフリー化方策について検討する。

## 重要業績指標

1-3

- ◆水防訓練の実施：年1回

**（土砂災害対策の推進）**

- 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を推進する。
- 崩壊の危険性が高いがけ地をはじめとする土砂災害危険箇所について、住宅への被害を防止するため、県と連携を図り建築物の敷地についての安全対策を推進する。
- 崩壊の危険性が高いがけ地をはじめとする土砂災害危険箇所について、土砂災害対策として愛知県の急傾斜対策事業及び治山事業を活用し人的被害防止を推進していく。
- 人的被害を防止するため、ソフト対策として、土砂災害ハザードマップを作成、配布することにより、土砂災害の危険性の住民への周知を図り、避難行動を促す。
- 緊急消防援助隊愛知県土砂・風水害機動支援部隊救助小隊としての取組みとして、土砂災害を想定した訓練を行うため、市内業者の保有する私有地を訓練場として使用し、活動能力向上のための職員教育訓練を行うとともに、土砂災害・風水害対応資機材の増強を推進する。

**（山地災害、森林・農地等の保全機能の低下への対応）**

- 森林・農地等の管理放棄による保全機能の低下、集中豪雨の発生頻度の増加等による災害発生リスクの高まりが懸念されるため、基幹的水利施設をはじめとする農業用施設の耐震化や自然と共生した多様な森林づくりを推進する。

**（亜炭坑跡地対策の促進）**

- 亜炭鉱廃坑の範囲や規模等を特定する調査や、調査を受けての亜炭鉱廃坑に対する充填工事について、許可権者である国に継続的な支援制度の創設を要望していく。

**（情報関係施策の推進）**

- テレビ、新聞等の報道機関に対し情報及び必要な資料を提供し、広報活動への協力を要請する。特に、避難情報等については、災害情報共有システム（Lアラート）、市ホームページ、市安全安心情報ネットワーク、市緊急情報 Twitter、市アプリ「春ポケ」、音声架電システム、インターネット、ファクシミリ等を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。
- 災害対策本部と防災拠点における情報伝達を確実にを行うため、防災行政無線のデジタル化整備等により、情報発信のための体制を整備する。

**（災害対応力の強化等）**

- 自らの防災・減災の行動につながるよう市民意識の向上を図るとともに、自主防災組織の活動支援や人材育成など地域の防災力の強化を促進する。
- 大規模自然災害や大規模な感染症などの有事の未然防止と被害の軽減を図るため、計画の策定、防災訓練の実施などにより、指導者体制を構築するなど、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る。

- ◆農業ため池の浸水想定区域図の見直し整備：38池（R2）

## 目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### 2-1

#### 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

##### （輸送ルートの確保対策の実施）

- 物資輸送ルートを確実に確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備を推進する。

##### （水道施設の老朽化対策等の推進）

- 水道水を安定的に供給するため、施設及び管路における老朽化対策と合わせて防災拠点への配水管路や基幹管路の耐震化対策を推進する。また、施設の維持・修繕に関するガイドラインに従い水道施設を良好な状態に保つための点検・整備を実施し、事故予防、水道施設の長寿命化を図る。

##### （電力設備等の早期復旧体制整備の推進）

- 大規模災害により電柱の倒壊や倒木等が発生し、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、県や市町村による倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と、早期復旧のための協力体制の整備を進める。
- 電力事業者は、現場の情報を迅速に収集・共有する体制を整備し、停電の早期復旧やユーザーへの迅速かつ適切な情報発信を行う。

##### （停電時における電動車等の活用）

- 停電している避難所等へ、事業者等との協定締結により非常用電源として電力供給が可能な電動車等の活用を検討する。

##### （備蓄の推進）

- 従事職員の飲料水・食料について、職員個人が7日分の飲料水・食料の自助による準備を行い、参集時に最低3日分の飲料水・食料を持参することで職務の円滑な実施につながることを日頃から職員に対する意識啓発を行う。
- 本市の備蓄計画に基づき、必要とされる飲料水・食料等の備蓄を推進する。
- 防災訓練、防災講話、防災教育での啓発により、各家庭、地域及び事業所における備蓄を促進する。

##### （物資調達・供給体制、受援体制の構築等）

- 大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努めるものとする。

- 円滑に支援物資の受入・供給を行うため、物資集配拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。
- 大規模自然災害発生時においても、安定供給が可能となるよう、関係機関、他の自治体との相互応援協定を締結することで災害時に物資調達がスムーズに実施できるよう体制の構築を推進する。

### (消防団等の充実強化の促進等)

- 大規模災害時は消防団が果たす役割が極めて高くなることから、各種イベントでの啓発を通して、基本団員等への加入を促進する。

## 重要業績指標

2-1

- ◆都市計画道路の整備率：82% (R10)
- ◆管路の更新率：0.50%を維持 (毎年度)
- ◆基幹管路の耐震化率：33.9% (H28) →36.9% (R9)
- ◆防災訓練の実施：年1回
- ◆備蓄食料の拡充：クラッカー 47,040食 (R1) →100,800食 (R5)  
                                 アルファ米 12,650食 (R1) →27,250食 (R5)  
                                 缶入りパン 3,240食 (R1) →6,960食 (R5)  
                                 飲料水 63,048本 (R1) →135,000本 (R5)

## 2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

### (災害対応の体制・資機材強化)

- 平常時から総合防災訓練等を通じて関係機関との連携を深め、災害時における応援体制の確立を図る。また、災害発生時における迅速かつ円滑な対応を行うための装備資機材等の充実強化を推進する。加えて、消防団の配備資機材・詰所・訓練の充実強化、既存及び新規に発足する自主防災組織に対し、防災資機材及び資機材倉庫等の貸与による充実強化を図る。
- 水防倉庫の資機材等の充実強化を推進する。
- 複雑多様化する社会情勢を踏まえ、各種災害に対応できる消防車両及び資機材を、適切に維持管理するとともに、計画的な更新を推進する。
- 消防組織法第39条に基づき、隣接6市1広域事務組合と消防相互応援協定を締結し、合同訓練を実施しているほか、県内において大規模な災害等が発生した場合における応援体制について、愛知県内広域消防相互応援協定により、災害対応能力の向上を図る。

### （災害対応業務の実効性の向上）

- 緊急消防援助隊の効果的な受援体制を構築するため、シミュレーションチームを立ち上げ、体制の検証、訓練企画等を行い、実効性の向上を図る。

### （地域の活動拠点施設の耐災害性の強化）

- 地域の活動拠点となる消防署及び各出張所について、適切な維持管理及び老朽化した施設の移転整備を図り、消防施設の耐災害性の強化を推進する。また、消防救急無線等の情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する。

### （消防団員の確保等）

- 大規模災害時は消防団が果たす役割が極めて高くなることから、各種イベントでの啓発を通して、基本団員等への加入を促進する。

### （道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路啓開の円滑化の推進）

- 災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良等の整備、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策を進める。
- 不特定多数の者が利用する鉄道駅や駅周辺などの主要な交通結節点において、駅施設等の交通施設の更新やバリアフリー化、ならびに駅前広場や駅周辺道路等の整備を進め、災害発生時における都市機能の継続を図るとともに、利用者の安全や避難経路の確保、救助・救急活動に資する空間の確保を推進する。
- 避難路や緊急輸送道路となる都市計画道路の整備を推進する。

### （避難行動要支援者の救助・救急活動）

- 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとともに、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

## 重要業績指標

2-2

- ◆（再掲）都市計画道路の整備率：82%（R10）
- ◆（再掲）自主防災組織の訓練実施率：87%（R1）→90%（R2）
- ◆全分団を対象とした実務研修会の実施：年3回
- ◆管轄署所との合同訓練の実施：年2回



## 2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による都市の混乱

### (帰宅困難者対策の推進)

- 事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

### (帰宅困難者等の受入態勢の確保)

- 公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動(帰宅)を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。また、必要に応じて、一時滞在施設(滞在場所)の確保等の支援を行う。
- 安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。

### (交通インフラの早期復旧に向けた関係自治体の連携調整)

- 交通インフラの早期復旧の実現に向けた関係機関の連携調整体制の強化を促進する。また、膨大な帰宅困難者の帰宅支援対策として徒歩での帰宅支援の取組を推進する。

## 2-4

## 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

### (医療リソースの供給体制の確立)

- 南海トラフ地震など多数の負傷者が想定される災害に対応した、医療リソース(水・食料や燃料、医師や薬剤、治療設備等)の需要量に比し、被災を考慮した地域の医療リソースの供給可能量、被災地域外からの供給可能量が不足している可能性が高いため、関係団体等との協定締結などにより、医療リソースの供給体制の確立を図る。
- 相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等で対応する体制を構築する。

### (春日井市民病院における自立・分散型エネルギー供給の促進)

- 春日井市民病院におけるエネルギー確保については、自家用発電設備等に使用する燃料等の自衛的備蓄の必要性について継続的に認識を促すとともに、燃料等が優先的に分配されるよう、関係機関の連携を高める。

### **(民間事業者との連携による燃料の確保)**

- 災害時における非常用発電設備用の燃料調達を確保するため、燃料供給事業者との協定に基づく供給方法の調整等を行う。

### **(春日井市民病院の耐災害性の強化)**

- 大規模地震の際に災害時医療の中核としての機能を提供できるよう、建築基準法の構造規定改定などに伴い、既設建物について改修工事等により耐災害性の向上を図る。また、災害拠点病院として、災害時に必要となる医療機能を提供できるよう対策を進めるとともに、広域災害時を想定した訓練の実施等を行う。

### **(多数の負傷者が発生した場合の対応)**

- 多数の負傷者が発生した際、診察及び処置を待つ患者、診察及び処置を終えた患者を、被災地内の適切な環境に収容又は被災地外に搬送する場所等を十分に確保する。

### **(災害時における医療機能の確保・支援体制強化)**

- 災害時における応急医療需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平常時より応急医療体制の整備、医薬品の確保に努める。
- 災害時の医療対策は、救護福祉部が中心となり、総合保健医療センター、保健センター、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会等と連携して活動体制を確立する。
- 保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対して災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣要請を行う。
- 処置拡大救急救命士の運用数を増加させ、病院前救護体制の充実を推進する。
- 大規模自然災害時にも迅速に医療機能を提供できるよう、災害時医療救護活動に関する協定締結のほか、地域の医療機関の活用を含めた連携体制の構築を図る。また、災害派遣医療チームの活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る。

### **(災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保)**

- 薬剤師会に協力要請を行い、必要な医薬品等を確保する。
- 救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策を進める。

### **(救急搬送の遅延の解消)**

- 災害時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良等の整備検討を進める。

### **(要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備)**

- 災害時に避難が必要な要配慮者の受入体制の整備を図るため、社会福祉施設等に対し協力関係の構築を推進する。

### (要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築)

- 被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な人材を確保し、サービスチームを結成してニーズに応じたサービスを提供するとともに、災害派遣福祉チーム（DCAT）の受援体制を構築する。
- ひとり暮らし高齢者や障がいのある人などで、地震や集中豪雨などの災害時に、避難場所への避難に支援を必要とされている人に対して、区・町内会・自治会などの協力により、地域での支え合い、助け合いによる避難支援を行う。

## 重要業績指標

2-4

- ◆（再掲）都市計画道路の整備率：82%（R10）
- ◆処置拡大救急救命士の養成：44名（R1）→61名（R8）

## 2-5 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

### (衛生環境の確保等)

- 感染症の発生予防のため消毒剤、動力噴霧機を配備するとともに、予防接種等の防疫・保健活動を行い、被災地域の環境保全、被災者の健康保持を図る。
- 二次感染の防止に努め、地域住民に対し感染予防の指導、啓発を推進する。
- 被災者の生活空間から病原微生物の温床となる廃棄物や下水等を速やかに排除及び処理するために、し尿処理施設と下水処理施設との協力体制を構築しておく。
- 下水道の機能を十分発揮できるよう、下水処理施設及び管路等の整備・維持管理を推進する。

### (下水道施設の耐震化等・下水道BCPの充実)

- 管路、処理場・ポンプ場施設の耐震化を促進するため、耐震診断・耐震改修の対策を推進する。また「地震災害時の業務継続計画（浄化センター編）」「春日井市下水道事業業務継続計画（下水道BCP）」の見直しを常に行い、非常時の体制強化を図る。

### (避難所となる施設の衛生環境の確保)

- 避難者にインフルエンザ、コロナウイルス、ノロウイルス、O157などが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つ。また、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策を検討する。
- 避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるようにしておく。
- 避難所のトイレが使用できない場合に備え、マンホールトイレシステムの整備を推進する。

**(避難所における良好な生活環境の確保等)**

- 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める。また、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化など、避難所としての防災機能を強化する。

**(避難所の運営体制等の整備)**

- 「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」、「災害時障がい者支援マニュアル」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図る。
- 学校個別施設利用計画を作成及び点検することで、避難所の適切な運営を図る。
- 町内会や自主防災会等と避難所運営に関する訓練を通し、地域が主体的に避難所の管理運営が行えるよう意識啓発を推進する。

**(避難所における必要物資の確保等)**

- 避難所で必要となる水、食料、燃料などの必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化、円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにする。また、被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める。

**(避難所外避難者への対策の整備)**

- 在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる避難所外避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう対策を進める。

**(被災者の健康管理)**

- 主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、保健所、医療関係者、NPO、地域住民等と連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。

**(保健医療機能の確保等)**

- かかりつけ医が被災した場合や広域避難時においても、医療に関する情報の活用を通じた広域的な連携体制の構築等により、適切な処置が行われるようにする。
- 保健師等による避難所等の支援体制の整備を図る。

### **(被災者の生活支援等)**

- 避難所から仮設住宅、復興住宅といったように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供する。
- 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る。

### **(避難所の耐災害性の強化)**

- 避難者の安全な避難生活を確保するため、避難所となる施設等の耐災害性の強化を推進する。

### **(避難生活における要配慮者支援)**

- 要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。
- 聴覚障がい者等が支援や情報を得やすいようにするため、「聴覚障がい者支援セット」を指定避難所及び福祉避難所に設置している。また、視覚で確認できる「コミュニケーションボード」を作成し、指定避難所及び福祉避難所に配備する。
- 平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるとともに避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

### **(避難行動要支援者への支援)**

- 避難行動要支援者名簿の作成や活用、個別計画の策定を推進することにより、災害時に自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

### **(避難所の絶対量の不足に対する相互連携)**

- 多数の避難者に相当な収容能力のある施設が不足する地域について、県・近隣市町村等の関係機関の施設の相互利用や、民間施設等の利用の可否について検討を図る。

## 目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

### 3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱

#### (災害時防犯体制の強化)

- 大規模災害発生後における住宅侵入盗などの街頭犯罪の多発を抑止するため、平常時より自主防犯団体への支援を行い、地域における防犯活動の強化を推進する。

#### (警察施設の耐震化等)

- 警察署や交番等は、その機能が十分発揮されるよう、耐災害性を強化する。

#### (信号機電源付加装置の整備)

- 災害時に道路情報等を確実に提供するため、道路情報板等の停電対策を推進する。

#### (地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援)

- 災害が起きた時の対応力を向上するため、必要な地域コミュニティ力の構築を推進する。また、ハザードマップの作成や訓練・防災教育、防災リーダーの計画的な育成等を通じた地域づくり、災害の事例や研究成果等の共有による地域コミュニティ力を強化するための支援等について、関係機関が連携し充実を図る。

### 3-2 市職員・施設の被災による機能の大幅な低下

#### (市役所の業務継続力の強化)

- 防災対策の要となる防災担当職員や技術系職員の増員又は増強・育成、職員研修の実施、物資等の備蓄、職員参集訓練の実施、家族の安否確認手段の確保、職員へのメンタルケアなどの体制強化を図る。また、情報通信ネットワークの冗長化等を図る。
- 職員が拠点に参集できない事態に備えて、職員における過去の経験課等をリスト化し代理対応に備える。
- 被災状況を迅速に把握・共有し、円滑な応急対応を可能にするため、技術系職員の参集配置について、関連業務（応急危険度判定、罹災証明、応急仮設、応急修理）と連携・情報共有できる体制強化を推進する。

#### (業務継続計画の見直し)

- 災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の定期的な見直し等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

### **(防災拠点等の耐震化等の推進)**

- 災害による被害を最小限とするため、公共施設等の耐震化や防災設備の充実を図るほか、災害発生時における迅速かつ円滑な対応を行うための総合的な防災・減災体制を整備する。

### **(防災拠点等の電力確保等)**

- 非常用電源設備の導入や通電範囲の更新により、電力の継続利用が可能となるよう対策を講じるとともに、既に導入済みの施設にあっては、燃料タンクの増設等により、非常用電源設備の運転継続時間の延長対策を講じる。
- 非常用電源の耐震化や水害対策を推進する。
- 発電を備えた資機材の増強を図る。

### **(道路の防災対策等)**

- 職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災や地震対策の検討を進める。

### **(復旧復興施策や被災者支援の取組等)**

- 平常時から、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を国及び地方公共団体で共有し、災害からの復旧・復興施策や発災時の被災者支援の取組の向上を図る。
- 被災者台帳の作成等に関して、実務指針をもとに、災害発生時に被災者台帳を迅速に作成し利用できるよう取り組む。

### **(公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進)**

- 公共施設等の非構造部材等の耐震化状況を把握し、耐震対策を推進する。

### **(タイムラインの策定)**

- 最大規模の洪水等に係る浸水想定を踏まえ、関係機関が連携した広域避難、救助・救急、緊急輸送等ができるよう、協働してタイムライン（時系列の行動計画）の策定を検討する。
- 大型台風等の接近時などの実際のオペレーションについて、関係者が情報を共有し、連携しつつ対応を行うための関係者一体型タイムライン（時系列の行動計画）の策定について検討する。

### **(災害応急対策の実施体制の確立)**

- 個々の職員が災害時の状況に応じて的確に対応できるよう、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。
- 降雨時の気象状況、気象等特別警報・警報、洪水予報、土砂災害警戒情報、台風情報等の防災気象情報を収集し、災害の発生が予想される場合には、職員の参集、災害対策本部の速やかな設置等により災害即応態勢の確保を図る。

□災害時における適正な判断力の養成及び職場内における防災体制を確立するため、防災に関する講習会、研修会等に職員を参加させ、防災意識の高揚及び専門的知識、技術の習得を図る。また、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

#### **(市・県・関係機関の連携強化)**

□発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、県と災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう、災害に関する情報の共有に努める。

### **重要業績指標**

**3-2**

◆ (再掲) 公共施設の耐震化率 : 91.8% (H28) →95.0% (R 8)



## 目標4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

### 4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

#### (情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等)

- 災害時の情報収集及び伝達を迅速かつ円滑に行うため、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化等を図る。また、大規模災害時の有線途絶を想定して、無線通信施設の整備拡充を図る。
- 無線通信施設として整備されている市防災行政無線、消防無線、専用無線の拡充及び有効利用を図るとともに、新たな地域防災無線システムの整備を推進する。
- 災害時の通信業務が途絶することがないように、119番通報が受信不能となった場合にも受信できる通信施設の整備拡充を検討する。

#### (情報通信システムの電源途絶等に対する対応検討)

- 電源途絶等においても行政情報を安定的に確保するため「自治体クラウド」の導入などの対策を検討する。また、情報システムの通信が行えなくなった場合の紙媒体の台帳等による対応方法などについて検討する。
- 災害情報を各施設へ伝達できるよう、庁舎非常用発電機の電力供給系統に情報通信システムを接続させる、電源回路改修を検討する。

#### (情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進)

- アナログバックアップ回線を確保できる環境を維持していく。
- 電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の防災や地震対策の検討を進める。

#### (災害対応力の強化等)

- 大規模災害を想定した広域的な訓練等を実施し、総合的な防災力の強化を進める。

### 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

#### (多様な情報提供手段の確保)

- テレビ、新聞等の報道機関に対し情報及び必要な資料を提供し、広報活動への協力を要請する。特に、避難情報等については、災害情報共有システム（Lアラート）、市ホームページ、市安全安心情報ネットワーク、市緊急情報 Twitter、市アプリ「春ポケ」、音声架電システム、インターネット、ファクシミリ等を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。

#### (災害対応業務の標準化)

- 大規模自然災害発生時には、国や地方自治体、関連事業者等が、相互に効果的かつ効率的な連携を確保しつつ、迅速かつ的確に対応できるような態勢を確立することが重要であるため、災害対応業務、災害情報の標準化、共有化に関する検討を推進する。

### （情報通信インフラの整備）

- 無線通信施設として整備されている市防災行政無線、消防無線、専用無線の拡充及び有効利用を図るとともに、新たな地域防災無線システムの整備を推進する。

### （水防テレメータシステムの更新）

- 市が設置した水位等に関する観測、情報設備の維持・更新を適切に行い、洪水時における河川水位等の情報伝達体制の充実を図る。

## 4-3

### 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

### （効果的な教育・啓発の実施）

- 広報誌や春日井市安全安心情報ネットワーク、ホームページ等を活用した広報活動により、市民に対して広く防災意識を普及・啓発する一助とし、幅広い年齢層の知識向上を推進する。
- 住宅の倒壊や家具転倒等による被害等の軽減・防止を図るため、耐震診断・耐震改修等による住宅の耐震化、家具等の転倒防止対策を促進するとともに、主体的な避難行動を促進するため、ハザードマップの作成・周知など早期避難に繋がる効果的な教育・啓発の取組を推進する。

### （情報伝達手段の多様化の推進）

- テレビ、新聞等の報道機関に対し情報及び必要な資料を提供し、広報活動への協力を要請する。特に、避難情報等については、災害情報共有システム（Lアラート）、市ホームページ、市安全安心情報ネットワーク、市緊急情報 Twitter、市アプリ「春ポケ」、音声架電システム、インターネット、ファクシミリ等を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。
- 災害対策本部と防災拠点における情報伝達を確実にを行うため、防災行政無線のデジタル化整備等により、情報発信のための体制を整備する。

### （情報収集手段の多様化の推進等）

- 災害時に必要な情報を収集・伝達するための各種防災関係システムの統合化・共通化とその運用体制について検討する。

### （情報の効果的な利活用等に向けた人員・体制の整備）

- 被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

### （情報伝達手段・体制の確保）

- 非常用電源設備の導入や通電範囲の更新により、電力の継続利用が可能となるよう対策を講じるとともに、既に導入済みの施設にあっては、燃料タンクの増設等により、非常用電源設備の運転継続時間の延長対策を講じる。

### （災害対応能力の向上）

- 自らの防災・減災の行動につながるよう市民意識の向上を図るとともに、自主防災組織の活動支援や人材育成など地域の防災力の強化を促進する。
- 大規模自然災害や大規模な感染症などの有事の未然防止と被害の軽減を図るため、計画の策定、防災訓練の実施などにより、指導者体制を構築するなど、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る。

### （避難勧告等の発令）

- 避難勧告等は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に避難勧告等を発令する。
- 避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。

### （住民の避難力向上）

- 防災訓練、水防訓練、防災講話、自主防災リーダー研修会等の実施や各種ハザードマップを作成・公表することなどにより、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を展開していく。

### （避難の円滑化・迅速化）

- 災害発生前のリードタイムを考慮した避難ができるよう避難に関するタイムライン（時系列の行動計画）や避難計画の策定、これらに基づく避難訓練の実施等を促進するための方策を検討し、避難行動要支援者等を含めた避難の円滑化・迅速化を図るための事前の取組の充実を図る。

## 重要業績指標

4-3

- ◆住宅の耐震化率：95%（R2）  
※令和2年4月一部改定の市耐震改修促進計画による目標値
- ◆防災訓練の実施：年1回
- ◆水防訓練の実施：年1回
- ◆（再掲）自主防災組織の訓練実施率：87%（R1）→90%（R2）

## 目標5 経済活動を機能不全に陥らせない

### 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

#### (個別企業BCP策定等の促進)

□企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割が十分に実施できるよう、事業継続計画の策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

#### (道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進)

□上下水道、道路、鉄道、河川、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図る。また、生産拠点と物流施設・ルートの耐災害性を高めるため、幹線道路ネットワークの整備、道路の防災や地震対策の検討を進める。さらに、避難路や緊急輸送道路となる都市計画道路の整備を推進する。

#### (事業所等における防災対策の促進)

□春日井商工会議所等と連携を図り、各種融資制度を中小企業者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。また、平時より、県、春日井商工会議所等と連携体制を構築し、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

#### 重要業績指標

5-1

- ◆ (再掲) 都市計画道路の整備率：82% (R10)
- ◆ (再掲) 基幹管路の耐震化率：33.9% (H28) →36.9% (R9)

**(燃料供給バックアップ体制の充実強化)**

- 燃料供給のバックアップ体制を強化するため、石油元売各社における系列BCPの策定を促進し、訓練の実施等を通じて燃料供給のバックアップ体制の実効性を高める。

**(燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備)**

- 緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、輸送基盤の地震、洪水、土砂災害対策等を進め、燃料供給ルートを確認し、サプライチェーンを維持する。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続の改善等を検討する。

**(末端供給拠点の災害対応力強化と自立型エネルギー設備の導入)**

- 災害時のエネルギーの供給を確保するための取組を進めるとともに、エネルギー供給源を多様化するため、太陽光発電などの再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進していく。さらに、エネルギーセキュリティ向上のため、コージェネレーション等の分散型エネルギーシステムの普及拡大を推進する。

**(企業の防災訓練の実施)**

- 地震発生時における事業所等の災害予防や応急対策を円滑に実施するため、南海トラフ地震等を想定した訓練を実施する。
- 防災力の向上を図るため、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。
- 金融機関のBCPの実効性を維持・向上するための対策を継続的に実施する。

**(災害時のエネルギー供給の優先順位の整理)**

- 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、災害時のエネルギー供給の優先順位を整理するとともに、災害時物流に係る重要拠点と優先啓開経路を検討する。

- ◆ (再掲) 都市計画道路の整備率 : 82% (R10)

## 5-3 道路が分断する等の基幹的交通ネットワークの機能停止

### (交通施設の防災対策の推進)

- 災害時の代替性を確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク整備、道路の防災、地震対策、災害時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良等、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に進める。

### (輸送モードの連携・代替性の確保)

- 公共交通機関の運行状況等を収集・整理し利用者・市民へ提供する体制を構築する。

### 重要業績指標

5-3

- ◆ (再掲) 都市計画道路の整備率：82% (R10)

## 5-4 食料等の安定供給の停滞

### (食料の確保)

- 市民の生活を確保するため、食料等の計画的な備蓄を行うとともに、事業者等との協定締結により食料等の確保を推進する。

### (農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)

- 農業水利施設の耐震化、老朽化対策等、災害対応力強化のためにハード対策の適切な推進を図るとともに、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する。

### (物流ネットワークの整備)

- 物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路等の耐震対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を図る。

### 重要業績指標

5-4

- ◆ (再掲) 備蓄食料の拡充：

クラッカー	47,040食	(R1)	→	100,800食	(R5)
アルファ米	12,650食	(R1)	→	27,250食	(R5)
缶入りパン	3,240食	(R1)	→	6,960食	(R5)
飲料水	63,048本	(R1)	→	135,000本	(R5)

**（水資源の有効な利用等の普及・推進）**

- 大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備するとともに、雨水の利用の推進に関する法律（平成26年法律第17号）に基づく雨水の利用や、再生水の利用等の水資源の有効な利用等を普及・推進する。

**（水の安定供給）**

- 大規模自然災害発生時においても安定供給が可能となる給水体制を目指し、水資源関連施設の耐震化、水源の増備といったハード対策とともに、災害発生時復旧対策の策定、関係機関の連携等ソフト対策を推進する。
- 異常気象等による水事情の悪化により、全市的に給水に支障をきたし、市民生活等に重大な被害が発生するおそれがある場合、春日井市渇水対策本部設置要領に基づき対策本部を設置し、応急かつ総合的な対処の実施を推進する。

## 目標6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

### 6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

#### （電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化）

- 災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、電気、ガス等ライフライン関係機関との協力体制の構築を推進する。

#### （石油燃料の確保）

- 発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する。
- 各家庭や避難所、医療施設等において自家発電施設の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する。

#### （自立・分散型エネルギーの導入の促進等）

- 災害時のエネルギーの供給を確保するための取組を進めるとともに、エネルギー供給源を多様化するため、太陽光発電などの再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進していく。さらに、エネルギーセキュリティ向上のため、コージェネレーション等の分散型エネルギーシステムの普及拡大を推進する。
- ごみ処理施設が災害時に稼働できなくなることを防ぐため、ごみ処理施設整備にあたっては、ごみ焼却発電により施設稼働に必要な電力を確保できるよう自立エネルギー供給機能を検討していく。

#### （施設の耐災害性強化）

- 災害時におけるライフラインの安全性及び信頼性の向上を図るため、電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、耐災害性の強化を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。また、被災地以外からの供給支援を受けるための広域的バックアップ体制の整備を図る。

#### （輸送基盤の災害対策の推進等）

- 燃料等の供給ルートに係る輸送基盤の災害対策を推進するとともに、装備資機材の充実や、通行可否情報等の収集など、輸送経路の啓開や施設の復旧を関係機関の連携により迅速に実施する体制の整備を推進する。

#### （エレベーター閉じ込め対策）

- エレベーターが緊急停止した場合の対処法や運転再開の方法について日頃から業者と確認を行い職員に周知を図るとともに、停電時着床装置の設置を促進する。



- 市営住宅については、引き続き活用を図るストックについて、住戸・住戸設備の機能向上を行い、居住性を向上させる。
- エレベーター閉じ込め事故の対策としてのエレベーター業者を招いた勉強会のほか、市内解体工事中の建物を使用した救出訓練を行い、対応能力向上を推進する。

## 6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止

### (水道施設等の耐震化等の推進)

- 配水場等の耐震化を促進するための対策や、防災拠点へ向かう配水管路や基幹管路の耐震化を優先して推進するとともに、水道施設全体の機能を十分発揮できるよう、計画的な整備・維持管理を行う。

### (上水道等の復旧の体制等の強化)

- 応急復旧に必要な人員、資機材等を確保するとともに、被害の規模等状況に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、春日井市管工事業協同組合等に協力を要請する。なお、必要に応じて他の地方自治体及び関係団体等に応援を要請する。
- 大規模自然災害発生時に速やかに対応するため、危機管理対策マニュアル（水道事業編）に基づく応急復旧体制を強化する。

## 重要業績指標

6-2

- ◆（再掲）基幹管路の耐震化率：33.9%（H28）→ 36.9%（R9）

## 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

### (下水道施設の耐震化等・下水道BCPの充実)

- 下水道施設の耐震化を促進するため、耐震診断・耐震改修の対策を推進するとともに、機能を十分発揮できるよう、計画的な整備・維持管理を行う。また、「地震災害時の業務継続計画（浄化センター編）」「春日井市下水道事業業務継続計画（下水道BCP）」の見直しを常に行い、非常時の体制強化を図る。

### (農業集落排水施設の耐震化等の推進)

- 農業集落排水施設等の耐震性や老朽化状況等の診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化対策、老朽化対策等を推進する。

### **(浄化槽の整備)**

- 合併処理浄化槽の設置に対し補助を行い、合併処理浄化槽の普及により災害時の汚水処理の早期復旧を目指す。

### **(汚水処理施設等の防災対策の強化)**

- 施設の耐震化や浸水対策等の推進、下水処理施設等の代替性の確保、運転管理体制の強化等を図る。その他、汚泥の他施設での焼却、有効利用等、長期的な整備計画の策定及び運用計画等を検討する。
- 施設の耐震化を促進するため、耐震診断・耐震改修の対策を推進する。また、下水処理施設等は常に施設機能の効果を発揮させる必要があるため、耐水化を推進する。

## **6-4 地域交通ネットワークが分断する事態**

### **(輸送ルート確保の強化)**

- 輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、県内の都市間を連絡する幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良、交通施設等の耐震化等を着実に進める。
- 避難路や緊急輸送道路となる都市計画道路の整備を推進する。

### **(交通ネットワークの迅速な再開に向けた体制の整備)**

- 陸上輸送の寸断に備え、道路啓開など交通ネットワークの迅速な復旧に向けた体制を整備する。

### **(道路における冠水対策)**

- 冠水時の通行止めにより、地域の道路ネットワークが分断されてしまうことがないように、冠水危険箇所の周知を図るとともに、下流の排水能力に応じて冠水頻発箇所の排水ポンプ増強を検討する等、道路の耐災害性の強化を図る。

### **(災害時における放置車両対策)**

- 大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策や除雪作業等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急車両等通行ルートを早期に確保する。

### **(道路啓開など総合啓開の連携強化)**

- 処理作業の実施にあたっては、処理計画に基づき、道路管理者、建設協会等と協力連携して行う。

### **(幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進)**

- 地震、洪水等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める。

### **(基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応の検討)**

- 基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、関係機関と連携を図りながら総合的に取組を推進する。

### **(ハード・ソフト対策等を総合した対応策の推進)**

- 復旧・復興には様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策を着実に推進するほか、警戒避難体制整備等の対策を組み合わせるなど、ソフト対策を組み合わせた取組を推進する。

## **重要業績指標**

6-4

- ◆ (再掲) 都市計画道路の整備率：82% (R10)

## 目標7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

### 7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

#### (救助活動能力の充実・強化)

- あらゆる災害に対応するため各種事象を想定した救助訓練を実施するとともに、近隣消防本部との合同訓練等を通じて活動能力の充実強化を推進する。
- 春日井市震災対応消防計画を策定する。また、地震災害時には市内各地で救助事案が発生するおそれがあることから、すべての消防ポンプ車を水槽付消防ポンプ車へ更新し、災害対応能力の充実強化を推進する。
- 大規模災害時は消防団が果たす役割が極めて高くなることから、消防団の配備資機材・詰所・訓練の充実強化を推進する。

#### (火災に強いまちづくり等の推進)

- 指定緊急避難場所として位置づけられている公園について、整備及び維持管理を行う。
- 老朽空き家や不良空き家について、除却を促進する。
- 消防車両が進入困難と思われる地域（道路狭あい地区）及び木造住宅密集地域において、街頭消火器を適正配置することにより、市民による早期な初期消火をもって被害を最小限にとどめることを推進する。
- 震災時の広域断水時における消防水利確保のため、耐震性防火水槽を、平成30年度から10か年の計画で年4基整備するとともに、非耐震性防火水槽の耐震化についても検討を進める。
- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地や既存集落内の狭あい道路などについては、老朽建築物の除却や小規模な道路整備、狭あい道路の拡幅整備等により、改善を促進する。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進のほか、火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースとなる公園緑地整備を推進する。
- 都市拠点である駅周辺の施設については、市街地整備事業や住環境整備事業等により、耐震性や耐火性の高い建物への更新や、オープンスペースの確保等を図り、地域の防災性能の向上を推進する。

#### (住宅・建築物の耐震化の促進等)

- ブロック塀等の工作物については、所有者に安全点検と倒壊防止の補強を指導するとともに、公道等に面したブロック塀等については、補助制度を利用した撤去を奨励する。あわせて、建築物に附属するブロック塀等も含めた既存建築物の適正な維持管理や安全性確保について周知啓発を推進する。
- 住宅・建築物のさらなる耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する。

- 利用者の安全・安心を確保するため、災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策を推進する。
- 都市拠点である駅周辺の施設については、市街地整備事業や住環境整備事業等により、耐震性や耐火性の高い建物への更新や、オープンスペースの確保等を図り、地域の防災性能の向上を推進する。

#### **(公共施設等の耐震化の推進・促進)**

- 行政施設や学校施設などの公共施設等について耐震化を進める。また、老朽化対策等の施設整備を各個別計画等に基づき進める。あわせて、天井、外装材等の建築物の非構造部材及び附属物の耐震対策を進める。

#### **(感震ブレーカー等の普及)**

- 地震による火災の発生を抑えるため、感震ブレーカーの普及啓発や自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を行い、電気火災対策を実施する。

#### **(消防水利の確保)**

- 地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、水道の耐震化を進めるとともに、耐震性防火水槽の整備、持続可能な地下水の保全と利用の検討を進める。

#### **(消防団員の確保等)**

- 大規模災害時は消防団が果たす役割が極めて高くなることから、各種イベントでの啓発を通して、基本団員等への加入を促進する。

### **重要業績指標**

7-1

- ◆ (再掲) 全分団を対象とした実務研修会の実施：年3回
- ◆ (再掲) 管轄署所との合同訓練の実施：年2回
- ◆ (再掲) 街頭消火器設置本数：6,637本 (H30)
- ◆ (再掲) 避難・延焼遮断空間を確保する土地区画整理事業(熊野桜佐)：48.5%(R1)→100%(R11)
- ◆ (再掲) 避難・延焼遮断空間を確保する土地区画整理事業(西部第一)：7.4%(R1)→100%(R9)
- ◆ (再掲) 避難・延焼遮断空間を確保する土地区画整理事業(西部第二)：7.4%(R1)→100%(R9)

**(関係機関の連携)**

- 沿線・沿道の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、関係機関が連携した取組を強化する。また、救助・救急活動等が十分になされるよう、被害による人材、資機材、通信基盤を含む行政機能の低下を回避する取組を進める。

**(沿道の住宅・建築物の耐震化の促進等)**

- ブロック塀等の工作物については、所有者に安全点検と倒壊防止の補強を指導するとともに、公道等に面したブロック塀等については、補助制度を利用した撤去を奨励する。あわせて、住宅・建築物のさらなる耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する。
- 建築物に附属するブロック塀等も含めた既存建築物の適正な維持管理や安全性確保について周知啓発を推進する。
- 利用者の安全・安心を確保するため、災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策を推進する。
- 都市拠点である駅周辺の施設については、市街地整備事業や住環境整備事業等により、耐震性や耐火性の高い建物への更新や、オープンスペースの確保等を図り、地域の防災性能の向上を推進する。

**(危険な空き家の除却等への支援)**

- 危険な空き家の除却に対する支援を行う。

**(地下構造物の耐震化等の推進)**

- 地下構造物の被害により道路が陥没して通行できなくなることもあり、路面下空洞調査、地下構造物の耐震化や、地下構造物周辺に空洞を作る原因となる漏水等の点検、修復、空洞の埋め戻し、地盤情報の収集・共有・利活用等を進める。

**(災害情報の収集体制の強化)**

- 各種観測データを活用することにより、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報の収集体制の強化を図る。

**（ため池の耐震化等の推進）**

- 防災重点ため池について県の実施する耐震診断の結果を参考に、優先度・影響度が高いものから順に耐震改修を推進する。また、防災重点ため池においては、浸水想定区域図の見直しや整備を進めて地域への周知を図る。

**（排水機場等の防災対策の推進）**

- 排水不良による浸水の長期化を防ぐため、排水機場等については、耐震化を推進するとともに、常に施設機能の効果を発揮させる必要があるため、耐水化、計画的な整備・維持管理を行う。

**（土砂災害対策の推進）**

- 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を推進する。
- 崩壊の危険性が高いがけ地をはじめとする土砂災害危険箇所について、住宅への被害を防止するため、県と連携を図り建築物の敷地についての安全対策を推進する。
- 崩壊の危険性が高いがけ地をはじめとする土砂災害危険箇所について、土砂災害対策として愛知県の急傾斜対策事業及び治山事業を活用し人的被害防止を推進していく。
- 人的被害を防止するため、ソフト対策として、土砂災害ハザードマップを作成、配布することにより、土砂災害の危険性の住民への周知を図り、避難行動を促す。
- 緊急消防援助隊愛知県土砂・風水害機動支援部隊救助小隊としての取組みとして、土砂災害を想定した訓練を行うため、市内業者の保有する私有地を訓練場として使用し、活動能力向上のための職員教育訓練を行うとともに、土砂災害・風水害対応資機材の増強を推進する。

**（ハード・ソフト対策等を総合した対応策の推進）**

- 二次災害発生のおそれのある箇所の把握など、ソフトとハードを適切に組み合わせた対策を検討する。

**（情報通信関係施策の推進）**

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、ICTを活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する。

**（消防団等の充実強化の促進等）**

- 災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、消防団等の充実強化を促進する。また、身を守る行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。

- ◆（再掲）農業ため池の浸水想定区域図の見直し整備：38池（R2）

## 7-4 有害物質の大規模拡散・流出

### （有害物質の流出等の防止対策の推進）

- 春日井市生活環境の保全に関する条例に定める環境保全計画書に基づき、有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、有害物質を取り扱う事業者に対し、事故時の対応策について検討するよう助言、指導を行う。

### （石綿飛散防止対策）

- 震災発生時の倒壊建屋等からの適切な石綿除去作業が実施されるよう、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」の徹底についての指導を県に求める。
- 吹付けアスベスト等によるばく露を防止するため、飛散防止対策を推進する。

### （PCB廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減）

- 保管中のPCB廃棄物の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、市で保管しているPCB廃棄物の適正な保管や早期の処分を完了する。

### （環境測定機能の強化）

- 大規模自然災害発生時にも、環境面における市民の安全・安心を確保するため、関係部署と連携を図り、公共水域の水質汚濁状況を監視するなど、環境分析センターにおける環境測定を早期に実施できる体制を整える。

## 7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

### （農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備）

- 日本型直接支払制度等を活用し、地域の主体性・協働力を活かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自律的な防災・復旧活動の体制整備を推進するとともに、排水施設等の機能確保を進める。

### （適切な森林の整備・保全）

- 地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応を図る。



**（自然と共生した多様な森林づくりの推進）**

- 森林の整備にあたっては、鳥獣害対策を講じたうえで、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する。

**（適切な公園施設の整備・長寿命化対策の推進）**

- 自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進する。

**（自然環境の保全・再生）**

- 自然環境を保全し、その自然が持つ防災・減災機能を利用することにより、効果的・効率的な災害規模低減を図る。

## 目標8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

#### (災害廃棄物の仮置場の確保の推進)

- 発生推計に合わせた災害廃棄物の仮置場の確保、災害廃棄物処理に必要な資機材等の確保を推進する。仮置場の確保にあっては、応急仮設住宅建設用地など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う。

#### (災害廃棄物処理計画の策定等)

- 春日井市災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため、随時検証・見直しを行い、必要に応じて計画の改定を行う。

#### (ごみ焼却施設の災害対応力の強化等)

- 老朽化したごみ処理施設の計画的更新等を進める。

#### (災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理)

- 春日井市災害廃棄物処理計画の「処理困難物対策」に基づき、環境汚染や事故を防止するため分別して回収し、適正処理を進める。

#### (災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携)

- 災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア団体が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応する。

#### (住宅・建築物の耐震化の促進等)

- 住宅・建築物の耐震化を進めるなど、災害時における大量の災害廃棄物の発生を抑制する対策、災害廃棄物の再利用等を推進する。

### 8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

#### (復旧・復興を担う人材等の育成等)

- 災害時に道路啓開等の復旧・復興を担う人材育成を図るとともに、建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。
- 愛知県等と協力して応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成を行い、登録者数を増やすとともに、判定実施体制の整備を進める。
- 大規模自然災害や大規模な感染症などの有事の未然防止と被害の軽減を図るため、計画の策定、防災訓練の実施などにより、指導者体制を構築するなど、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る。

#### **(地方行政機関等の機能低下の回避)**

- 大規模自然災害時に、復旧・復興を先導する行政職員等の施設の被災による機能の大幅な低下を回避すべく、体制・施設の強化を図る。

#### **(事前復興、復興方針・体制づくりの推進)**

- 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復旧・復興体制を整備し、被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復旧・復興計画を作成し、復興体制の強化を推進する。

#### **(災害ボランティアの円滑な受入)**

- 大規模な災害が発生した場合、ボランティアとの連携及び被災地住民の速やかな自立・復興の支援を行うため市社会福祉協議会と連携し、必要に応じて災害救援ボランティアセンター及び災害救援地域ボランティアセンターを設置する。また、災害救援ボランティアセンターは、防災拠点の災害救援地域ボランティアセンターと連携し、ボランティアの受入体制を整備し、その配置等について調整を行う。

### **8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

#### **(地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援)**

- 地域コミュニティである町内会や自主防災会の大規模災害発生時の対応力を向上させるため、防災訓練・教育、防災リーダーの養成などの支援を推進する。

#### **(市職員・施設等の被災による機能低下の回避)**

- 治安の悪化等を防ぐため、地方行政機関等(警察・消防を含む)の機能維持のための体制強化に係る取組を推進する。

### **8-4 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態**

#### **(浸水等の被害軽減に資する対策の推進)**

- 浸水対策を着実に推進するとともに、長期湛水が想定される区域における効率的かつ効果的な湛水排除を実施するための事前対策や体制整備を推進する。

#### **(地籍整備の促進)**

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査や土地区画整理等により、地籍整備を検討する。

**（仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化）**

- 応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。
- 応急仮設住宅の設置が必要な場合に、県に対して迅速に設置の要請ができるよう、県の窓口との必要な情報交換を行う。

**（既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保）**

- 住宅セーフティネット制度について、住宅所有者への周知を促進する。また、空き家について、被災者向け住宅への活用に向けた体制づくり等を検討する。
- 災害の発生により住家が全壊、全焼又は流出し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に対して、公営住宅等の一時使用により居住の安定を図る。

**（自宅居住による生活再建の促進）**

- 災害のため住家に被害が生じた場合、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金を給付する。
- 被災状況を迅速に把握・共有し、円滑な応急対応を可能にするため、技術系職員の参集配置について、関連業務（応急危険度判定、罹災証明、応急仮設、応急修理）と連携・情報共有できる体制強化を推進する。
- 被災した住宅や宅地等の危険度判定を的確に実施するため、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する。

**（被災者台帳の作成）**

- 被災した市民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

**（罹災証明書の迅速な発行）**

- 災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険等の各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

**(風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化)**

- 災害発生時において、風評被害等に対応するため、的確な情報発信のための体制強化を推進する。

**(災害廃棄物処理計画の策定等)**

- 春日井市災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため、随時検証・見直しを行い、必要に応じて計画の改定を行う。

## (2) 施策分野ごとの施策の推進方針

### ア 個別施策分野

#### ① 行政機能/警察・消防等

##### 【行政機能】

##### (タイムラインの策定)

- 最大規模の洪水等に係る浸水想定を踏まえ、関係機関が連携した広域避難、救助・救急、緊急輸送等ができるよう、協働してタイムライン(時系列の行動計画)の策定を検討する。

##### (関係機関の連携)

- 沿線・沿道の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、関係機関が連携した取組を強化する。また、救助・救急活動等が十分になされるよう、被害による人材、資機材、通信基盤を含む行政機能の低下を回避する取組を進める。

##### (業務継続計画の見直し)

- 災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の定期的な見直し等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

##### (公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進)

- 公共施設等の非構造部材等の耐震化状況を把握し、耐震対策を推進する。

##### (災害応急対策の実施体制の確立)

- 個々の職員が災害時の状況に応じた的確に対応できるよう、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。
- 降雨時の気象状況、気象等特別警報・警報、洪水予報、土砂災害警戒情報、台風情報等の防災気象情報を収集し、災害の発生が予想される場合には、職員の参集、災害対策本部の速やかな設置等により災害即応態勢の確保を図る。
- 災害時における適正な判断力の養成及び職場内における防災体制を確立するため、防災に関する講習会、研修会等に職員を参加させ、防災意識の高揚及び専門的知識、技術の習得を図る。また、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

### **(災害対応の体制・資機材強化)**

- 平常時から総合防災訓練等を通じて関係機関との連携を深め、災害時における応援体制の確立を図る。また、災害発生時における迅速かつ円滑な対応を行うための装備資機材等の充実強化を推進する。加えて、消防団の配備資機材・詰所・訓練の充実強化、既存及び新規に発足する自主防災組織に対し、防災資機材及び資機材倉庫等の貸与による充実強化を図る。
- 水防倉庫の資機材等の充実強化を推進する。

### **(市役所の業務継続力の強化)**

- 防災対策の要となる防災担当職員や技術系職員の増員又は増強・育成、職員研修の実施、物資等の備蓄、職員参集訓練の実施、家族の安否確認手段の確保、職員へのメンタルケアなどの体制強化を図る。また、情報通信ネットワークの冗長化等を図る。
- 職員が拠点に参集できない事態に備えて、職員における過去の経験課等をリスト化し代理対応に備える。
- 被災状況を迅速に把握・共有し、円滑な応急対応を可能にするため、技術系職員の参集配置について、関連業務（応急危険度判定、罹災証明、応急仮設、応急修理）と連携・情報共有できる体制強化を推進する。

### **(避難勧告等の発令)**

- 避難勧告等は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に避難勧告等を発令する。

### **(復旧復興施策や被災者支援の取組等)**

- 被災者台帳の作成等に関して、実務指針をもとに、災害発生時に被災者台帳を迅速に作成し利用できるよう取り組む。

### **(防災拠点等の耐震化等の推進)**

- 災害による被害を最小限とするため、公共施設等の耐震化や防災設備の充実を図るほか、災害発生時における迅速かつ円滑な対応を行うための総合的な防災・減災体制を整備する。

### **(防災拠点等の電力確保等)**

- 非常用電源設備の導入や通電範囲の更新により、電力の継続利用が可能となるよう対策を講じるとともに、既に導入済みの施設にあっては、燃料タンクの増設等により、非常用電源設備の運転継続時間の延長対策を講じる。
- 非常用電源の耐震化や水害対策を推進する。
- 発電を備えた資機材の増強を図る。

### **(災害時防犯体制の強化)**

- 大規模災害発生後における住宅侵入盗などの街頭犯罪の多発を抑止するため、平常時より自主防犯団体への支援を行い、地域における防犯活動の強化を推進する。

### **(事前復興、復興方針・体制づくりの推進)**

- 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復旧・復興体制を整備し、被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復旧・復興計画を作成し、復興体制の強化を推進する。

### **(自宅居住による生活再建の促進)**

- 災害のため住家に被害が生じた場合、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金を給付する。
- 被災状況を迅速に把握・共有し、円滑な応急対応を可能にするため、技術系職員の参集配置について、関連業務（応急危険度判定、罹災証明、応急仮設、応急修理）と連携・情報共有できる体制強化を推進する。
- 被災した住宅や宅地等の危険度判定を的確に実施するため、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する。

### **(被災者の生活支援等)**

- 避難所から仮設住宅、復興住宅といったように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供する。
- 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る。

### **(被災者台帳の作成)**

- 被災した市民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

### **(罹災証明書の迅速な発行)**

- 災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険等の各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。



## 【警察・消防等】

### （警察施設の耐震化等）

- 警察署や交番等は、その機能が十分発揮されるよう、耐災害性を強化する。

### （救助活動能力の充実・強化）

- あらゆる災害に対応するため各種事象を想定した救助訓練を実施するとともに、近隣消防本部との合同訓練等を通じて活動能力の充実強化を推進する。
- 春日井市震災対応消防計画を策定する。また、地震災害時には市内各地で救助事案が発生するおそれがあることから、すべての消防ポンプ車を水槽付消防ポンプ車へ更新し、災害対応能力の充実強化を推進する。
- 大規模災害時は消防団が果たす役割が極めて高くなることから、消防団の配備資機材・詰所・訓練の充実強化を推進する。

### （災害対応の体制・資機材強化）

- 複雑多様化する社会情勢を踏まえ、各種災害に対応できる消防車両及び資機材を、適切に維持管理するとともに、計画的な更新を推進する。
- 消防組織法第39条に基づき、隣接6市1広域事務組合と消防相互応援協定を締結し、合同訓練を実施しているほか、県内において大規模な災害等が発生した場合における応援体制について、愛知県内広域消防相互応援協定により、災害対応能力の向上を図る。

### （消防団等の充実強化の促進等）

- 大規模災害時は消防団が果たす役割が高くなることから、各種イベントでの啓発を通して、基本団員等への加入を促進する。
- 災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、消防団等の充実強化を促進する。また、身を守る行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。

### （物資調達・供給体制、受援体制の構築等）

- 大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努めるものとする。

### （消防水利の確保）

- 地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、水道の耐震化を進めるとともに、耐震性防火水槽の整備、持続可能な地下水の保全と利用の検討を進める。

## ②住宅・都市

### (火災に強いまちづくり等の推進)

- 指定緊急避難場所として位置づけられている公園について、整備及び維持管理を行う。
- 老朽空き家や不良空き家について、除却を促進する。
- 消防車両が進入困難と思われる地域（道路狭あい地区）及び木造住宅密集地域において、街頭消火器を適正配置することにより、市民による早期な初期消火をもって被害を最小限にとどめることを推進する。
- 震災時の広域断水時における消防水利確保のため、耐震性防火水槽を、平成 30 年度から 10 か年の計画で年 4 基整備するとともに、非耐震性防火水槽の耐震化についても検討を進める。
- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地や既存集落内の狭あい道路などについては、老朽建築物の除却や小規模な道路整備、狭あい道路の拡幅整備等により、改善を促進する。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進のほか、火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースとなる公園緑地整備を推進する。

### (エレベーター閉じ込め対策)

- エレベーターが緊急停止した場合の対処法や運転再開の方法について日頃から業者と確認を行い職員に周知を図るとともに、停電時着床装置の設置を促進する。
- 市営住宅については、引き続き活用を図るストックについて、住戸・住戸設備の機能向上を行い、居住性を向上させる。
- エレベーター閉じ込め事故の対策としてのエレベーター業者を招いた勉強会のほか、市内解体工事中の建物を使用した救出訓練を行い、対応能力向上を推進する。

### (ため池の耐震化等の推進)

- 防災重点ため池について県の実施する耐震診断の結果を参考に、優先度・影響度が高いものから順に耐震改修を推進する。また、防災重点ため池においては、浸水想定区域図の見直しや整備を進めて地域への周知を図る。

### (ハード・ソフト対策等を総合した対応策の推進)

- 二次災害発生のおそれのある箇所把握など、ソフトとハードを適切に組み合わせた対策を検討する。
- 各区域の浸水実績図や浸水シミュレーションによる浸水リスク評価を踏まえ、排水機場や管渠、雨水貯留施設等の浸水対策施設の整備・維持管理を推進する。

### **(衛生環境の確保等)**

- 被災者の生活空間から病原微生物の温床となる廃棄物や下水等を速やかに排除及び処理するために、し尿処理施設と下水処理施設との協力体制を構築しておく。
- 下水道の機能を十分発揮できるよう、下水処理施設及び管路等の整備・維持管理を推進する。

### **(住宅・建築物の耐震化の促進等)**

- ブロック塀等の工作物については、所有者に安全点検と倒壊防止の補強を指導するとともに、公道等に面したブロック塀等については、補助制度を利用した撤去を奨励する。あわせて、住宅・建築物のさらなる耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する。
- 利用者の安全・安心を確保するため、災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策を推進する。
- 都市拠点である駅周辺の施設については、市街地整備事業や住環境整備事業等により、耐震性や耐火性の高い建物への更新や、オープンスペースの確保等を図り、地域の防災性能の向上を推進する。

### **(汚水処理施設等の防災対策の強化)**

- 施設の耐震化や浸水対策等の推進、下水処理施設等の代替性の確保、運転管理体制の強化等を図る。その他、汚泥の他施設での焼却、有効利用等、長期的な整備計画の策定及び運用計画等を検討する。

### **(下水道施設の耐震化等・下水道BCPの充実)**

- 管路、処理場・ポンプ場施設の耐震化を促進するため、耐震診断・耐震改修の対策を推進する。また「地震災害時の業務継続計画（浄化センター編）」「春日井市下水道事業業務継続計画（下水道BCP）」の見直しを常に行い、非常時の体制強化を図る。

### **(仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化)**

- 応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。
- 応急仮設住宅の設置が必要な場合に、県に対して迅速に設置の要請ができるよう、県の窓口との必要な情報交換を行う。

### **(感震ブレイカー等の普及)**

- 地震による火災の発生を抑えるため、感震ブレイカーの普及啓発や自宅から避難する際にブレイカーを落とすことについて啓発を行い、電気火災対策を実施する。

### **(危険な空き家の除却等への支援)**

- 危険な空き家の除却に対する支援を行う。

### **(既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保)**

- 住宅セーフティネット制度について、住宅所有者への周知を促進する。また、空き家について、被災者向け住宅への活用に向けた体制づくり等を検討する。
- 災害の発生により住家が全壊、全焼又は流出し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に対して、公営住宅等の一時使用により居住の安定を図る。

### **(交通施設等における脆弱性の解消)**

- 不特定多数の者が利用する鉄道駅や駅周辺などの主要な交通結節点において、駅施設等の交通施設の更新やバリアフリー化、ならびに駅前広場や駅周辺道路等の整備を進め、災害発生時における都市機能の継続を図るとともに、利用者の安全や避難経路の確保、救助・救急活動に資する空間の確保を推進する。

### **(施設の耐災害性強化)**

- 災害時におけるライフラインの安全性及び信頼性の向上を図るため、電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、耐災害性の強化を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。また、被災地以外からの供給支援を受けるための広域的バックアップ体制の整備を図る。

### **(浄化槽の整備)**

- 合併処理浄化槽の設置に対し補助を行い、合併処理浄化槽の普及により災害時の汚水処理の早期復旧を目指す。

### **(浸水等の被害軽減に資する対策の推進)**

- 浸水対策を着実に推進するとともに、長期湛水が想定される区域における効率的かつ効果的な湛水排除を実施するための事前対策や体制整備を推進する。

### **(水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等)**

- 民間事業者等との給水活動等についての協定締結等による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取組を推進する。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地について、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等により、官民が連携して計画的な解消を図る。

### **(気候変動を踏まえた水災害対策)**

- 近年、全国各地で豪雨等による水災害が発生していることに加え、気候変動に伴う降雨量の増加等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変動を踏まえた水害対策について、国・県の動向を踏まえ、対応について検討する。

### **(地下構造物の耐震化等の推進)**

- 地下構造物の被害により道路が陥没して通行できなくなることもあり、路面下空洞調査、地下構造物の耐震化や、地下構造物周辺に空洞を作る原因となる漏水等の点検、修復、空洞の埋め戻し、地盤情報の収集・共有・利活用等を進める。

### **(電柱や大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性の解消等)**

- 大規模盛土造成地内に存する施設・構造物について、安全性の確保に努めるため、更新した大規模盛土造成地マップを公表する。

### **(排水機場等の防災対策の推進)**

- 排水不良による浸水の長期化を防ぐため、排水機場等については、耐震化を推進するとともに常に施設機能の効果を発揮させる必要があるため、耐水化、計画的な整備・維持管理を行う。

### **(避難所における良好な生活環境の確保等)**

- 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める。また、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化など、避難所としての防災機能を強化する。

## **③保健医療・福祉**

### **(医療リソースの供給体制の確立)**

- 南海トラフ地震など多数の負傷者が想定される災害に対応した、医療リソース（水・食料や燃料、医師や薬剤、治療設備等）の需要量に比し、被災を考慮した地域の医療リソースの供給可能量、被災地域外からの供給可能量が不足している可能性が高いため、関係団体等と協定締結などにより、医療リソースの供給体制の確立を図る。
- 相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等に対応する体制を構築する。

### **(衛生環境の確保等)**

- 感染症の発生予防のため消毒剤、動力噴霧機を配備するとともに、予防接種等の防疫・保健活動を行い、被災地域の環境保全、被災者の健康保持を図る。
- 二次感染の防止に努め、地域住民に対し感染予防の指導、啓発を推進する。

### **(災害時における医療機能の確保・支援体制強化)**

- 災害時における応急医療需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平常時より応急医療体制の整備、医薬品の確保に努める。
- 災害時の医療対策は、救護福祉部が中心となり、総合保健医療センター、保健センター、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会等と連携して活動体制を確立する。
- 保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対して災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣要請を行う。
- 処置拡大救急救命士の運用数を増加させ、病院前救護体制の充実を推進する。
- 大規模自然災害時にも迅速に医療機能を提供できるよう、災害時医療救護活動に関する協定締結のほか、地域の医療機関の活用を含めた連携体制の構築を図る。また、災害派遣医療チームの活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る。

### **(災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保)**

- 薬剤師会に協力要請を行い、必要な医薬品等を確保する。

### **(春日井市民病院における自立・分散型エネルギー供給の促進)**

- 春日井市民病院におけるエネルギー確保については、自家用発電設備等に使用する燃料等の自衛的備蓄の必要性について継続的に認識を促すとともに、燃料等が優先的に分配されるよう、関係機関の連携を高める。

### **(春日井市民病院の耐災害性の強化)**

- 大規模地震の際に災害時医療の中核としての機能を提供できるよう、建築基準法の構造規定改定などに伴い、既設建物について改修工事等により耐災害性の向上を図る。また、災害拠点病院として、災害時に必要となる医療機能を提供できるよう対策を進めるとともに、広域災害時を想定した訓練の実施等を行う。

### **(多数の負傷者が発生した場合の対応)**

- 多数の負傷者が発生した際、診察及び処置を待つ患者、診察及び処置を終えた患者を、被災地内の適切な環境に収容又は被災地外に搬送する場所等を十分に確保する。

### **(被災者の健康管理)**

□主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、保健所、医療関係者、NPO、地域住民等と連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。

### **(避難所となる施設の衛生環境の確保)**

- 避難者にインフルエンザ、コロナウイルス、ノロウイルス、O157などが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つ。また、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策を検討する。
- 避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるようにしておく。
- 避難所のトイレが使用できない場合に備え、マンホールトイレシステムの整備を推進する。

### **(避難生活における要配慮者支援)**

□要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。

### **(保健医療機能の確保等)**

- かかりつけ医が被災した場合や広域避難時においても、医療に関する情報の活用を通じた広域的な連携体制の構築等により、適切な処置が行われるようにする。
- 保健師等による避難所等の支援体制の整備を図る。

### **(要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築)**

□被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な人材を確保し、サービスチームを結成してニーズに応じたサービスを提供するとともに、災害派遣福祉チーム（DCAT）の受援体制を構築する。

### **(要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備)**

□災害時に避難が必要な要配慮者の受入体制の整備を図るため、社会福祉施設等に対し協力関係の構築を推進する。

## ④エネルギー

### （災害時のエネルギー供給の優先順位の整理）

- 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、災害時のエネルギー供給の優先順位を整理するとともに、災害時物流に係る重要拠点と優先啓開経路を検討する。

### （自立・分散型エネルギーの導入の促進等）

- 災害時のエネルギーの供給を確保するための取組を進めるとともに、エネルギー供給源を多様化するため、太陽光発電などの再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進していく。さらに、エネルギーセキュリティ向上のため、コージェネレーション等の分散型エネルギーシステムの普及拡大を推進する。
- ごみ処理施設が災害時に稼働できなくなることを防ぐため、ごみ処理施設整備にあたっては、ごみ焼却発電により施設稼働に必要な電力を確保できるよう自立エネルギー供給機能を検討していく。

### （石油燃料の確保）

- 発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する。
- 各家庭や避難所、医療施設等において自家発電施設の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する。

### （停電時における電動車等の活用）

- 停電している避難所等へ、事業者等との協定締結により非常用電源として電力供給が可能な電動車等の活用を検討する。

### （電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化）

- 災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、電気、ガス等ライフライン関係機関との協力体制の構築を推進する。

### （電力設備等の早期復旧体制整備の推進）

- 大規模災害により電柱の倒壊や倒木等が発生し、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、県や市町村による倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と、早期復旧のための協力体制の整備を進める。
- 電力事業者は、現場の情報を迅速に収集・共有する体制を整備し、停電の早期復旧やユーザーへの迅速かつ適切な情報発信を行う。



### **(燃料供給バックアップ体制の充実強化)**

- 燃料供給のバックアップ体制を強化するため、石油元売各社における系列BCPの策定を促進し、訓練の実施等を通じて燃料供給のバックアップ体制の実効性を高める。

### **(燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備)**

- 緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、輸送基盤の地震、洪水、土砂災害対策等を進め、燃料供給ルートを確保し、サプライチェーンを維持する。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続の改善等を検討する。

## **⑤情報通信**

### **(情報通信関係施策の推進)**

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、ICTを活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する。

### **(情報通信インフラの整備)**

- 無線通信施設として整備されている市防災行政無線、消防無線の拡充及び有効利用を図るとともに、新たな地域防災無線システムの整備を推進する。

### **(情報通信システムの電源途絶等に対する対応検討)**

- 電源途絶等においても行政情報を安定的に確保するため「自治体クラウド」の導入などの対策を検討する。また、情報システムの通信が行えなくなった場合の紙媒体の台帳等による対応方法などについて検討する。
- 災害情報を各施設へ伝達できるよう、庁舎非常用発電機の電力供給系統に情報通信システムを接続させる、電源回路改修を検討する。

### **(情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進)**

- アナログバックアップ回線を確保できる環境を維持していく。

### **(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等)**

- 災害時の情報収集及び伝達を迅速かつ円滑に行うため、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化等を図る。また、大規模災害時の有線途絶を想定して、無線通信施設の整備拡充を図る。
- 災害時の通信業務が途絶することがないように、119番通報が受信不能となった場合にも受信できる通信施設の整備拡充を検討する。

### **(情報伝達手段の多様化の推進)**

- テレビ、新聞等の報道機関に対し情報及び必要な資料を提供し、広報活動への協力を要請する。特に、避難情報等については、災害情報共有システム（Lアラート）、市ホームページ、市安全安心情報ネットワーク、市緊急情報 Twitter、市アプリ「春ポケ」、音声架電システム、インターネット、ファクシミリ等を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。
- 災害対策本部と防災拠点における情報伝達を確実にを行うため、防災行政無線のデジタル化整備等により、情報発信のための体制を整備する。
- 災害時に必要な情報を収集・伝達するための各種防災関係システムの統合化・共通化とその運用体制について検討する。

### **(水防テレメータシステムの更新)**

- 市が設置した水位等に関する観測、情報設備の維持・更新を適切に行い、洪水時における河川水位等の情報伝達体制の充実を図る。

### **(災害情報の収集体制の強化)**

- 各種観測データを活用することにより、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報の収集体制の強化を図る。

### **(情報の効果的な利活用等に向けた人員・体制の整備)**

- 被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

### **(情報伝達手段・体制の確保)**

- 非常用電源設備の導入や通電範囲の更新により、電力の継続利用が可能となるよう対策を講じるとともに、既に導入済みの施設にあっては、燃料タンクの増設等により、非常用電源設備の運転継続時間の延長対策を講じる。

## **⑥産業・経済**

---

### **(企業の防災訓練の実施)**

- 地震発生時における事業所等の災害予防や応急対策を円滑に実施するため、南海トラフ地震等を想定した訓練を実施する。
- 金融機関のBCPの実効性を維持・向上するための対策を継続的に実施する。

### **（個別企業BCP策定等の促進）**

- 企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割が十分に実施できるよう、事業継続計画の策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

### **（事業所等における防災対策の促進）**

- 春日井商工会議所等と連携を図り、各種融資制度を中小企業者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。また、平時より、県、春日井商工会議所等と連携体制を構築し、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

## **⑦交通・物流**

### **（交通施設等における脆弱性の解消）**

- 緊急輸送道路に隣接するもの、並びに重点的に耐震化を進める区域内を優先して耐震化を図る。
- 道路橋の耐震化、老朽化対策を推進する。

### **（災害時における放置車両対策）**

- 大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策や除雪作業等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急車両等通行ルートを早期に確保する。

### **（災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保）**

- 救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策を進める。

### **（情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進）**

- 電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の防災や地震対策の検討を進める。

### **（信号機電源付加装置の整備）**

- 災害時に道路情報等を確実に提供するため、道路情報板等の停電対策を推進する。

### **(電柱や大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性の解消等)**

- 大規模地震発生時に被害を受けやすい電柱やその道路については、緊急輸送道路等における阻害要因の除却など、安全性の向上を検討する。

### **(道路における冠水対策)**

- 冠水時の通行止めにより、地域の道路ネットワークが分断されてしまうことがないように、冠水危険箇所の周知を図るとともに、下流の排水能力に応じて冠水頻発箇所の排水ポンプ増強を検討する等、道路の耐災害性の強化を図る。

### **(道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進)**

- 上下水道、道路、鉄道、河川、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図る。また、生産拠点と物流施設・ルート of 耐災害性を高めるため、幹線道路ネットワークの整備、道路の防災や地震対策の検討を進める。さらに、避難路や緊急輸送道路となる都市計画道路の整備を推進する。

### **(避難所における必要物資の確保等)**

- 避難所で必要となる水、食料、燃料などの必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化、円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにする。また、被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める。

### **(避難場所・避難路の確保、整備等)**

- 被災した場合に避難路としての使用が見込まれる道路について、安全性の向上等、避難の円滑化に必要な整備を推進する。
- 避難場所に至る、通学路、自転車や歩行者空間を含めた避難路等の整備のほか、バリアフリー化方策について検討する。

### **(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進)**

- 不特定多数の者が利用する鉄道駅や駅周辺などの主要な交通結節点において、駅施設等の交通施設の更新やバリアフリー化、ならびに駅前広場や駅周辺道路等の整備を進め、災害発生時における都市機能の継続を図るとともに、利用者の安全や避難経路の確保、救助・救急活動に資する空間の確保を推進する。
- 都市拠点である駅周辺の施設については、市街地整備事業や住環境整備事業等により、耐震性や耐火性の高い建物への更新や、オープンスペースの確保等を図り、地域の防災性能の向上を推進する。

#### **(物資調達・供給体制、受援体制の構築等)**

- 円滑に支援物資の受入・供給を行うため、物資集配拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

#### **(物流ネットワークの整備)**

- 物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路等の耐震対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を図る。

#### **(輸送モードの連携・代替性の確保)**

- 公共交通機関の運行状況等を収集・整理し利用者・市民へ提供する体制を構築する。

#### **(輸送ルート確保の強化)**

- 輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、県内の都市間を連絡する幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良、交通施設等の耐震化等を着実に進める。
- 避難路や緊急輸送道路となる都市計画道路の整備を推進する。

#### **(輸送基盤の災害対策の推進等)**

- 燃料等の供給ルートに係る輸送基盤の災害対策を推進するとともに、装備資機材の充実や、通行可否情報等の収集など、輸送経路の啓開や施設の復旧を関係機関の連携により迅速に実施する体制の整備を推進する。

## **⑧農林水産**

---

#### **(山地災害、森林・農地等の保全機能の低下への対応)**

- 森林・農地等の管理放棄による保全機能の低下、集中豪雨の発生頻度の増加等による災害発生リスクの高まりが懸念されるため、基幹的水利施設をはじめとする農業用施設の耐震化や自然と共生した多様な森林づくりを推進する。

#### **(農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備)**

- 日本型直接支払制度等を活用し、地域の主体性・協働力を活かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自律的な防災・復旧活動の体制整備を推進するとともに、排水施設等の機能確保を進める。

## ⑨地域保全・土地利用

### （上水道等の復旧の体制等の強化）

- 応急復旧に必要な人員、資機材等を確保するとともに、被害の規模等状況に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、春日井市管工事業協同組合等に協力を要請する。なお、必要に応じて他の地方自治体及び関係団体等に応援を要請する。
- 大規模自然災害発生時に速やかに対応するため、危機管理対策マニュアル（水道事業編）に基づく応急復旧体制を強化する。

### （河川の改修）

- 春日井市排水基本計画に基づき、排水路改修を進める。特に都市部を流域に持つ河川では、開発の進行による流出量増大等により治水安全度が著しく低下していることから、国管理河川の庄内川や、県管理河川の八田川、内津川等の改修を推進する。また、地蔵川ポンプ場整備を促進する。

### （河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等の推進）

- 地域住民の生命と財産を守るため、より迅速に確実な対応ができるよう河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等を推進する。

### （水の安定供給）

- 大規模自然災害発生時においても安定供給が可能となる給水体制を目指し、水資源関連施設の耐震化、水源の増備といったハード対策とともに、災害発生時復旧対策の策定、関係機関の連携等ソフト対策を推進する。
- 異常気象等による水事情の悪化により、全市的に給水に支障をきたし、市民生活等に重大な被害の発生するおそれがある場合、春日井市渇水対策本部設置要領に基づき対策本部を設置し、応急かつ総合的な対処の実施を推進する。

### （水資源の有効な利用等の普及・推進）

- 大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備するとともに、雨水の利用の推進に関する法律（平成 26 年法律第 17 号）に基づく雨水の利用や、再生水の利用等の水資源の有効な利用等を普及・推進する。

### （ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進）

- 大規模水害を未然に防ぐため、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、水防訓練の実施や洪水ハザードマップなど各種ハザードマップの作成、防災情報の高度化、可搬式ポンプの運用や排水ポンプ車導入など、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせ実施し、これらハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた施策を推進する。

### **(土砂災害対策の推進)**

- 崩壊の危険性が高いがけ地をはじめとする土砂災害危険箇所について、土砂災害対策として愛知県の急傾斜対策事業及び治山事業を活用し人的被害防止を推進していく。
- 人的被害を防止するため、ソフト対策として、土砂災害ハザードマップを作成、配布することにより、土砂災害の危険性の住民への周知を図り、避難行動を促す。
- 崩壊の危険性が高いがけ地をはじめとする土砂災害危険箇所について、住宅への被害を防止するため、県と連携を図り建築物の敷地についての安全対策を推進する。
- 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を推進する。

### **(地籍整備の促進)**

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査や土地区画整理等により、地籍整備を検討する。

## **⑩環境**

---

### **(PCB廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減)**

- 保管中のPCB廃棄物の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、市で保管しているPCB廃棄物の適正な保管や早期の処分を完了する。

### **(ごみ焼却施設の災害対応力の強化等)**

- 老朽化したごみ処理施設の計画的更新等を進める。

### **(亜炭坑跡地対策の促進)**

- 亜炭鉱廃坑の範囲や規模等を特定する調査や、調査を受けての亜炭鉱廃坑に対する充填工事について、許可権者である国に継続的な支援制度の創設を要望していく。

### **(環境測定機能の強化)**

- 大規模自然災害発生時にも、環境面における市民の安全・安心を確保するため、関係部署と連携を図り、公共水域の水質汚濁状況を監視するなど、環境分析センターにおける環境測定を早期に実施できる体制を整える。

### **(災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理)**

- 春日井市災害廃棄物処理計画の「処理困難物対策」に基づき、環境汚染や事故を防止するため分別して回収し、適正処理を進める。

### **(災害廃棄物の仮置場の確保の推進)**

- 発生推計に合わせた災害廃棄物の仮置場の確保、災害廃棄物処理に必要な資機材等の確保を推進する。仮置場の確保にあっては、応急仮設住宅建設用地など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う。

### **(災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携)**

- 災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア団体が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応する。

### **(災害廃棄物処理計画の策定等)**

- 春日井市災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため、随時検証・見直しを行い、必要に応じて計画の改定を行う。

### **(住宅・建築物の耐震化の促進等)**

- 住宅・建築物の耐震化を進めるなど、災害時における大量の災害廃棄物の発生を抑制する対策、災害廃棄物の再利用等を推進する。

### **(石綿飛散防止対策)**

- 震災発生時の倒壊建屋等からの適切な石綿除去作業が実施されるよう、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」の徹底についての指導を県に求める。
- 吹付けアスベスト等によるばく露を防止するため、飛散防止対策を推進する。

### **(有害物質の流出等の防止対策の推進)**

- 春日井市生活環境の保全に関する条例に定める環境保全計画書に基づき、有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、有害物質を取り扱う事業者に対し、事故時の対応策について検討するよう助言、指導を行う。



## イ 横断的分野

### ① リスクコミュニケーション

#### (継続的な防災訓練や防災教育等の推進等)

- 身を守る避難行動の取り方等について自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。

#### (効果的な教育・啓発の実施)

- 広報誌や春日井市安全安心情報ネットワーク、ホームページ等を活用した広報活動により、市民に対して広く防災意識を普及・啓発する一助とし、幅広い年齢層の知識向上を推進する。
- 住宅の倒壊や家具転倒等による被害等の軽減・防止を図るため、耐震診断・耐震改修等による住宅の耐震化、家具等の転倒防止対策を促進するとともに、主体的な避難行動を促進するため、ハザードマップの作成・周知など早期避難に繋がる効果的な教育・啓発の取組を推進する。

#### (災害対応業務の実効性の向上)

- 緊急消防援助隊の効果的な受援体制を構築するため、シミュレーションチームを立ち上げ、体制の検証、訓練企画等を行い、実効性の向上を図る。

#### (災害対応力の強化等)

- 大規模自然災害や大規模な感染症などの有事の未然防止と被害の軽減を図るため、計画の策定、防災訓練の実施などにより、指導者体制を構築するなど、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る。
- 大規模災害を想定した広域的な訓練等を実施し、総合的な防災力の強化を進める。

#### (住民の避難力向上)

- 防災訓練、水防訓練、防災講話、自主防災リーダー研修会等の実施や各種ハザードマップを作成・公表することなどにより、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を展開していく。

#### (情報通信関係施策の推進)

- 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報等に5段階の警戒レベルを付して提供することにより、住民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にする。

### **（浸水想定区域の指定・見直し）**

- 想定しうる最大規模の降雨により洪水・内水氾濫が発生した場合の浸水想定区域図を公表することなどにより、洪水等からの円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る。

### **（地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援）**

- 災害が起きた時の対応力を向上するため、必要な地域コミュニティ力の構築を推進する。また、ハザードマップの作成や訓練・防災教育、防災リーダーの計画的な育成等を通じた地域づくり、災害の事例や研究成果等の共有による地域コミュニティ力を強化するための支援等について、関係機関が連携し充実を図る。
- 地域コミュニティである町内会や自主防災会の大規模災害発生時の対応力を向上させるため、防災訓練・教育、防災リーダーの養成などの支援を推進する。

### **（避難行動要支援者の救助・救急活動）**

- 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとともに、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

### **（避難行動要支援者への支援）**

- 避難行動要支援者名簿の作成や活用、個別計画の策定を推進することにより、災害時に自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

### **（避難生活における要配慮者支援）**

- 聴覚障がい者等が支援や情報を得やすいようにするため、「聴覚障がい者支援セット」を指定避難所及び福祉避難所に設置している。また、視覚で確認できる「コミュニケーションボード」を作成し、指定避難所及び福祉避難所に配備する。
- 平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるとともに避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

### **（要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築）**

- ひとり暮らし高齢者や障がいのある人などで、地震や集中豪雨などの災害時に、避難場所への避難に支援を必要とされている人に対して、区・町内会・自治会などの協力により、地域での支え合い、助け合いによる避難支援を行う。

### **(避難所の運営体制等の整備)**

- 「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」、「災害時障がい者支援マニュアル」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図る。
- 学校個別施設利用計画を作成及び点検することで、避難所の適切な運営を図る。
- 町内会や自主防災会等と避難所運営に関する訓練を通し、地域が主体的に避難所の管理運営が行えるよう意識啓発を推進する。

### **(避難所外避難者への対策の整備)**

- 在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる避難所外避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう対策を進める。

### **(備蓄の推進)**

- 従事職員の飲料水・食料について、職員個人が7日分の飲料水・食料の自助による準備を行い、参集時に最低3日分の飲料水・食料を持参することで職務の円滑な実施につながることを日頃から職員に対する意識啓発を行う。
- 本市の備蓄計画に基づき、必要とされる飲料水・食料等の備蓄を推進する。
- 防災訓練、防災講話、防災教育での啓発により、各家庭、地域及び事業所における備蓄を促進する。

### **(帰宅困難者対策の推進)**

- 事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。
- 公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。また、必要に応じて、一時滞在施設（滞在場所）の確保等の支援を行う。
- 安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。

## ②人材育成

### (災害ボランティアの円滑な受入)

- 大規模な災害が発生した場合、ボランティアとの連携及び被災地住民の速やかな自立・復興の支援を行うため市社会福祉協議会と連携し、必要に応じて災害救援ボランティアセンター及び災害救援地域ボランティアセンターを設置する。また、災害救援ボランティアセンターは、防災拠点の災害救援地域ボランティアセンターと連携し、ボランティアの受入体制を整備し、その配置等について調整を行う。

### (災害対応能力の向上)

- 自らの防災・減災の行動につながるよう市民意識の向上を図るとともに、自主防災組織の活動支援や人材育成など地域の防災力の強化を促進する。

### (復旧・復興を担う人材等の育成等)

- 災害時に道路啓開等の復旧・復興を担う人材育成を図るとともに、建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。
- 愛知県等と協力して応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成を行い、登録者数を増やすとともに、判定実施体制の整備を進める。
- 大規模自然災害や大規模な感染症などの有事の未然防止と被害の軽減を図るため、計画の策定、防災訓練の実施などにより、指導者体制を構築するなど、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る。

## ③老朽化対策

### (交通施設等における脆弱性の解消)

- 道路橋の耐震化、老朽化対策を推進する。

### (公共施設等の耐震化の推進・促進)

- 行政施設や学校施設などの公共施設等について耐震化を進める。また、老朽化対策等の施設整備を各個別計画等に基づき進める。あわせて、天井、外装材等の建築物の非構造部材及び附属物の耐震対策を進める。

### (水道施設の老朽化対策等の推進)

- 水道水を安定的に供給するため、施設及び管路における老朽化対策と合わせて防災拠点への配水管路や基幹管路の耐震化対策を推進する。また、施設の維持・修繕に関するガイドラインに従い水道施設を良好な状態に保つための点検・整備を実施し、事故予防、水道施設の長寿命化を図る。

#### **（地域の活動拠点施設の耐災害性の強化）**

- 地域の活動拠点となる消防署及び各出張所について、適切な維持管理及び老朽化した施設の移転整備を図り、消防施設の耐災害性の強化を推進する。また、消防救急無線等の情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する。

#### **（農業集落排水施設の耐震化等の推進）**

- 農業集落排水施設等の耐震性や老朽化状況等の診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化対策、老朽化対策等を推進する。

#### **（農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化）**

- 農業水利施設の耐震化、老朽化対策等、災害対応力強化のためにハード対策の適切な推進を図るとともに、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する。

#### **（避難所における良好な生活環境の確保等）**

- 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める。また、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化など、避難所としての防災機能を強化する。

### **④産学官民・広域連携**

---

#### **（市・県・関係機関の連携強化）**

- 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、県と災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう、災害に関する情報の共有に努める。

#### **（避難所の絶対量の不足に対する相互連携）**

- 多数の避難者に相当な収容能力のある施設が不足する地域について、県・近隣市町村等の関係機関の施設の相互利用や、民間施設等の利用の可否について検討を図る。

#### **（復旧復興施策や被災者支援の取組等）**

- 平常時から、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を国及び地方公共団体で共有し、災害からの復旧・復興施策や発災時の被災者支援の取組の向上を図る。

**(物資調達・供給体制、受援体制の構築等)**

- 大規模自然災害発生時においても、安定供給が可能となるよう、関係機関、他の自治体との相互応援協定を締結することで災害時に物資調達がスムーズに実施できるよう体制の構築を推進する。

**(交通インフラの早期復旧に向けた関係自治体の連携調整)**

- 交通インフラの早期復旧の実現に向けた関係機関の連携調整体制の強化を促進する。また、膨大な帰宅困難者の帰宅支援対策として徒歩での帰宅支援の取組を推進する。

## 第5章 計画推進の方策

### 1 計画の推進体制

---

本計画の推進にあたっては、全庁的な体制のもとで取組を進めます。また、必要に応じて個別分野ごとの推進・検討体制等の連携・調整を図り、強靱化の取組を推進します。

### 2 計画の進捗管理

---

本計画を効果的に推進するための強靱化に資する事業は、第4章の推進すべき施策の方針で掲載した各施策を具体化する事業として、別に定める「春日井市地域強靱化計画に位置付ける個別具体的施策の詳細」として明記し、「国土強靱化予算の「重点化」「要件化」「見える化」等による地域の国土強靱化の取組推進」に位置付けられる個別具体的施策に対応したものとします。また、別に定める具体的施策の詳細は、概ね毎年度進捗状況の確認を行い、あわせて指標に基づく目標の達成状況の把握、検証を行い、PDCAサイクルによる取組を推進します。

### 3 計画の見直し等

---

本計画は、施策の進捗状況や社会情勢の変化等を考慮し、概ね5年毎に本計画全体を見直すこととします。また、国や県の強靱化施策等の動向を踏まえるとともに、毎年度の進捗管理において新たに実施すべき事業が出てきた場合は、適宜必要な見直しを行います。

さらに、見直しにあたっては、国土強靱化基本計画や愛知県国土強靱化地域計画のほか、関連するその他の計画等を見直しの状況を考慮するとともに、見直し後の本計画が他の計画に適切に反映されるなど、本計画と連携するその他の計画と連携・整合を図ります。

# 別紙

## 1 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

### 目標 1 直接死を最大限防ぐ

#### 1-1 住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

##### (住宅・建築物の耐震化の促進等)

- ブロック塀等の工作物について、安全点検と倒壊防止の補強を指導するとともに、公道等に面したブロック塀等については、補助制度を利用した撤去を奨励する必要がある。また、ブロック塀等も含めた既存建築物の適正な維持管理や安全性確保について周知啓発を推進する必要がある。
- 住宅・建築物のさらなる耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する必要がある。
- 利用者の安全・安心を確保するため、災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策を推進する必要がある。
- 都市拠点である駅周辺の施設については、市街地整備事業や住環境整備事業等により、耐震性や耐火性の高い建物への更新や、オープンスペースの確保等を図り、地域の防災性能の向上を推進する必要がある。

##### (不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進)

- 不特定多数の者が利用する鉄道駅や駅周辺などの主要な交通結節点において、都市機能が継続できる対策を講じるとともに、利用者の安全や避難経路の確保、救助・救急活動に資する空間の確保が可能な対策が必要である。

##### (公共施設等の耐震化の推進・促進)

- 行政施設、学校施設などの公共施設等の耐震化を進め、老朽化対策等の施設整備を各個別計画に基づき進める必要がある。また、天井等の非構造部材及び附属部材の耐震対策を進める必要がある。

##### (交通施設等における脆弱性の解消)

- 緊急輸送道路に隣接するもの並びに重点的に耐震化を進める区域内を優先して耐震化を図る必要がある。
- 道路橋の耐震化・老朽化対策を推進する必要がある。



### **(電柱や大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性の解消等)**

- 大規模地震発生時に被害を受けやすい電柱やその道路については、緊急輸送道路等における阻害要因とならないよう対策を講じる必要がある。
- 大規模盛土造成地等の施設・構造物については、更新した大規模盛土造成地のマップを公表し、施設等の安全性を向上させる必要がある。

### **(家具の転倒防止策等の継続的な防災訓練や防災教育等の推進)**

- 地震の発生から強い揺れが到達するまでの間に少しでも身を守る行動等を取る時間を確保するため、緊急地震速報等の活用を進めていくとともに、家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等についての防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。

### **(災害対応能力の向上)**

- 自らの防災・減災の行動につながるよう市民意識の向上を図るとともに、地域の防災力の強化を促進する必要がある。
- 大規模自然災害や大規模な感染症などの有事の未然防止と被害の軽減を図るため、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る必要がある。

### **(消防団等の充実強化の促進等)**

- 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進する必要がある。

## **1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生**

### **(火災に強いまちづくり等の推進)**

- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地の改善を促進する必要がある。また、街頭消火器の適正配置により、市民による早期な初期消火をもって被害を最小限にとどめる活動を推進する必要がある。
- 老朽空き家や不良空き家の除却を促進する必要がある。
- 指定緊急避難場所として位置づけられている公園の整備や適切な維持管理を推進するほか、避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する公園緑地整備を推進する必要がある。
- 震災時の広域断水時における消防水利確保のため、耐震性防火水槽の整備や非耐震性防火水槽の耐震化について検討を進める必要がある。
- 都市拠点である駅周辺の施設については、市街地整備事業や住環境整備事業等により、耐震性や耐火性の高い建物への更新や、オープンスペースの確保等を図り、地域の防災性能の向上を推進する必要がある。

#### **(水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等)**

- 民間事業者等との給水活動等についての協定締結等による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取組を推進する必要がある。また、密集市街地については、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等により、官民が連携して解消を図る必要がある。

#### **(災害対応能力の向上)**

- 自らの防災・減災の行動につながるよう市民意識の向上を図るとともに、地域の防災力の強化を促進する必要がある。
- 大規模自然災害や大規模な感染症などの有事の未然防止と被害の軽減を図るため、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る必要がある。

#### **(情報通信関係施策の推進)**

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の伝達、ICTを活用した情報通信関係施策を推進する必要がある。

#### **(消防団等の充実強化の促進等)**

- 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進する必要がある。

### **1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生**

#### **(ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進)**

- 各区域の浸水実績図や浸水シミュレーションによる浸水リスク評価を踏まえ、排水機場や管渠、雨水貯留施設等の浸水対策施設の整備・維持管理を推進する必要がある。あわせて、大規模水害を未然に防ぐため、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップなど各種ハザードマップの作成、防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせて実施し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた対策を推進する必要がある。

#### **(継続的な防災訓練や防災教育等の推進等)**

- 身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。

#### **(河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等の推進)**

- 地域住民の生命と財産を守るため、河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等を推進する必要がある。

#### **(地下空間における浸水対策等の強化)**

○冠水時の通行止めにより、地域の道路ネットワークが分断されてしまうことがないよう、冠水危険箇所の周知や、下流の排水能力に応じて冠水頻発箇所の排水ポンプ増強を検討する等、道路の耐災害性の強化を図る必要がある。

#### **(河川の改修)**

○春日井市排水基本計画に基づき、排水路改修を進める必要がある。特に都市部を流域に持つ河川では、開発の進行による流出量増大等により治水安全度が著しく低下していることから、国管理河川の庄内川や、県管理河川の八田川、内津川等の改修を促進し、あわせて地蔵川ポンプ場の整備を推進する必要がある。

#### **(浸水想定区域の指定・見直し)**

○洪水等からの円滑かつ迅速な避難を可能にするため、最大規模を想定した浸水想定区域図等を公表する必要がある。

#### **(気候変動を踏まえた水災害対策)**

○近年、全国各地で豪雨等による水災害が発生していることに加え、気候変動に伴う降雨量の増加等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変動を踏まえた水災害対策について検討する必要がある。

#### **(情報通信関係施策の推進)**

○逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の伝達、ICTを活用した情報通信関係施策を推進する必要がある。

○住民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にするための情報発信が必要である。

#### **(災害対応力の強化)**

○自らの防災・減災の行動につながるよう市民意識の向上を図るとともに、地域の防災力の強化を促進する必要がある。

○大規模自然災害や大規模な感染症などの有事の未然防止と被害の軽減を図るため、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る必要がある。

#### **(避難場所・避難路の確保・整備等)**

○避難の円滑化に必要な道路の整備を推進する必要がある。また、避難場所に至る、通学路、自転車や歩行者空間を含めた避難路等の整備のほか、バリアフリー化方策について検討する必要がある。

## 1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

### （土砂災害対策の推進）

- 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を推進する必要がある。
- 住宅の被害を防止する安全対策を推進する必要がある。また、土砂災害危険箇所については、県と連携して人的被害防止を推進していく必要がある。
- 土砂災害ハザードマップを作成、配布する等の啓発活動により、平常時及び異常気象時において、土砂災害の危険性の住民への周知を図る必要がある。また、職員の活動能力を向上させるとともに、土砂災害・風水害対応資機材を確保する必要がある。

### （山地災害、森林・農地等の保全機能の低下への対応）

- 森林・農地等の管理放棄による国土保全機能の低下、集中豪雨の発生頻度の増加等による災害発生リスクの高まりが懸念されるため、基幹的水利施設をはじめとする農業用施設の耐震化や自然と共生した多様な森林づくりを進める必要がある。

### （亜炭坑跡地対策の促進）

- 亜炭坑跡の実態を把握するための調査及び充填に関する事業の実施など、亜炭坑跡地対策を促進する必要がある。

### （情報関係施策の推進）

- 避難情報等については、災害情報共有システム（Lアラート）、市ホームページ、市安全安心情報ネットワーク等を活用した迅速かつ的確な情報発信を行う必要がある。また、災害対策本部と防災拠点における情報伝達を確実にを行うため、防災行政無線のデジタル化整備等、情報発信のための体制を整備する必要がある。

### （災害対応力の強化等）

- 自らの防災・減災の行動につながるよう市民意識の向上を図るとともに、地域の防災力の強化を促進する必要がある。
- 大規模自然災害や大規模な感染症などの有事の未然防止と被害の軽減を図るため、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る必要がある。

## 目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

#### (輸送ルートの確保対策の実施)

○物資輸送ルートを確実に確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備を進める必要がある。

#### (水道施設の老朽化対策等の推進)

○水道水を安定的に供給するため、施設及び管路における老朽化対策と合わせて防災拠点への配水管路や基幹管路の耐震化対策を推進する必要がある。また、水道施設を良好な状態に保つための点検・整備を実施し、事故予防、水道施設の長寿命化を図る必要がある。

#### (電力設備等の早期復旧体制整備の推進)

○大規模災害により電柱の倒壊や倒木等が発生し、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と、早期復旧のための協力体制を整備する必要がある。

○電力事業者は、停電の早期復旧やユーザーへの迅速かつ適切な情報発信を行うため、現場の情報を迅速に収集・共有する体制を整備する必要がある。

#### (停電時における電動車等の活用)

○停電している避難所等に対して、非常用電源として電力供給が可能な電動車等の活用を検討する必要がある。

#### (備蓄の推進)

○職務を円滑に実施するため、職員個人が準備・持参すべき飲料水・食料について、日頃から職員に対して意識啓発を行う必要がある。

○備蓄計画に基づいて、飲料水・食料等の備蓄を推進する必要がある。また、各家庭、地域及び事業所における備蓄を促進する必要がある。

#### (物資調達・供給体制、受援体制の構築等)

○人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化する必要がある。また、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制を確立する必要がある。

○円滑に支援物資の受入・供給を行うため、物資集配拠点における作業体制や関係機関と連携した物資調達・供給体制を構築する必要がある。

○大規模自然災害発生時においても、物資調達がスムーズに実施できる体制を構築する必要がある。

### **(消防団等の充実強化の促進等)**

- 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団員等の充実強化を促進する必要がある。

## **2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足**

### **(災害対応の体制・資機材強化)**

- 平常時から関係機関との連携を深め、災害時における応援体制を確立する必要がある。
- 災害発生時における迅速かつ円滑な対応を行うため、装備資機材等を充実させる必要がある。加えて、消防団における消防車両や配備資機材・詰所・訓練の充実、自主防災組織における防災資機材及び資機材倉庫等の充実強化を図っていく必要がある。
- 県内において大規模な災害等が発生した場合における応援体制を強化する必要がある。

### **(災害対応業務の実効性の向上)**

- 緊急消防援助隊の効果的な受援体制を構築するため、シミュレーションチームによる体制の検証、訓練企画等を行う必要がある。

### **(地域の活動拠点施設の耐災害性の強化)**

- 地域の活動拠点となる消防署及び各出張所について、老朽化した施設の移転整備を図る等、耐災害性の強化を推進する必要がある。また、消防救急無線等の情報通信機能についても、耐災害性の強化、高度化を推進する必要がある。

### **(消防団員の確保)**

- 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団員等の充実強化を促進する必要がある。

### **(道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路啓開の円滑化の推進)**

- 災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、発災時においても円滑な交通機能確保を必要とする。さらに、避難路や緊急輸送道路となる都市計画道路の整備を推進する必要がある。
- 不特定多数の者が利用する鉄道駅や駅周辺などの主要な交通結節点において、都市機能が継続できる対策を講じるとともに、利用者の安全や避難経路の確保、救助・救急活動に資する空間の確保が可能な対策が必要である。

### **(避難行動要支援者の救助・救急活動)**

- 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民のほか多様な主体と連携し、情報伝達体制や避難誘導體制を整備する必要がある。

## 2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による都市の混乱

### (帰宅困難者対策の推進)

- 事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進める必要がある。また、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などの支援体制を構築する必要がある。

### (帰宅困難者等の受入態勢の確保)

- 公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動(帰宅)を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制する必要がある。
- 帰宅困難者には、安全に帰宅するための災害情報を提供するほか、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報を提供する必要がある。

### (交通インフラの早期復旧に向けた関係自治体の連携調整)

- 交通インフラの早期復旧の実現に向けた関係機関の連携調整体制の強化を促進する必要がある。また、膨大な帰宅困難者の帰宅支援対策として徒歩での帰宅支援の取組を推進する必要がある。

## 2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

### (医療リソースの供給体制の確立)

- 南海トラフ地震など多数の負傷者が想定される災害に対応した、医療リソース(水・食料や燃料、医師や薬剤、治療設備等)の需要量に比し、被災を考慮した地域の医療リソースの供給可能量、被災地域外からの供給可能量が不足している可能性が高いため、関係団体等との協定締結などにより、医療リソースの供給体制を確立していく必要がある。
- 相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等で対応する体制を構築し、医療リソースの需要を軽減させていく必要がある。

### (春日井市民病院における自立・分散型エネルギー供給の促進)

- 春日井市民病院のエネルギーを確保するため、自衛的備蓄の必要性について認識を促すとともに、燃料等が優先的に分配されるよう、関係機関の連携を高めておく必要がある。

### (民間事業者との連携による燃料の確保)

- 災害時における非常用発電設備用の燃料調達を確保するため、燃料供給事業者と供給方法に関する調整を行う必要がある。

#### **(春日井市民病院の耐災害性の強化)**

○災害拠点病院として、災害時に必要となる医療機能を提供できるように、既設建物の改修工事等により耐災害性の向上を図る必要がある。また、広域災害時を想定した訓練の実施等を行う必要がある。

#### **(多数の負傷者が発生した場合の対応)**

○多数の負傷者が発生した際、診察及び処置を待つ患者、診察及び処置を終えた患者を、被災地内の適切な環境に収容又は被災地外に搬送する場所等を十分に確保する必要がある。

#### **(災害時における医療機能の確保・支援体制強化)**

○大規模自然災害時にも迅速に医療機能を提供できるよう、災害時医療救護活動に関する協定締結のほか、地域の医療機関の活用を含めた連携体制を構築する必要がある。また、災害派遣医療チームの活動に必要な環境を整えるなど、受援体制を強化する必要がある。

○災害時の医療対策は、救護福祉部が中心となり、総合保健医療センター、保健センター、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会等と連携して活動体制を確立する必要がある。

○処置拡大救急救命士の運用数を増加させ、病院前救護体制を充実させる必要がある。

#### **(災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保)**

○市薬剤師会に協力要請を行い、必要な医薬品等を確保する必要がある。

○救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、道路の防災震災対策を進める必要がある。

#### **(救急搬送の遅延の解消)**

○災害時においても円滑な交通機能を確保する必要がある。

#### **(要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備)**

○社会福祉施設等との協力関係の構築を推進し、要配慮者の緊急一時的な受入体制の整備を図る必要がある。

#### **(要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築)**

○被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、ニーズに応じたサービスを提供するとともに、災害派遣福祉チーム（DCAT）の受援体制を構築する必要がある。

○ひとり暮らし高齢者や障がいのある人などで、地震や集中豪雨などの災害時に、避難場所への避難に支援を必要とされている人に対しては、地域での支え合い、助け合いによる避難支援を行う必要がある。



## 2-5 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

### (衛生環境の確保等)

- 災害発生時に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく消毒や害虫駆除を必要に応じ実施できる体制を維持しておく必要がある。また、感染症の発生・まん延を防ぐため、平常時から適切な健康診断や予防接種を推進する必要がある。
- 二次感染の防止に努め、地域住民に対し感染予防の指導、啓発を推進する必要がある。
- 被災者の生活空間から病原微生物の温床となる廃棄物や下水等を速やかに排除及び処理するために、し尿処理施設と下水処理施設との協力体制を構築しておく必要がある。
- 下水道の機能を十分発揮できるよう、下水処理施設及び管路等の整備・維持管理を推進する必要がある。

### (下水道施設の耐震化等・下水道BCPの充実)

- 管路、処理場・ポンプ場施設の耐震化を促進するため、耐震診断・耐震改修の対策を推進する必要がある。また、「地震災害時の業務継続計画（浄化センター編）」や「春日井市下水道事業業務継続計画（下水道BCP）」の見直しを行い、非常時の体制を強化する必要がある。

### (避難所となる施設の衛生環境の確保)

- 避難者にインフルエンザ、コロナウイルス、ノロウイルス、O157 などが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保っていく必要がある。また、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策を検討する必要がある。
- 避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるようにしておく必要がある。
- 避難所のトイレが使用できない場合に備え、マンホールトイレシステムの整備を推進する必要がある。

## 2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

### (避難所における良好な生活環境の確保等)

- 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める必要がある。また、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化など、避難所としての防災機能を強化していく必要がある。

### **(避難所の運営体制等の整備)**

- 「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」、「災害時障がい者支援マニュアル」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制を整備する必要がある。また、学校個別施設利用計画を作成及び点検することで、避難所の適切な運営を図る必要がある。
- 町内会や自主防災会等と避難所運営に関する訓練を通し、地域が主体的に避難所の管理運営が行えるよう意識啓発を推進する必要がある。

### **(避難所における必要物資の確保等)**

- 避難所で必要となる水、食料、燃料などの必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化、円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにする必要がある。また、被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める必要がある。

### **(避難所外避難者への対策の整備)**

- 在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる避難所外避難者についても、その把握や支援を円滑に行うための対策を検討する必要がある。

### **(被災者の健康管理)**

- 主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないよう、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築していく必要がある。

### **(保健医療機能の確保等)**

- かかりつけ医が被災した場合や広域避難時においても、医療に関する情報の活用を通じた広域的な連携体制の構築等により、適切な処置が行われるようにする必要がある。
- 保健師等による避難所等の支援体制の整備を図る必要がある。

### **(被災者の生活支援等)**

- 避難所から仮設住宅、復興住宅といったように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、被災者の生活を支援していく必要がある。
- 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制を確立する必要がある。

### **(避難所の耐災害性の強化)**

- 避難者の安全な避難生活を確保するため、避難所となる施設等の耐災害性の強化を推進する必要がある。

#### **(避難生活における要配慮者支援)**

- 要配慮者においては健康状態に特段の配慮を行い、健康維持に必要な支援を行う必要がある。
- 聴覚障がい者等が支援や情報を得やすいようにするため、視覚で確認できる「コミュニケーションボード」を作成し、指定避難所及び福祉避難所に配備する必要がある。
- 平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるとともに避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制や避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に取り組んでいく必要がある。

#### **(避難行動要支援者への支援)**

- 避難行動要支援者名簿の作成や活用、個別計画の策定を推進することにより、災害時に自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要がある。

#### **(避難所の絶対量の不足に対する相互連携)**

- 多数の避難者に相当な収容能力のある施設が不足する地域について、県・近隣市町村等の関係機関の施設の相互利用や、民間施設等の利用の可否について検討する必要がある。

## 目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

### 3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱

#### (災害時防犯体制の強化)

○大規模災害発生後における住宅侵入盗などの街頭犯罪の多発を抑止するため、平常時より自主防犯団体への支援を行い、地域における防犯活動を強化する必要がある。

#### (警察施設の耐震化等)

○警察施設の耐災害性の強化を促進する必要がある。

#### (信号機電源付加装置の整備)

○災害時に道路情報等を確実に提供するため、道路情報板等の停電対策を推進する必要がある。

#### (地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援)

○災害が起きた時の対応力を向上するため、必要な地域コミュニティ力を構築する必要がある。また、ハザードマップの作成や訓練・防災教育、防災リーダーの計画的な育成等を通じた地域づくり、災害の事例や研究成果等の共有による地域コミュニティ力を強化するための支援等について、関係機関が連携し充実を図る必要がある。

### 3-2 市職員・施設の被災による機能の大幅な低下

#### (市役所の業務継続力の強化)

○防災対策の要となる防災担当職員や技術系職員の増員又は増強・育成、職員研修の実施、物資等の備蓄、職員参集訓練の実施、家族の安否確認手段の確保、職員へのメンタルケアなどの体制強化を図る必要がある。また、情報通信ネットワークの冗長化等を図る必要がある。

○職員が拠点に参集できない事態に備え、その他の職員が代理対応できるようにリストを整備する必要がある。

○大規模自然災害発生時に、被災状況を迅速に把握・共有し、円滑な応急対応を可能にするため、関連業務（応急危険度判定、罹災証明、応急仮設、応急修理）の体制強化を推進する必要がある。

#### (業務継続計画の作成及び見直し)

○業務継続計画（BCP）を定期的に見直し、業務継続力を強化する必要がある。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、定期的な教育・訓練・点検等を行い、体制の見直しや計画の評価・検証等を行う必要がある。

#### **(防災拠点等の耐震化等の推進)**

- 災害による被害を最小限とするため、防災拠点として位置付けられている公共施設等の耐震化や防災設備の充実を図る必要がある。

#### **(防災拠点等の電力確保等)**

- 非常用電源設備の導入や通電範囲の更新により、電力の継続利用が可能となるよう対策を講じる必要がある。
- 非常用電源の耐震化や水害対策を推進する必要がある。

#### **(道路の防災対策等)**

- 職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災や地震対策等を進める必要がある。

#### **(復旧復興施策や被災者支援の取組等)**

- 平常時から、大規模災害からの復興に関する法律の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を国や県と共有し、災害からの復旧復興施策や発災時の被災者支援の取組の向上を図る必要がある。
- 被災者台帳の作成等に関して、実務指針をもとに、災害発生時に被災者台帳を迅速に作成し利用できるよう取り組む必要がある。

#### **(公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進)**

- 公共施設等の非構造部材等の耐震化状況を把握し、耐震対策の一層の加速が必要である。

#### **(タイムラインの策定)**

- 最大規模の洪水等に係る浸水想定を踏まえ、関係機関が連携した広域避難、救助・救急、緊急輸送等ができるよう、協働してタイムラインを策定する必要がある。
- 大型台風等の接近時などの実際のオペレーションについて、関係者が情報を共有し、連携しつつ対応を行うための関係者一体型タイムラインを策定する必要がある。

#### **(災害応急対策の実施体制の確立)**

- 個々の職員が災害時の状況に応じた的確に対応できるよう、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行う必要がある。また、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟等を図っていく必要がある。
- 降雨時の気象状況、気象等特別警報・警報、洪水予報、土砂災害警戒情報、台風情報等の防災気象情報を収集し、災害の発生が予想される場合には、職員の参集、災害対策本部の速やかな設置等により災害即応態勢の確保を図る必要がある。
- 災害時における適正な判断力の養成及び職場内における防災体制を確立するため、職員の防災意識の高揚及び専門的知識、技術の習得を図っていく必要がある。また、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できる仕組みを構築する必要がある。

**(市・県・関係機関の連携強化)**

- 発災直後は、県や関係機関と相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう、可能な限り被害規模を早期に把握して、災害に関する情報を共有する体制を構築する必要がある。

## 目標4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

### 4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

#### (情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等)

- 災害情報システムや通信手段が、一部の地域若しくは県全体にわたって途絶えることのないよう、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を図る必要がある。
- 無線通信施設として整備されている市防災行政無線、消防無線、専用無線の拡充及び有効利用を図っていく必要がある。
- 災害時の通信業務が途絶することがないように、119番通報が受信不能となった場合にも受信できる通信施設の整備拡充を検討する必要がある。

#### (情報通信システムの電源途絶等に対する対応検討)

- 電源途絶等に対する情報通信システムの機能確保に向けて、「自治体クラウド」の導入などの対策を検討する必要がある。また、情報システムの通信が行えなくなった場合の対応方法についても検討する必要がある。
- 災害情報を各施設へ伝達できるよう、電源回路の改修を検討する必要がある。

#### (情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進)

- アナログバックアップ回線を継続的に確保していく必要がある。
- 電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の防災や地震対策の検討を進める必要がある。

#### (災害対応力の強化等)

- 大規模災害を想定した総合的な防災力の強化を進める必要がある。

### 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

#### (多様な情報提供手段の確保)

- 報道機関に対し情報及び必要な資料を提供し、広報活動への協力を要請するとともに、避難情報等については、災害情報共有システム（Lアラート）等を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う必要がある。

#### (災害対応業務の標準化)

- 大規模自然災害発生時には、国や地方自治体、関連事業者等が、相互に効果的かつ効率的な連携を確保しつつ、迅速かつ的確に対応できるような態勢を確立することが重要であるため、災害対応業務、災害情報の標準化、共有化に関する検討を推進する必要がある。

#### **(情報通信インフラの整備)**

- 無線通信施設として整備されている市防災行政無線、消防無線、専用無線の拡充及び有効利用を図っていく必要がある。

#### **(水防テレメータシステムの整備)**

- 水位等に関する観測、情報設備の維持・更新を適切に行うとともに、洪水時における河川水位等の情報伝達体制の充実を図る必要がある。

### **4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態**

#### **(効果的な教育・啓発の実施)**

- 市民の防災意識の普及・啓発に繋がる広報活動を推進する必要がある。
- 住宅・建築物等の倒壊や家具転倒等による被害等の軽減・防止を図るため、耐震診断・耐震改修等による住宅・建築物等の耐震化、家具等の転倒防止対策を促進するとともに、主体的な避難行動を促進するため、ハザードマップの作成・周知など早期避難に繋がる効果的な教育・啓発の取組を推進する必要がある。

#### **(情報伝達手段の多様化の推進)**

- 報道機関に対し情報及び必要な資料を提供し、広報活動への協力を要請するとともに、避難情報等については、災害情報共有システム（Lアラート）等を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う必要がある。
- 災害対策本部と防災拠点における情報伝達を確実にを行うため、防災行政無線のデジタル化整備等、情報発信のための体制を整備する必要がある。

#### **(情報収集手段の多様化の推進等)**

- 災害時に必要な情報を伝達・収集するための各種防災関係システムの統合化や共通化を図る必要がある。

#### **(情報の効果的な利活用等に向けた人員・体制の整備)**

- 被災現場等における情報の収集・連絡体制の整備を推進する必要がある。

#### **(情報伝達手段・体制の確保)**

- 非常用電源設備の導入や通電範囲の更新により、電力の継続利用が可能となるよう対策を講じる必要がある。

#### **(災害対応能力の向上)**

- 自らの防災・減災の行動につながるよう市民意識の向上を図るとともに、地域の防災力の強化を促進する必要がある。



○大規模自然災害や大規模な感染症などの有事の未然防止と被害の軽減を図るため、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る必要がある。

#### **(避難勧告等の発令)**

- 避難勧告等は、空振りをおそれず、発令基準を基に避難勧告等を発令する必要がある。
- 避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告等を発令する必要がある。

#### **(住民の避難力向上)**

- 住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を展開していく必要がある。

#### **(避難の円滑化・迅速化)**

- 災害発生前のリードタイムを考慮した避難ができるよう避難に関するタイムラインや避難計画の策定、これらに基づく避難訓練の実施等を促進するための方策を検討し、避難行動要支援者等を含めた避難の円滑化・迅速化を図るための事前の取組の充実を講じる必要がある。

## 目標5 経済活動を機能不全に陥らせない

### 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

#### (個別企業BCP策定等の促進)

○企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割が十分に実施できるよう、事業継続計画の策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境を整備する必要がある。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画について検討する必要がある。

#### (道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進)

○上下水道、道路、鉄道、河川、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図る必要がある。

○生産拠点と物流施設・ルートの耐災害性を高めるため、幹線道路ネットワークの整備、道路の防災や地震対策の検討を進める必要がある。さらに、避難路や緊急輸送道路となる都市計画道路の整備を推進する必要がある。

#### (事業所等における防災対策の促進)

○春日井商工会議所等と連携を図り、各種融資制度を中小企業者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する必要がある。また、平時より、県、春日井商工会議所等と連携体制を構築し、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制を整備する必要がある。

### 5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

#### (燃料供給バックアップ体制の充実強化)

○燃料供給のバックアップ体制を強化するため、石油元売各社における系列BCPの策定や訓練の実施等を促進する必要がある。

#### (燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備)

○緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、輸送基盤の地震、洪水、土砂災害対策等を進め、燃料供給ルートを確保し、サプライチェーンを維持する必要がある。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続を改善する必要がある。

#### **(末端供給拠点の災害対応力強化と自立型エネルギー設備の導入)**

- 災害時のエネルギーの供給を確保するための取組を進めるとともに、エネルギー供給源を多様化するため、太陽光発電などの再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進していく必要がある。さらに、エネルギーセキュリティ向上のため、コージェネレーション等の分散型エネルギーシステムの普及拡大を推進する必要がある。

#### **(企業の防災訓練の実施)**

- 企業の防災力の向上を図るため、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動を促進させる必要がある。
- 金融機関のBCPの実効性を維持・向上するための対策を継続的に実施する必要がある。

#### **(災害時のエネルギー供給の優先順位の整理)**

- 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、災害時のエネルギー供給の優先順位を整理するとともに、災害時物流に係る重要拠点と優先啓開経路の検討が必要である。

### **5-3 道路が分断する等の基幹的交通ネットワークの機能停止**

#### **(交通施設の防災対策の推進)**

- 災害時の代替性を確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク整備、道路の防災、地震対策、災害時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良など、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を進める必要がある。

#### **(輸送モードの連携・代替性の確保)**

- 公共交通機関の運行状況等の収集・整理と利用者・市民等への提供に向けた体制を構築する必要がある。

### **5-4 食料等の安定供給の停滞**

#### **(食料の確保)**

- 市民の生活を確保するため、食料等の計画的な備蓄を行うとともに、事業者等との協定締結により食料等の確保を推進する必要がある。

#### **(農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)**

- 農業水利施設の耐震化、老朽化対策等、災害対応力強化のためにハード対策の適切な推進を図るとともに、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。

#### **(物流ネットワークの整備)**

- 物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路等の耐震対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を図る必要がある。

### **5-5 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響**

#### **(水資源の有効な利用等の普及・推進)**

- 大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備するとともに、雨水の利用の推進に関する法律（平成 26 年法律第 17 号）に基づく雨水の利用や、再生水の利用等の水資源の有効な利用等を普及・推進する必要がある。

#### **(水の安定供給)**

- 大規模自然災害発生時においても安定した給水が可能となるように、水資源関連施設の耐震化、水源の増備等のハード対策を実施する必要がある。あわせて、災害発生時復旧対策の策定、関係機関の連携等のソフト対策も推進する必要がある。
- 異常気象等による水事情の悪化により、全市的に給水に支障をきたし、市民生活等に重大な被害が発生するおそれがある場合、春日井市渇水対策本部設置要領に基づき対策本部を設置し、応急かつ総合的な対処の実施を推進する必要がある。

## 目標6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

### 6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

#### （電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化）

- 災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、電気、ガス等ライフライン関係機関との協力体制の構築を推進する必要がある。

#### （石油燃料の確保）

- 発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する必要がある。
- 各家庭や避難所、医療施設等において自家発電施設の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する必要がある。

#### （自立・分散型エネルギーの導入の促進等）

- 災害時のエネルギーの供給を確保するための取組を進めるとともに、エネルギー供給源を多様化するため、太陽光発電などの再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進していく必要がある。さらに、エネルギーセキュリティ向上のため、コージェネレーション等の分散型エネルギーシステムの普及拡大を推進する必要がある。
- ごみ処理施設が災害時に稼働できなくなることを防ぐため、ごみ処理施設整備にあたっては、自立エネルギー供給機能を検討していく必要がある。

#### （施設の耐災害性強化）

- 災害時におけるライフラインの安全性及び信頼性の向上を図るため、電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の耐災害性の強化を図るとともに、代替性の確保を進める必要がある。また、被災地以外からの供給支援を受けるための広域的バックアップ体制の整備を進める必要がある。

#### （輸送基盤の災害対策の推進等）

- 燃料等の供給ルートを実際に確保するため、輸送基盤の災害対策を推進するとともに、装備資機材の充実や、通行可否情報等の収集など、輸送経路の啓開や施設の復旧を関係機関の連携により迅速に実施する体制の整備を推進する必要がある。

#### （エレベーター閉じ込め対策）

- エレベーターが緊急停止した場合の対処法や運転再開の方法について業者と調整し、職員に周知を図る必要がある。
- 市営住宅については、住戸・住戸設備の機能向上を行い、居住性を向上させる必要がある。

- エレベーター閉じ込め事故の対策として、勉強会や救出訓練を行い、対応能力向上を推進する必要がある。

## 6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止

### (水道施設等の耐震化等の推進)

- 配水場等の耐震化を促進するための対策や防災拠点へ向かう配水管路や基幹管路の耐震化を推進する必要がある。また、水道施設全体の機能を十分発揮できるよう、計画的な整備・維持管理を行う必要がある。

### (上水道等の復旧の体制等の強化)

- 応急復旧に必要な人員、資機材等を確保するとともに、被害の規模等状況に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、春日井市管工事業協同組合等に協力を要請する必要がある。
- 大規模自然災害発生時に速やかに対応するため、危機管理対策マニュアル（水道事業編）に基づく応急復旧体制を強化する必要がある。

## 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

### (下水道施設の耐震化等・下水道BCPの充実)

- 下水道施設の耐震化を促進するため、耐震診断・耐震改修の対策を推進する必要がある。また、「地震災害時の業務継続計画（浄化センター編）」「春日井市下水道事業業務継続計画（下水道BCP）」の見直しを行い、非常時の体制強化を図る必要がある。

### (農業集落排水施設・漁業集落排水施設の耐震化等の推進)

- 農業集落排水施設等の耐震性や老朽化状況等の診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策、耐震化等を推進する必要がある。

### (浄化槽の整備)

- 災害時の汚水処理の早期復旧を目指し、設置の補助を行う等、合併処理浄化槽の普及を推進する必要がある。

### (汚水処理施設等の防災対策の強化)

- 施設の耐震化や浸水対策等の推進と合わせて、下水処理施設等の代替性の確保、運転管理体制の強化等を図る必要がある。
- 施設の耐震化を促進するため、耐震診断・耐震改修の対策を推進する必要がある。また、下水処理施設等は常に施設機能の効果を発揮させる必要があるため、耐水化を推進する必要がある。

## 6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

### (輸送ルート確保の強化)

○輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、県内の都市間を連絡する幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策のほか、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良、交通施設等の耐震化等を進める必要がある。また、避難路や緊急輸送道路となる都市計画道路の整備を推進する。

### (交通ネットワークの迅速な再開に向けた体制の整備)

○陸上輸送の寸断に備え、道路啓開など交通ネットワークの迅速な復旧に向けた体制を整備する必要がある。

### (道路における冠水対策)

○冠水時の通行止めにより、地域の道路ネットワークが分断されてしまうことがないように、冠水危険箇所の周知を図るとともに、下流の排水能力に応じて冠水頻発箇所の排水ポンプ増強を検討する等、道路の耐災害性の強化を図る必要がある。

### (災害時における放置車両対策)

○大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策や除雪作業等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急通行車両等の通行ルートを早期に確保する必要がある。

### (道路啓開など総合啓開の連携強化)

○処理作業は、処理計画に基づき、道路管理者、建設協会等と協力連携して行う必要がある。

### (幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進)

○地震や洪水等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める必要がある。

### (基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応の検討)

○基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、関係機関と連携を図りながら総合的に取組を進める必要がある。

### (ハード・ソフト対策等を総合した対応策の推進)

○復旧・復興には様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策を推進するほか、警戒避難体制整備等の対策を組み合わせるなどソフト対策を組み合わせた取組を推進する必要がある。

## 目標7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

### 7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

#### (救助活動能力の充実・強化)

- あらゆる災害に対応するため各種事象を想定した救助訓練を実施するとともに、近隣消防本部との合同訓練等を通じて活動能力の充実強化を推進する必要がある。
- 救助活動能力の充実・強化を図るため、春日井市震災対応消防計画の策定を進める必要がある。また、地震災害時には市内各地で救助事案が発生するおそれがあることから、すべての消防ポンプ車を水槽付消防ポンプ車へ更新し、災害対応能力の充実強化を推進する必要がある。
- 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を推進する必要がある。

#### (火災に強いまちづくり等の推進)

- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地の改善を促進する必要がある。また、街頭消火器の適正配置により、市民による早期な初期消火をもって被害を最小限にとどめる活動を推進する必要がある。
- 老朽空き家や不良空き家の除却を促進する必要がある。
- 指定緊急避難場所として位置づけられている公園の整備や適切な維持管理を推進するほか、避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する公園緑地整備を推進する必要がある。
- 震災時の広域断水時における消防水利確保のため、耐震性防火水槽の整備や非耐震性防火水槽の耐震化について検討を進めていく必要がある。
- 都市拠点である駅周辺の施設については、市街地整備事業や住環境整備事業等により、耐震性や耐火性の高い建物への更新や、オープンスペースの確保等を図り、地域の防災性能の向上を推進する必要がある。

#### (住宅・建築物の耐震化の促進等)

- ブロック塀等の工作物について、安全点検と倒壊防止の補強を指導するとともに、公道等に面したブロック塀等については、補助制度を利用した撤去を奨励する必要がある。また、ブロック塀等も含めた既存建築物の適正な維持管理や安全性確保について周知啓発を推進する必要がある。
- 住宅・建築物のさらなる耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する必要がある。
- 利用者の安全・安心を確保するため、災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策を推進する必要がある。



○都市拠点である駅周辺においては、耐震性や耐火性の高い建物への更新やオープンスペース等の確保を図るなどの対策を講じる必要がある。

#### **(公共施設等の耐震化の推進・促進)**

○行政施設、学校施設などの公共施設等の耐震化を進め、老朽化対策等の施設整備を各個別計画に基づき進める必要がある。また、天井等の非構造部材及び付属部材の耐震対策を進める必要がある。

#### **(感震ブレーカー等の普及)**

○地震による火災の発生を抑えるため、感震ブレーカーの普及啓発や自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を行い、電気火災対策を実施する必要がある。

#### **(消防水利の確保)**

○地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、水道の耐震化を進めるとともに、耐震性防火水槽の整備、持続可能な地下水の保全と利用の検討を進めていく必要がある。

#### **(消防団員の確保等)**

○大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団員等の充実強化を促進する必要がある。

### **7-2 沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺**

#### **(関係機関の連携)**

○沿線・沿道の建築物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、関係機関が連携した取組を強化する必要がある。また、救助・救急活動等が十分になされるよう、被害による人材、資機材、通信基盤を含む行政機能の低下を回避する取組を進める必要がある。

#### **(沿道の住宅・建築物の耐震化の促進等)**

○ブロック塀等の工作物について、安全点検と倒壊防止の補強を指導するとともに、公道等に面したブロック塀等については、補助制度を利用した撤去を奨励する必要がある。また、ブロック塀等も含めた既存建築物の適正な維持管理や安全性確保について周知啓発を推進する必要がある。

○住宅・建築物のさらなる耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する必要がある。

○利用者の安全・安心を確保するため、災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策を推進する必要がある。

○都市拠点である駅周辺については、耐震性や耐火性の高い建物への更新やオープンスペース等の確保を図るなどの対策を講じる必要がある。

#### **(危険な空き家の除却等への支援)**

○危険な空き家の除却に対する支援を継続して行う必要がある。

#### **(地下構造物の耐震化等の推進)**

○地下構造物の被害により道路が陥没して通行できなくなることもあるため、路面下空洞調査、地下構造物の耐震化や、地下構造物周辺に空洞を作る原因となる漏水等の点検、修復、空洞の埋め戻し、地盤情報の収集・共有・利活用等を進める必要がある。

#### **(災害情報の収集体制の強化)**

○各種観測データを活用することにより、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報の収集体制を強化する必要がある。

### **7-3 排水機場等の防災施設、ため池等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生**

#### **(ため池の防災対策の推進)**

○防災重点ため池は、県の実施する耐震診断の結果を参考に、耐震改修を推進していく必要がある。また、浸水想定区域図の見直しや整備を進めて地域への周知を図っていく必要がある。

#### **(排水機場等の防災対策の推進)**

○排水不良による浸水の長期化を防ぐため、排水機場等の耐震化を推進する必要がある。  
○排水機場等は、常に施設機能の効果を発揮できる状態に保つ必要があるため、耐水化、計画的な整備・維持管理を行う必要がある。

#### **(土砂災害対策の推進)**

○土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を推進する必要がある。  
○住宅の被害を防止する安全対策を推進する必要がある。また、土砂災害危険箇所については、県と連携して人的被害防止を推進していく必要がある。  
○土砂災害ハザードマップを作成、配布する等の啓発活動により、平常時及び異常気象時に於いて、土砂災害の危険性の住民への周知を図る必要がある。また、職員の活動能力を向上させるとともに、土砂災害・風水害対応資機材を確保する必要がある。

#### **(ハード・ソフト対策等を総合した対応策の推進)**

○二次災害発生のおそれのある箇所の把握など、ソフトとハードを適切に組み合わせた対策を実施する必要がある。

#### **(情報通信関係施策の推進)**

○住民への適切な災害情報の提供により逃げ遅れの発生等を防止するため、情報通信関係施策を推進する必要がある。

#### **(消防団等の充実強化の促進等)**

○公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進していく必要がある。また、身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。

### **7-4 有害物質の大規模拡散・流出**

#### **(有害物質の流出等の防止対策の推進)**

○有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、有害物質を取り扱う事業者に対し、事故時の対応策について検討するよう助言、指導を行う必要がある。

#### **(石綿飛散防止対策)**

○震災発生時の倒壊建築物等からの適切な石綿除去作業が実施されるよう、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」の徹底についての指導を県に求める必要がある。  
○吹付けアスベスト等によるばく露を防止するため、飛散防止対策を推進する。

#### **(PCB廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減)**

○保管中のPCB廃棄物の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、市で保管しているPCB廃棄物の適正な保管や早期の処分を完了する必要がある。

#### **(環境測定機能の強化)**

○大規模自然災害発生時にも、環境面における県民の安全・安心を確保するため、環境分析センターにおける環境測定を実施する体制を整備する必要がある。

### **7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大**

#### **(農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備)**

○日本型直接支払制度等を活用し、地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を進め、災害時には自立的な防災・復旧活動が行われるよう体制整備を推進するとともに、排水施設等の機能確保を進める必要がある。

**(適切な森林の整備・保全)**

○森林が有する多面的機能を発揮するため、地域コミュニティ等との連携を図り、総合的な対応を図る必要がある。

**(自然と共生した多様な森林づくりの推進)**

○森林の整備に当たっては、鳥獣害対策を講じたうえで、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。

**(適切な公園施設の整備・長寿命化対策の推進)**

○自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進する必要がある。

**(自然環境の保全・再生)**

○自然が持つ防災・減災機能を利用するため、自然環境を保全し、災害規模の低減を図る必要がある。

## 目標8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

#### (災害廃棄物の仮置場の確保の推進)

○災害廃棄物の発生推計に合わせた、仮置場の確保、処理に必要な資機材の確保を推進する必要がある。仮置場の確保にあっては、応急仮設住宅建設用地など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う必要がある。

#### (災害廃棄物処理計画の策定等)

○春日井市災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため、随時検証・見直しを行う必要がある。

#### (ごみ焼却施設等の災害対応力の強化等)

○老朽化したごみ焼却施設の計画的な更新を進める必要がある。

#### (災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理)

○災害廃棄物に含まれる有害物質は、春日井市災害廃棄物処理計画の「処理困難物対策」に基づいて適正処理を進める必要がある。

#### (災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携)

○災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア団体が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応する必要がある。

#### (住宅・建築物の耐震化の促進等)

○住宅・建築物の耐震化を進めるなど、災害時における大量の災害廃棄物の発生を抑制する対策を推進する必要がある。

### 8-2 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

#### (復旧・復興を担う人材等の育成等)

○災害時に道路啓開等の復旧・復興を担う人材育成を図るとともに、建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。

○愛知県等と協力して応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成を行い、判定実施体制の整備を進める必要がある。

○大規模自然災害や大規模な感染症などの有事の未然防止と被害の軽減を図るため、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る必要がある。

#### **(地方行政機関等の機能低下の回避)**

○大規模自然災害時に、復旧・復興を先導する行政職員等の施設の被災による機能の大幅な低下を回避すべく、体制・施設の強化を図る必要がある。

#### **(事前復興、復興方針・体制づくりの推進)**

○円滑かつ迅速な復興を図るため、復旧・復興計画を作成し、復興体制の強化を推進する必要がある。

#### **(災害ボランティアの円滑な受入)**

○ボランティアとの連携や被災地住民の速やかな自立・復興の支援を行うため、市社会福祉協議会との連携を強化する必要がある。また、ボランティアの受入体制を整備し、その配置等について調整を行う必要がある。

### **8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

#### **(地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援)**

○地域コミュニティの対応力を向上させるため、防災訓練・教育、防災リーダーの養成などを支援していく必要がある。

#### **(市職員・施設等の被災による機能低下の回避)**

○治安の悪化等を防ぐため、地方行政機関等（警察・消防を含む）の機能維持のための体制強化に係る取組を推進する必要がある。

### **8-4 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態**

#### **(浸水等の被害軽減に資する対策の推進)**

○浸水対策を推進するとともに、長期湛水が想定される区域における事前対策や体制整備を推進する必要がある。

#### **(地籍整備の促進)**

○災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査や土地区画整理事業等により地籍整備を促進する必要がある。

## 8-5 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ

### （仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化）

- 応急仮設住宅の建設の実現性を考慮して建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を備えておく必要がある。
- 応急仮設住宅の設置が必要な場合に迅速な対応ができるよう、事前に県の窓口と情報交換を行う必要がある。

### （既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保）

- 住宅所有者に対して、住宅セーフティネット制度を周知する必要がある。また、空き家について、被災者向け住宅への活用に向けた体制を整備する必要がある。
- 災害の発生により居住する住家を確保できない被災者に対して、居住の安定を確保する必要がある。

### （自宅居住による生活再建の促進）

- 災害の発生により住家に被害を生じた被災者に対して、被災者生活再建支援金を給付するなど、生活の再建を支援する必要がある。
- 大規模自然災害発生時に、被災状況を迅速に把握・共有し、円滑な応急対応を可能にするため、関連業務（応急危険度判定、罹災証明、応急仮設、応急修理）の体制強化を推進する必要がある。
- 被災した住宅や宅地等の危険度判定を的確に実施するため、実施体制の整備を推進する必要がある。

### （被災者台帳の作成）

- 被災した市民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、被災者台帳を整備し、関係部署間で共有・活用する必要がある。

### （罹災証明書の迅速な発行）

- 災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、税の減免等の各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立する必要がある。

## 8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

### （風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化）

- 災害発生時において、風評被害等に対応するため、的確な情報発信のための体制強化を推進する必要がある。

**(災害廃棄物処理計画の策定等)**

○春日井市災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため、随時検証・見直しを行う必要がある。



## 2 施策分野ごとの脆弱性評価結果

### ア 個別施策分野

#### ①行政機能/警察・消防等

##### 【行政機能】

##### （タイムラインの策定）

- 最大規模の洪水等に係る浸水想定を踏まえ、関係機関が連携した広域避難、救助・救急、緊急輸送等ができるよう、協働してタイムラインを策定する必要がある。

##### （関係機関の連携）

- 沿線・沿道の建築物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、関係機関が連携した取組を強化する必要がある。また、救助・救急活動等が十分になされるよう、被害による人材、資機材、通信基盤を含む行政機能の低下を回避する取組を進める必要がある。

##### （業務継続計画の見直し）

- 業務継続計画（BCP）を定期的に見直し、業務継続力を強化する必要がある。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、定期的な教育・訓練・点検等を行い、体制の見直しや計画の評価・検証等を行う必要がある。

##### （公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進）

- 公共施設等の非構造部材等の耐震化状況を把握し、耐震対策の一層の加速が必要である。

##### （災害応急対策の実施体制の確立）

- 個々の職員が災害時の状況に応じて的確に対応できるよう、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行う必要がある。また、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟等を図っていく必要がある。
- 降雨時の気象状況、気象等特別警報・警報、洪水予報、土砂災害警戒情報、台風情報等の防災気象情報を収集し、災害の発生が予想される場合には、職員の参集、災害対策本部の速やかな設置等により災害即応態勢の確保を図る必要がある。
- 災害時における適正な判断力の養成及び職場内における防災体制を確立するため、職員の防災意識の高揚及び専門的知識、技術の習得を図っていく必要がある。また、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できる仕組みを構築する必要がある。

##### （災害対応の体制・資機材強化）

- 平常時から関係機関との連携を深め、災害時における応援体制を確立する必要がある。

- 災害発生時における迅速かつ円滑な対応を行うため、装備資機材等を充実させる必要がある。加えて、消防団における消防車両や配備資機材・詰所・訓練の充実、自主防災組織における防災資機材及び資機材倉庫等の充実強化を図っていく必要がある。

#### **(市役所の業務継続力の強化)**

- 防災対策の要となる防災担当職員や技術系職員の増員又は増強・育成、職員研修の実施、物資等の備蓄、職員参集訓練の実施、家族の安否確認手段の確保、職員へのメンタルケアなどの体制強化を図る必要がある。また、情報通信ネットワークの冗長化等を図る必要がある。
- 職員が拠点に参集できない事態に備え、その他の職員が代理対応できるようにリストを整備する必要がある。
- 大規模自然災害発生時に、被災状況を迅速に把握・共有し、円滑な応急対応を可能にするため、関連業務（応急危険度判定、罹災証明、応急仮設、応急修理）の体制強化を推進する必要がある。

#### **(避難勧告等の発令)**

- 避難勧告等は、空振りをおそれず、発令基準を基に避難勧告等を発令する必要がある。

#### **(復旧復興施策や被災者支援の取組等)**

- 被災者台帳の作成等に関して、実務指針をもとに、災害発生時に被災者台帳を迅速に作成し利用できるよう取り組む必要がある。

#### **(防災拠点等の耐震化等の推進)**

- 災害による被害を最小限とするため、防災拠点として位置付けられている公共施設等の耐震化や防災設備の充実を図る必要がある。

#### **(防災拠点等の電力確保等)**

- 非常用電源設備の導入や通電範囲の更新により、電力の継続利用が可能となるよう対策を講じる必要がある。
- 非常用電源の耐震化や水害対策を推進する必要がある。

#### **(災害時防犯体制の強化)**

- 大規模災害発生後における住宅侵入盗などの街頭犯罪の多発を抑止するため、平常時より自主防犯団体への支援を行い、地域における防犯活動を強化する必要がある。

#### **(事前復興、復興方針・体制づくりの推進)**

- 円滑かつ迅速な復興を図るため、復旧・復興計画を作成し、復興体制の強化を推進する必要がある。

### **(自宅居住による生活再建の促進)**

- 災害の発生により住家に被害を生じた被災者に対して、被災者生活再建支援金を給付するなど、生活の再建を支援する必要がある。
- 大規模自然災害発生時に、被災状況を迅速に把握・共有し、円滑な応急対応を可能にするため、関連業務（応急危険度判定、罹災証明、応急仮設、応急修理）の体制強化を推進する必要がある。
- 被災した住宅や宅地等の危険度判定を的確に実施するため、実施体制の整備を推進する必要がある。

### **(被災者の生活支援等)**

- 避難所から仮設住宅、復興住宅といったように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、被災者の生活を支援していく必要がある。
- 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制を確立する必要がある。

### **(被災者台帳の作成)**

- 被災した市民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、被災者台帳を整備し、関係部署間で共有・活用する必要がある。

### **(罹災証明書の迅速な発行)**

- 災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、税の減免等の各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立する必要がある。

## **【警察・消防等】**

### **(警察施設の耐震化等)**

- 警察施設の耐災害性の強化を促進する必要がある。

### **(救助活動能力の充実・強化)**

- あらゆる災害に対応するため各種事象を想定した救助訓練を実施するとともに、近隣消防本部との合同訓練等を通じて活動能力の充実強化を推進する必要がある。
- 救助活動能力の充実・強化を図るため、春日井市震災対応消防計画の策定を進める必要がある。また、地震災害時には市内各地で救助事案が発生するおそれがあることから、すべての消防ポンプ車を水槽付消防ポンプ車へ更新し、災害対応能力の充実強化を推進する必要がある。
- 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を推進する必要がある。

### **(災害対応の体制・資機材強化)**

- 災害発生時における迅速かつ円滑な対応を行うため、装備資機材等を充実させる必要がある。  
加えて、消防団における消防車両や配備資機材・詰所・訓練の充実、自主防災組織における防災資機材及び資機材倉庫等の充実強化を図っていく必要がある。
- 県内において大規模な災害等が発生した場合における応援体制を強化する必要がある。

### **(消防団等の充実強化の促進等)**

- 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進していく必要がある。また、身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。

### **(物資調達・供給体制、受援体制の構築等)**

- 人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化する必要がある。また、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制を確立する必要がある。

### **(消防水利の確保)**

- 地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、水道の耐震化を進めるとともに、耐震性防火水槽の整備、持続可能な地下水の保全と利用の検討を進めていく必要がある。

## **②住宅・都市**

---

### **(火災に強いまちづくり等の推進)**

- 老朽空き家や不良空き家の除却を促進する必要がある。
- 震災時の広域断水時における消防水利確保のため、耐震性防火水槽の整備や非耐震性防火水槽の耐震化について検討を進めていく必要がある。
- 指定緊急避難場所として位置づけられている公園の整備や適切な維持管理を推進するほか、避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する公園緑地整備を推進する必要がある。

### **(エレベーター閉じ込め対策)**

- エレベーターが緊急停止した場合の対処法や運転再開の方法について業者と調整し、職員に周知を図る必要がある。
- 市営住宅については、住戸・住戸設備の機能向上を行い、居住性を向上させる必要がある。
- エレベーター閉じ込め事故の対策として、勉強会や救出訓練を行い、対応能力向上を推進する必要がある。

### **(ため池の耐震化等の推進)**

- 防災重点ため池は、県の実施する耐震診断の結果を参考に、耐震改修を推進していく必要がある。また、浸水想定区域図の見直しや整備を進めて地域への周知を図っていく必要がある。

### **(ハード・ソフト対策等を総合した対応策の推進)**

- 二次災害発生のおそれのある箇所の把握など、ソフトとハードを適切に組み合わせた対策を実施する必要がある。
- 各区域の浸水実績図や浸水シミュレーションによる浸水リスク評価を踏まえ、排水機場や管渠、雨水貯留施設等の浸水対策施設の整備・維持管理を推進する必要がある。

### **(衛生環境の確保等)**

- 被災者の生活空間から病原微生物の温床となる廃棄物や下水等を速やかに排除及び処理するために、し尿処理施設と下水処理施設との協力体制を構築しておく必要がある。
- 下水道の機能を十分発揮できるよう、下水処理施設及び管路等の整備・維持管理を推進する必要がある。

### **(住宅・建築物の耐震化の促進等)**

- ブロック塀等の工作物について、安全点検と倒壊防止の補強を指導するとともに、公道等に面したブロック塀等については、補助制度を利用した撤去を奨励する必要がある。また、ブロック塀等も含めた既存建築物の適正な維持管理や安全性確保について周知啓発を推進する必要がある。
- 利用者の安全・安心を確保するため、災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策を推進する必要がある。
- 都市拠点である駅周辺については、耐震性や耐火性の高い建物への更新やオープンスペース等の確保を図るなどの対策を講じる必要がある。

### **(汚水処理施設等の防災対策の強化)**

- 施設の耐震化や浸水対策等の推進と合わせて、下水処理施設の代替性の確保、運転管理体制の強化等を図る必要がある。

### **(下水道施設の耐震化等・下水道BCPの充実)**

- 管路、処理場・ポンプ場施設の耐震化を促進するため、耐震診断・耐震改修の対策を推進する必要がある。また、「地震災害時の業務継続計画（浄化センター編）」や「春日井市下水道事業業務継続計画（下水道BCP）」の見直しを行い、非常時の体制を強化する必要がある。

### **(仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化)**

- 応急仮設住宅の建設の実現性を考慮して建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を備えておく必要がある。

○応急仮設住宅の設置が必要な場合に迅速な対応ができるよう、事前に県の窓口と情報交換を行う必要がある。

#### **(感震ブレーカー等の普及)**

○地震による火災の発生を抑えるため、感震ブレーカーの普及啓発や自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を行い、電気火災対策を実施する必要がある。

#### **(危険な空き家の除却等への支援)**

○危険な空き家の除却に対する支援を継続して行う必要がある。

#### **(既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保)**

○住宅所有者に対して、住宅セーフティネット制度を周知する必要がある。また、空き家について、被災者向け住宅への活用に向けた体制を整備する必要がある。

○災害の発生により居住する住家を確保できない被災者に対して、居住の安定を確保する必要がある。

#### **(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進)**

○不特定多数の者が利用する鉄道駅や駅周辺などの主要な交通結節点において、都市機能が継続できる対策を講じるとともに、利用者の安全や避難経路の確保、救助・救急活動に資する空間の確保を推進する必要がある。

#### **(施設の耐災害性強化)**

○災害時におけるライフラインの安全性及び信頼性の向上を図るため、電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の耐災害性の強化を図るとともに、代替性の確保を進める必要がある。また、被災地以外からの供給支援を受けるための広域的バックアップ体制の整備を進める必要がある。

#### **(浄化槽の整備)**

○災害時の汚水処理の早期復旧を目指し、設置の補助を行う等、合併処理浄化槽の普及を推進する必要がある。

#### **(浸水等の被害軽減に資する対策の推進)**

○浸水対策を推進するとともに、長期湛水が想定される区域における事前対策や体制整備を推進する必要がある。

#### **(水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等)**

○民間事業者等との給水活動等についての協定締結等による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取組を推進する必要がある。また、密集市街地については、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等により、官民が連携して解消を図る必要がある。

### **(気候変動を踏まえた水災害対策)**

○近年、全国各地で豪雨等による水災害が発生していることに加え、気候変動に伴う降雨量の増加等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変動を踏まえた水災害対策について検討する必要がある。

### **(地下構造物の耐震化等の推進)**

○地下構造物の被害により道路が陥没して通行できなくなることもあるため、路面下空洞調査、地下構造物の耐震化や、地下構造物周辺に空洞を作る原因となる漏水等の点検、修復、空洞の埋め戻し、地盤情報の収集・共有・利活用等を進める必要がある。

### **(電柱や大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性の解消等)**

○大規模盛土造成地等の施設・構造物については、更新した大規模盛土造成地のマップを公表し、施設等の安全性を向上させる必要がある。

### **(排水機場等の防災対策の推進)**

○排水不良による浸水の長期化を防ぐため、排水機場等の耐震化を推進する必要がある。  
○排水機場等は、常に施設機能の効果を発揮できる状態に保つ必要があるため、耐水化、計画的な整備・維持管理を行う必要がある。

### **(避難所における良好な生活環境の確保等)**

○避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める必要がある。また、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化など、避難所としての防災機能を強化していく必要がある。

## **③保健医療・福祉**

### **(医療リソースの供給体制の確立)**

○南海トラフ地震など多数の負傷者が想定される災害に対応した、医療リソース(水・食料や燃料、医師や薬剤、治療設備等)の需要量に比し、被災を考慮した地域の医療リソースの供給可能量、被災地域外からの供給可能量が不足している可能性が高いため、関係団体等との協定締結などにより、医療リソースの供給体制を確立していく必要がある。

○相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等で対応する体制を構築し、医療リソースの需要を軽減させていく必要がある。

### **(衛生環境の確保等)**

- 災害発生時に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく消毒や害虫駆除を必要に応じ実施できる体制を維持しておく必要がある。また、感染症の発生・まん延を防ぐため、平常時から適切な健康診断や予防接種を推進する必要がある。
- 二次感染の防止に努め、地域住民に対し感染予防の指導、啓発を推進する必要がある。

### **(災害時における医療機能の確保・支援体制強化)**

- 大規模自然災害時にも迅速に医療機能を提供できるよう、災害時医療救護活動に関する協定締結のほか、地域の医療機関の活用を含めた連携体制を構築する必要がある。また、災害派遣医療チームの活動に必要な環境を整えるなど、受援体制を強化する必要がある。
- 災害時の医療対策は、救護福祉部が中心となり、総合保健医療センター、保健センター、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会等と連携して活動体制を確立する必要がある。
- 処置拡大救急救命士の運用数を増加させ、病院前救護体制を充実させる必要がある。

### **(災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保)**

- 市薬剤師会に協力要請を行い、必要な医薬品等を確保する必要がある。

### **(春日井市民病院における自立・分散型エネルギー供給の促進)**

- 春日井市民病院のエネルギーを確保するため、自衛的備蓄の必要性について認識を促すとともに、燃料等が優先的に分配されるよう、関係機関の連携を高めておく必要がある。

### **(春日井市民病院の耐災害性の強化)**

- 災害拠点病院として、災害時に必要となる医療機能を提供できるように、既設建物の改修工事等により耐災害性の向上を図る必要がある。また、広域災害時を想定した訓練の実施等を行う必要がある。

### **(多数の負傷者が発生した場合の対応)**

- 多数の負傷者が発生した際、診察及び処置を待つ患者、診察及び処置を終えた患者を、被災地内の適切な環境に収容又は被災地外に搬送する場所等を十分に確保する必要がある。

### **(被災者の健康管理)**

- 主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないよう、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築していく必要がある。



### **(避難所となる施設の衛生環境の確保)**

- 避難者にインフルエンザ、コロナウイルス、ノロウイルス、O157などが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保っていく必要がある。また、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策を検討する必要がある。
- 避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるようにしておく必要がある。
- 避難所のトイレが使用できない場合に備え、マンホールトイレシステムの整備を推進する必要がある。

### **(避難生活における要配慮者支援)**

- 要配慮者においては健康状態に特段の配慮を行い、健康維持に必要な支援を行う必要がある。

### **(保健医療機能の確保等)**

- かかりつけ医が被災した場合や広域避難時においても、医療に関する情報の活用を通じた広域的な連携体制の構築等により、適切な処置が行われるようにする必要がある。
- 保健師等による避難所等の支援体制の整備を図る必要がある。

### **(要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築)**

- 被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、ニーズに応じたサービスを提供するとともに、災害派遣福祉チーム(DCAT)の受援体制を構築する必要がある。

### **(要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備)**

- 社会福祉施設等との協力関係の構築を推進し、要配慮者の緊急一時的な受入体制の整備を図る必要がある。

## **④ エネルギー**

---

### **(災害時のエネルギー供給の優先順位の整理)**

- 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、災害時のエネルギー供給の優先順位を整理するとともに、災害時物流に係る重要拠点と優先啓開経路の検討が必要である。

### **(自立・分散型エネルギーの導入の促進等)**

- 災害時のエネルギーの供給を確保するための取組を進めるとともに、エネルギー供給源を多様化するため、太陽光発電などの再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進していく必要がある。さらに、エネルギーセキュリティ向上のため、コージェネレーション等の分散型エネルギーシステムの普及拡大を推進する必要がある。

- ごみ処理施設が災害時に稼働できなくなることを防ぐため、ごみ処理施設整備にあたっては、自立エネルギー供給機能を検討していく必要がある。

#### **(石油燃料の確保)**

- 発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する必要がある。
- 各家庭や避難所、医療施設等において自家発電施設の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する必要がある。

#### **(停電時における電動車等の活用)**

- 停電している避難所等に対して、非常用電源として電力供給が可能な電動車等の活用を検討する必要がある。

#### **(電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化)**

- 災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、電気、ガス等ライフライン関係機関との協力体制の構築を推進する必要がある。

#### **(電力設備等の早期復旧体制整備の推進)**

- 大規模災害により電柱の倒壊や倒木等が発生し、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と、早期復旧のための協力体制を整備する必要がある。
- 電力事業者は、停電の早期復旧やユーザーへの迅速かつ適切な情報発信を行うため、現場の情報を迅速に収集・共有する体制を整備する必要がある。

#### **(燃料供給バックアップ体制の充実強化)**

- 燃料供給のバックアップ体制を強化するため、石油元売各社における系列BCPの策定や訓練の実施等を促進する必要がある。

#### **(燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備)**

- 緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、輸送基盤の地震、洪水、土砂災害対策等を進め、燃料供給ルートを確実に確保し、サプライチェーンを維持する必要がある。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続を改善する必要がある。

## **⑤情報通信**

#### **(情報通信関係施策の推進)**

- 住民への適切な災害情報の提供により逃げ遅れの発生等を防止するため、情報通信関係施策を推進する必要がある。

### **(情報通信インフラの整備)**

- 無線通信施設として整備されている市防災行政無線、消防無線、専用無線の拡充及び有効利用を図っていく必要がある。

### **(情報通信システムの電源途絶等に対する対応検討)**

- 電源途絶等に対する情報通信システムの機能確保に向けて、「自治体クラウド」の導入などの対策を検討する必要がある。また、情報システムの通信が行えなくなった場合の対応方法についても検討する必要がある。
- 災害情報を各施設へ伝達できるよう、電源回路の改修を検討する必要がある。

### **(情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進)**

- アナログバックアップ回線を継続的に確保していく必要がある。

### **(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等)**

- 災害情報システムや通信手段が、一部の地域若しくは県全体にわたって途絶えることのないよう、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を図る必要がある。
- 無線通信施設として整備されている市防災行政無線、消防無線、専用無線の拡充及び有効利用を図っていく必要がある。
- 災害時の通信業務が途絶することがないように、119番通報が受信不能となった場合にも受信できる通信施設の整備拡充を検討する必要がある。

### **(情報伝達手段の多様化の推進)**

- 避難情報等については、災害情報共有システム（Lアラート）、市ホームページ、市安全安心情報ネットワーク等を活用した迅速かつ的確な情報発信を行う必要がある。また、災害対策本部と防災拠点における情報伝達を確実に行うため、防災行政無線のデジタル化整備等、情報発信のための体制を整備する必要がある。
- 災害時に必要な情報を伝達・収集するための各種防災関係システムの統合化や共通化を図る必要がある。

### **(水防テレメータシステムの更新)**

- 水位等に関する観測、情報設備の維持・更新を適切に行うとともに、洪水時における河川水位等の情報伝達体制の充実を図る必要がある。

### **(災害情報の収集体制の強化)**

- 各種観測データを活用することにより、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報の収集体制を強化する必要がある。

### **(情報の効果的な利活用等に向けた人員・体制の整備)**

○被災現場等における情報の収集・連絡体制の整備を推進する必要がある。

### **(情報伝達手段・体制の確保)**

○非常用電源設備の導入や通電範囲の更新により、電力の継続利用が可能となるよう対策を講じるとともに、既に導入済みの施設にあつては、燃料タンクの増設等により、非常用電源設備の運転継続時間の延長対策を講じる必要がある。

## **⑥産業・経済**

---

### **(企業の防災訓練の実施)**

○金融機関のBCPの実効性を維持・向上するための対策を継続的に実施する必要がある。

### **(個別企業BCP策定等の促進)**

○企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割が十分に実施できるよう、事業継続計画の策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境を整備する必要がある。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画について検討する必要がある。

### **(事業所等における防災対策の促進)**

○春日井商工会議所等と連携を図り、各種融資制度を中小企業者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する必要がある。また、平時より、県、春日井商工会議所等と連携体制を構築し、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制を整備する必要がある。

## **⑦交通・物流**

---

### **(交通施設等における脆弱性の解消)**

○緊急輸送道路に隣接するもの並びに重点的に耐震化を進める区域内を優先して耐震化を図る必要がある。

○道路橋の耐震化・老朽化対策を推進する必要がある。

### **(災害時における放置車両対策)**

○大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策や除雪作業等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急通行車両等の通行ルートを早期に確保する必要がある。

### **(災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保)**

○救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、震災対策を進める必要がある。

### **(情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進)**

○電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の防災や地震対策の検討を進める必要がある。

### **(信号機電源付加装置の整備)**

○災害時に道路情報等を確実に提供するため、道路情報板等の停電対策を推進する必要がある。

### **(電柱や大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性の解消等)**

○大規模地震発生時に被害を受けやすい電柱やその道路については、緊急輸送道路等における阻害要因とならないよう対策を講じる必要がある。

### **(道路における冠水対策)**

○冠水時の通行止めにより、地域の道路ネットワークが分断されてしまうことがないよう、冠水危険箇所の周知や、下流の排水能力に応じて冠水頻発箇所の排水ポンプ増強を検討する等、道路の耐災害性の強化を図る必要がある。

### **(道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進)**

○上下水道、道路、鉄道、河川、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図る必要がある。  
○生産拠点と物流施設・ルートの耐災害性を高めるため、幹線道路ネットワークの整備、道路の防災や地震対策の検討を進める必要がある。さらに、避難路や緊急輸送道路となる都市計画道路の整備を推進する必要がある。

### **(避難所における必要物資の確保等)**

○避難所で必要となる水、食料、燃料などの必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化、円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにする必要がある。また、被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める必要がある。

### **(避難場所・避難路の確保・整備等)**

○避難の円滑化に必要な道路の整備を推進する必要がある。また、避難場所に至る、通学路、自転車や歩行者空間を含めた避難路等の整備のほか、バリアフリー化方策について検討する必要がある。

### **(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進)**

- 不特定多数の者が利用する鉄道駅や駅周辺などの主要な交通結節点において、都市機能が継続できる対策を講じるとともに、利用者の安全や避難経路の確保、救助・救急活動に資する空間の確保が可能な対策が必要である。
- 都市拠点である駅周辺の施設については、市街地整備事業や住環境整備事業等により、耐震性や耐火性の高い建物への更新や、オープンスペースの確保等を図り、地域の防災性能の向上を推進する必要がある。

### **(物資調達・供給体制、受援体制の構築等)**

- 円滑に支援物資の受入・供給を行うため、物資集配拠点における作業体制や関係機関と連携した物資調達・供給体制を構築する必要がある。

### **(物流ネットワークの整備)**

- 物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路等の耐震対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を図る必要がある。

### **(輸送モードの連携・代替性の確保)**

- 公共交通機関の運行状況等の収集・整理と利用者・市民等への提供に向けた体制を構築する必要がある。

### **(輸送ルート確保の強化)**

- 輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、県内の都市間を連絡する幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策のほか、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良、交通施設等の耐震化等を進める必要がある。また、避難路や緊急輸送道路となる都市計画道路の整備を推進する。

### **(輸送基盤の災害対策の推進等)**

- 燃料等の供給ルートを実際に確保するため、輸送基盤の災害対策を推進するとともに、装備資機材の充実や、通行可否情報等の収集など、輸送経路の啓開や施設の復旧を関係機関の連携により迅速に実施する体制の整備を推進する必要がある。

## **⑧農林水産**

---

### **(山地災害、森林・農地等の保全機能の低下への対応)**

- 森林・農地等の管理放棄による国土保全機能の低下、集中豪雨の発生頻度の増加等による災害発生リスクの高まりが懸念されるため、基幹的水利施設をはじめとする農業用施設の耐震化や自然と共生した多様な森林づくりを進める必要がある。

### **(農地や農業水利施設等の保安全管理と体制整備)**

- 日本型直接支払制度等を活用し、地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保安全管理を進め、災害時には自立的な防災・復旧活動が行われるよう体制整備を推進するとともに、排水施設等の機能確保を進める必要がある。

## **⑨地域保全・土地利用**

### **(上水道等の復旧の体制等の強化)**

- 応急復旧に必要な人員、資機材等を確保するとともに、被害の規模等状況に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、春日井市管工事業協同組合等に協力を要請する必要がある。
- 大規模自然災害発生時に速やかに対応するため、危機管理対策マニュアル（水道事業編）に基づく応急復旧体制を強化する必要がある。

### **(河川の改修)**

- 春日井市排水基本計画に基づき、排水路改修を進める必要がある。特に都市部を流域に持つ河川では、開発の進行による流出量増大等により治水安全度が著しく低下していることから、国管理河川の庄内川や、県管理河川の八田川、内津川等の改修を促進し、あわせて地蔵川ポンプ場の整備を推進する必要がある。

### **(河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等の推進)**

- 地域住民の生命と財産を守るため、河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等を推進する必要がある。

### **(水の安定供給)**

- 大規模自然災害発生時においても安定した給水が可能となるように、水資源関連施設の耐震化、水源の増備等のハード対策を実施する必要がある。あわせて、災害発生時復旧対策の策定、関係機関の連携等のソフト対策も推進する必要がある。
- 異常気象等による水事情の悪化により、全市的に給水に支障をきたし、市民生活等に重大な被害が発生するおそれがある場合、春日井市渇水対策本部設置要領に基づき対策本部を設置し、応急かつ総合的な対処の実施を推進する必要がある。

### **(水資源の有効な利用等の普及・推進)**

- 大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備するとともに、雨水の利用の推進に関する法律（平成 26 年法律第 17 号）に基づく雨水の利用や、再生水の利用等の水資源の有効な利用等を普及・推進する必要がある。

### **(ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進)**

- 大規模水害を未然に防ぐため、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップなど各種ハザードマップの作成、防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせて実施し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた対策を推進する必要がある。

### **(土砂災害対策の推進)**

- 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を推進する必要がある。
- 住宅の被害を防止する安全対策を推進する必要がある。また、土砂災害危険箇所については、県と連携して人的被害防止を推進していく必要がある。
- 土砂災害ハザードマップを作成、配布する等の啓発活動により、平常時及び異常気象時において、土砂災害の危険性の住民への周知を図る必要がある。

### **(地籍整備の促進)**

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査や土地区画整理事業等により地籍整備を促進する必要がある。

## **⑩環境**

### **(PCB廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減)**

- 保管中のPCB廃棄物の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、市で保管しているPCB廃棄物の適正な保管や早期の処分を完了する必要がある。

### **(ごみ焼却施設の災害対応力の強化等)**

- 老朽化したごみ焼却施設の計画的な更新を進める必要がある。

### **(亜炭坑跡地対策の促進)**

- 亜炭坑跡の実態を把握するための調査及び充填に関する事業の実施など、亜炭坑跡地対策を促進する必要がある。

### **(環境測定機能の強化)**

- 大規模自然災害発生時にも、環境面における県民の安全・安心を確保するため、環境分析センターにおける環境測定を実施する体制を整備する必要がある。

### **(災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理)**

- 災害廃棄物に含まれる有害物質は、春日井市災害廃棄物処理計画の「処理困難物対策」に基づいて適正処理を進める必要がある。



### **(災害廃棄物の仮置場の確保の推進)**

- 災害廃棄物の発生推計に合わせた、仮置場の確保、処理に必要な資機材の確保を推進する必要がある。仮置場の確保にあっては、応急仮設住宅建設用地など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う必要がある。

### **(災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携)**

- 災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア団体が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応する必要がある。

### **(災害廃棄物処理計画の策定等)**

- 春日井市災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため、随時検証・見直しを行う必要がある。

### **(住宅・建築物の耐震化の促進等)**

- 住宅・建築物の耐震化を進めるなど、災害時における大量の災害廃棄物の発生を抑制する対策を推進する必要がある。

### **(石綿飛散防止対策)**

- 震災発生時の倒壊建築物等からの適切な石綿除去作業が実施されるよう、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」の徹底についての指導を県に求める必要がある。
- 吹付けアスベスト等によるばく露を防止するため、飛散防止対策を推進する。

### **(有害物質の流出等の防止対策の推進)**

- 有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、有害物質を取り扱う事業者に対し、事故時の対応策について検討するよう助言、指導を行う必要がある。

## イ 横断的分野

### ① リスクコミュニケーション

#### （継続的な防災訓練や防災教育等の推進等）

- 身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。

#### （効果的な教育・啓発の実施）

- 市民の防災意識の普及・啓発に繋がる広報活動を推進する必要がある。
- 住宅・建築物等の倒壊や家具転倒等による被害等の軽減・防止を図るため、耐震診断・耐震改修等による住宅・建築物等の耐震化、家具等の転倒防止対策を促進するとともに、主体的な避難行動を促進するため、ハザードマップの作成・周知など早期避難に繋がる効果的な教育・啓発の取組を推進する必要がある。

#### （災害対応業務の実効性の向上）

- 緊急消防援助隊の効果的な受援体制を構築するため、シミュレーションチームによる体制の検証、訓練企画等を行う必要がある。

#### （災害対応力の強化等）

- 大規模自然災害や大規模な感染症などの有事の未然防止と被害の軽減を図るため、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る必要がある。
- 大規模災害を想定した総合的な防災力の強化を進める必要がある。

#### （住民の避難力向上）

- 住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を展開していく必要がある。

#### （情報通信関係施策の推進）

- 住民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にするための情報発信が必要である。

#### （浸水想定区域の指定・見直し）

- 洪水等からの円滑かつ迅速な避難を可能にするため、最大規模の降雨を想定した浸水想定区域図等を公表する必要がある。

### **（地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援）**

- 災害が起きた時の対応力を向上するため、必要な地域コミュニティ力を構築する必要がある。  
また、ハザードマップの作成や訓練・防災教育、防災リーダーの計画的な育成等を通じた地域づくり、災害の事例や研究成果等の共有による地域コミュニティ力を強化するための支援等について、関係機関が連携し充実を図る必要がある。

### **（避難行動要支援者の救助・救急活動）**

- 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民のほか多様な主体と連携し、情報伝達体制や避難誘導體制を整備する必要がある。

### **（避難行動要支援者への支援）**

- 避難行動要支援者名簿の作成や活用、個別計画の策定を推進することにより、災害時に自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要がある。

### **（避難生活における要配慮者支援）**

- 聴覚障がい者等が支援や情報を得やすいようにするため、視覚で確認できる「コミュニケーションボード」を作成し、指定避難所及び福祉避難所に配備する必要がある。
- 平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるとともに避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制や避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に取り組んでいく必要がある。

### **（要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築）**

- ひとり暮らし高齢者や障がいのある人などで、地震や集中豪雨などの災害時に、避難場所への避難に支援を必要とされている人に対しては、地域での支え合い、助け合いによる避難支援を行う必要がある。

### **（避難所の運営体制等の整備）**

- 「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」、「災害時障がい者支援マニュアル」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制を整備する必要がある。また、学校個別施設利用計画を作成及び点検することで、避難所の適切な運営を図る必要がある。
- 町内会や自主防災会等と避難所運営に関する訓練を通し、地域が主体的に避難所の管理運営が行えるよう意識啓発を推進する必要がある。

### **（避難所外避難者への対策の整備）**

- 在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる避難所外避難者についても、その把握や支援を円滑に行うための対策を検討する必要がある。

### **(備蓄の推進)**

- 職務を円滑に実施するため、職員個人が準備・持参すべき飲料水・食料について、日頃から職員に対して意識啓発を行う必要がある。
- 備蓄計画に基づいて、飲料水・食料等の備蓄を推進する必要がある。また、各家庭、地域及び事業所における備蓄を促進する必要がある。

### **(帰宅困難者対策の推進)**

- 事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進める必要がある。また、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などの支援体制を構築する必要がある。
- 公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制する必要がある。
- 帰宅困難者には、安全に帰宅するための災害情報を提供するほか、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報を提供する必要がある。

## **②人材育成**

---

### **(災害ボランティアの円滑な受入)**

- ボランティアとの連携や被災地住民の速やかな自立・復興の支援を行うため、市社会福祉協議会との連携を強化する必要がある。また、ボランティアの受入体制を整備し、その配置等について調整を行う必要がある。

### **(災害対応能力の向上)**

- 自らの防災・減災の行動につながるよう市民意識の向上を図るとともに、地域の防災力の強化を促進する必要がある。

### **(復旧・復興を担う人材等の育成等)**

- 災害時に道路啓開等の復旧・復興を担う人材育成を図るとともに、建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を行う必要がある。
- 愛知県等と協力して応急危険度判定士及び被災地危険度判定士の養成を行い、判定実施体制の整備を進める必要がある。
- 大規模自然災害や大規模な感染症などの有事の未然防止と被害の軽減を図るため、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る必要がある。

### ③老朽化対策

#### (交通施設等における脆弱性の解消)

○道路橋の耐震化、老朽化対策を推進する必要がある。

#### (公共施設等の耐震化の推進・促進)

○行政施設、学校施設などの公共施設等の耐震化を進め、老朽化対策等の施設整備を各個別計画に基づき進める必要がある。また、天井等の非構造部材及び付属部材の耐震対策を進める必要がある。

#### (水道施設の老朽化対策等の推進)

○水道水を安定的に供給するため、施設及び管路における老朽化対策と合わせて防災拠点への配水管路や基幹管路の耐震化対策を推進する必要がある。また、水道施設を良好な状態に保つための点検・整備を実施し、事故予防、水道施設の長寿命化を図る必要がある。

#### (地域の活動拠点施設の耐災害性の強化)

○地域の活動拠点となる消防署及び各出張所について、老朽化した施設の移転整備を図る等、耐災害性の強化を推進する必要がある。また、消防救急無線等の情報通信機能についても、耐災害性の強化、高度化を推進する必要がある。

#### (農業集落排水施設の耐震化等の推進)

○農業集落排水施設等の耐震性や老朽化状況等の診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策、耐震化等を推進する必要がある。

#### (農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)

○農業水利施設の耐震化、老朽化対策等、災害対応力強化のためにハード対策の適切な推進を図るとともに、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。

#### (避難所における良好な生活環境の確保等)

○避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める必要がある。また、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化など、避難所としての防災機能を強化していく必要がある。

## ④産学官民・広域連携

### （市・県・関係機関の連携強化）

○発災直後は、県や関係機関と相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう、可能な限り被害規模を早期に把握して、災害に関する情報を共有する体制を構築する必要がある。

### （避難所の絶対量の不足に対する相互連携）

○多数の避難者に相当な収容能力のある施設が不足する地域について、県・近隣市町村等の関係機関の施設の相互利用や、民間施設等の利用の可否について検討する必要がある。

### （復旧復興施策や被災者支援の取組等）

○平常時から、大規模災害からの復興に関する法律の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を国や県と共有し、災害からの復旧復興施策や発災時の被災者支援の取組の向上を図る必要がある。

### （物資調達・供給体制、受援体制の構築等）

○大規模自然災害発生時においても、物資調達がスムーズに実施できる体制を構築する必要がある。

### （交通インフラの早期復旧に向けた関係自治体の連携調整）

○交通インフラの早期復旧の実現に向けた関係機関の連携調整体制の強化を促進する必要がある。また、膨大な帰宅困難者の帰宅支援対策として徒歩での帰宅支援の取組を推進する必要がある。

### あ行

#### ◇応急危険度判定

地震により多くの建築物が被災した後、余震等による被災建築物の倒壊や部材の落下等から生ずる二次災害を防止するため、建築物の被害の状況を調査し、二次災害発生の危険の程度の判定・表示等を行うこと。

#### ◇オープンスペース

公園・広場・河川・農地など、建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内における空地を総称するもの。オープンスペースは、レクリエーションやコミュニティ活動の場のほか、火災等の延焼防止や避難・救護活動の場所など、防災に関わる効果的な役割をもつ。

### か行

#### ◇合併処理浄化槽

台所や洗濯、風呂、トイレ等から流す生活雑排水を処理する浄化槽のこと。

#### ◇可搬式ポンプ

消防用車両が進入できないような狭い場所でも消火活動を可能にする持ち運び可能な小型の消防ポンプのこと。

#### ◇基幹的水利施設

農業用水の安定的供給や洪水による農業への被害を防ぐために整備される受益面積100ha以上のダム、頭首工、用排水路、用排水機場等の水利施設をいう。

#### ◇帰宅困難者

地震等の災害時に外出している人のうち、自宅が遠い等により帰宅できない人と、遠距離を徒歩で帰宅する人のこと。

#### ◇狭あい道路

幅員4m未満で、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により同条第1項の道路とみなされるもの、またはこれに準ずるものとして特定行政庁に指定された道路のこと。

#### ◇緊急消防援助隊

大規模災害等によって被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合において、人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制によって構築される消防部隊のこと。

#### ◇緊急輸送道路

大規模災害発生後、救命活動や物資輸送を円滑に行うため、国・県・市が事前に指定する道路のこと。

#### ◇コージェネレーション

天然ガスや石油、LPガス等を燃料として発電し、その際に生じる廃熱も回収するエネルギー効率が高いシステムのこと。

### さ行

#### ◇災害拠点病院

災害発生時に、災害医療を行う医療機関を支援する病院のこと。災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度

な診療機能や、被災地からの重症傷病者の受入れ機能等を有する。

#### ◇サプライチェーン

製造業における原材料調達・生産管理・物流・販売までを一連として捉えたもの。

#### ◇自治体クラウド

住民サービスの向上や経費削減を目的に、住民基本台帳・税務・福祉などの地方公共団体の情報システムやデータを、外部のデータセンターにおいて管理・運用し、複数の自治体で共同利用する取組みのこと。

#### ◇住宅セーフティネット制度

高齢者や障がい者、子育て世帯等の住宅の確保が困難な人に対し、住宅の供給を促進する制度。

#### ◇冗長化

システムに何らかの障害が発生した場合においても、システムが機能を維持し続けられるように、予備のシステムを配置しておくこと。

### た行

---

#### ◇湛水

一般的には、水田に水をため続けること。また、洪水等により農地などに長期的に不要な水が溜まり、農作物などが被害を受けることを湛水被害という。

#### ◇東海豪雨

平成12年9月11日から12日にかけて東海地方で発生した集中豪雨。各地で土砂災害が発生する等、甚大な被害をもたらした。

#### ◇道路啓開

緊急車両等の通行のため、早急に最低限の瓦礫処理を行い、救援ルートを確保すること。

#### ◇都市計画道路

都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保するため、基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路のこと。

#### ◇土砂災害（特別）警戒区域

土砂災害のおそれがある土地の地形や土地利用状況等について都道府県が調査した結果をもとに、知事によって指定された土砂災害のおそれがある区域。土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は、建築物等に損壊が生じ、住民に大きな危害が生じるおそれがある区域として指定される。

### な行

---

#### ◇内水氾濫

河川へ排水する川や下水路の排水能力不足等の原因により、降った雨を排水処理できないことで引き起こされる氾濫のこと。

#### ◇日本型直接支払制度

農業・農村が有する国土保全や水源かん養、自然環境保全、景観形成等の多面的機能を発揮するための地域活動や営農の継続等に対して支援する制度のこと。

### は行

---

#### ◇排水機場

ポンプによって河川や水路の流水を、河岸や堤防を横断して排水するために設けら



れる施設。ポンプ場とその付属施設（吐出水槽、樋門等）の総称。

#### ◇非構造部材

建築物を構成する部材のうち、天井材、窓ガラス、照明器具、空調設備など、建物の意匠や居住性の向上等を目的として設置される部材のこと。

#### ◇被災宅地危険度判定士

地震や大雨等の災害によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、宅地の二次災害発生を軽減・防止するために危険度の判定を行う技術者のこと。

#### ◇避難行動要支援者

高齢者、障がい者、乳幼児など、防災施策を考慮する上で特に配慮を必要とする人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を必要とする人のこと。

#### ◇防災重点ため池

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設があり、人的被害を与えるおそれのあるため池のこと。

#### ◇防災リーダー

災害に対して正しい知識や防災活動の技術を取得した地域の実践的リーダーのこと。

## ま行

---

#### ◇マンホールトイレシステム

下水道管路等にあるマンホールの上に簡易な便座やパネルを設け、災害時において迅速にトイレ機能を確保することができる災害用トイレのこと。

形式として本管直結型、流下型及び貯留型がある。

## や行

---

#### ◇輸送モード

主に「鉄道輸送」、「船舶輸送」、「航空輸送」、「トラック輸送」の4つに分類される輸送手段のこと。災害発生時においては、円滑な支援物資輸送のため、多様な輸送モードの活用が求められる。

#### ◇要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児など、防災施策を考慮する上で特に配慮を必要とする人のこと。

## ら行

---

#### ◇リードタイム

主たる災害の発生時点から時間を遡った「個々が防災行動を実施するタイミング」と「その防災行動」のために必要な時間のこと。

#### ◇罹災証明書

地震や風水害等の災害により被災した住家等の被害の程度を市町村が証明するもの。

#### ◇リスクコミュニケーション

様々なリスクに関して、行政、専門家、企業、住民などの関係者間で相互に情報や意見を交換し、相互理解を深めること。

## B

---

#### ◇BCP

Business Continuity Plan（業務継続計画）の略称。災害発生後、利用できる資源に制約がある状況下においても、重要な業務を継続し、万が一業務が中断した場合でも早期復旧が可能となるよう、優先業務の特定や復旧の目標、必要な要素の保全等を

事前に定めた計画のこと。

## I

---

### ◇ICT

Information & Communications Technology（情報通信技術）の略称。パソコン、スマートフォンなど、コミュニケーション等に関わる様々な通信技術の総称。

## J

---

### ◇Jアラート

国が緊急地震速報や津波警報等の緊急情報を、人工衛星及び地上回線を通じて全国の都道府県、市町村等に送信し、登録制メール等を自動起動させることにより、人手を介さずに瞬時に住民へ伝達する全国瞬時警報システムのこと。また、国から携帯電話会社に配信したJアラート情報を携帯電話利用者にメール（エリアメール・緊急速報メール）で伝達するルートも整備されている。

## L

---

### ◇Lアラート

災害発生時に、地方公共団体やライフライン事業者等が発信した情報や避難指示等を放送局やアプリ事業者等の多様なメディアを通じて地域住民に必要な情報を迅速かつ効率的に伝達する災害情報共有システムのこと。

## P

---

### ◇PCB廃棄物

PCB（ポリ塩化ビフェニル）を使用した電気機器等の廃棄物であり、有害のため特別な処分が必要となるもの。昭和47年以降、PCBの製造は禁止されている。

### ◇PDCAサイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）のプロセスを繰り返すマネジメントサイクルの一つであり、継続的な業務改善を推進する手法のこと。

## 春日井市地域強靱化計画

編集・発行 令和2年8月  
春日井市総務部市民安全課  
〒486-8686  
春日井市烏居松町5丁目44番地  
電話 0568-81-5111(代表)  
<https://www.city.kasugai.lg.jp>